

石川県包括外部監査報告書

平成 21 年 3 月

石川県包括外部監査人

島 田 眞 一

人材育成に関する施設等の財務に関する事務の
執行及び経営に係る事業の管理について

目 次

第1章 外部監査の概要

1、監査の種類	1
2、選定した特定の事件	1
3、特定の事件を選定した理由	1
4、監査対象とした施設等	1
5、監査の方法及び手続	2
6、監査の対象期間	2
7、監査の実施期間	2
8、包括外部監査人及び監査補助者	3
9、利害関係	3
10、その他	3

第2章 監査の視点及び県共通事項

1、監査の視点	4
2、県共通事項	6

第3章 大学

I 概要	11
1、石川県立大学の概要	11
2、石川県立看護大学の概要	21
II 監査結果	29
1、大学（総論）	29
2、石川県立大学	49
3、石川県立看護大学	60

第4章 専修学校等

I 石川県立総合看護専門学校	70
1、概要	70
2、監査結果	77

II	石川県立保育専門学園	87
1、	概要	87
2、	監査結果	92
III	石川県立産業技術専門校	101
1、	概要	101
2、	監査結果	108
第5章 県立高校		
I	概要	121
1、	県立高校全体の概要	121
2、	金沢泉丘高校の概要	125
3、	小松高校の概要	129
4、	七尾高校の概要	133
5、	輪島高校の概要	137
II	監査結果	141
1、	県立高校（総論）	141
2、	金沢泉丘高校	151
3、	小松高校	157
4、	七尾高校	161
5、	輪島高校	165
参考	指摘事項及び意見の一覧	169

第1章 外部監査の概要

1、監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

2、選定した特定の事件

「人材育成に関する施設等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

3、特定の事件を選定した理由

教育は、県及び県民の将来を支える重要な基盤である。少子化時代を迎え、県が提供する教育について、今まで以上に効果的、効率的に実施することが求められていると考えられる。

県が提供する教育の機関としては、県立高校のほかに、大学や専修学校等の高等教育機関がある。これらの機関を、県が提供する人材育成に関する機関と捉え、それらが、教育に関する施設として、適正かつ効率的な管理運営が行われているかどうかは、県民の関心のあるところである。

そこで、県が教育を提供する人材育成に関する施設等（大学、専修学校等、県立高校）の財務に関する事務の執行が法令等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理が、経済的・効率的・効果的に行われているか、について監査する意義があると判断した。

4、監査対象とした施設等

(1) 大学

県が運営する大学

石川県立大学

石川県立看護大学

(2) 専修学校等

県が運営する専修学校

石川県立総合看護専門学校

石川県立保育専門学校

職業能力開発施設

石川県立産業技術専門校
(実地監査は金沢校のみ)

(3) 県立高校

県立高校 5 2 校のうち県内において地域の主要校とされている次の 4 高校

石川県立金沢泉丘高等学校

石川県立小松高等学校

石川県立七尾高等学校

石川県立輪島高等学校

5、監査の方法及び手続

(1) 監査の方法

人材育成に関する施設等における財務事務の執行が関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか、また、経営に係る事業の管理が経済的かつ有効的、効率的に実施されているかどうかについて主眼を置き、関係帳簿書類の閲覧、分析及び質問等により必要と認める監査手続を実施した。

(2) 主な監査手続

- ①人材育成に関する施設等の組織及び運営等について、概要の聴取及び質問書に対する回答の内容分析
- ②人材育成に関する施設等の財務事務に係る関係帳簿及び書類の閲覧・照合等
- ③人材育成に関する施設等の経営に係る事業の管理状況等の調査
- ④財産管理について、現場の管理状況の調査及び現物の実査
- ⑤契約事務について、随意契約、指名競争入札に係る契約内容の聴取、関係書類の閲覧等
- ⑥その他必要と認めた監査手続

6、監査の対象期間

平成 19 年度、ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

7、監査の実施期間

平成 20 年 5 月 28 日から平成 21 年 3 月 6 日

8、包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	島田眞一
補 助 者	公認会計士	山本 博
	公認会計士	塚崎俊博
	公認会計士	西村一伸

9、利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10、その他

(1) 語句の説明

「指摘事項」・・・一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項について記載している。

「意見」・・・一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化等に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項について記載している。

(2) 計算数値

本報告書の各表に表示されている数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

第2章 監査の視点及び県共通事項

1、監査の視点

(1) 人材育成施設等の役割等

人材育成施設等の役割等については、第3章以下で詳しく述べるが、必要性について、大学は、地域における高等教育機会の提供及び地域において必要な分野における人材の育成であると考えられる。しかし、公立大学は、単一学部のところが多く、石川県の県立2大学も単一学部であり、そのような特定の分野にのみ、県が大学教育を提供することについては、地域において人材育成が必要な分野であるとされたからであり、そのことに関しての取組状況及び成果について県民に説明が必要である。

また、専修学校等については、対象とした総合看護専門学校及び保育専門学園とも古くからの伝統のある専門学校であり、その時の時代の状況により、それぞれの分野の人材育成が必要となり、設立されたものであるが、現在においてもその必要性に変わりはないのか、ただ漫然と継続している場合には、あらためてその必要性を検討してみるべきである。現在では、行政のサービスを厳選し、廃止すべきものは廃止することが求められるようになってきているのである。職業訓練の分野での産業技術専門校は、法律により都道府県に設置が定められているものであるが、国で行っている職業訓練との役割分担等に課題がある。

県立高校は、地域によって統廃合の問題はあるが、地方においては、高等学校教育の中心である。「学校経営」ということが、盛んに言われているが、私立高校と比較して効率性等はどうか、学校の説明責任（アカウンタビリティ）についても検討する必要がある。

この包括外部監査では、上記のようなことを念頭に人材育成施設等の監査を行った。総括的事項としては、施設等の役割・必要性、説明責任、各施設の行政コスト計算書の作成・公開等である。

(2) 施設ごとの行政コスト計算書の作成及び公開

県では、県全体の行政コスト計算書を作成し、公表している。

平成18年度及び19年度の県全体の行政コスト計算書は、次の通りである。

収入状況	(億円)	
項目	平成18年度	平成19年度
1、使用料・手数料等	295	316
2、国庫支出金	450	504

3、一般財源	3,116	2,980
収入合計	3,860	3,800

目的別行政コストの状況 (億円)

項目	平成18年度	平成19年度
1、総務費	248	278
2、民生費	474	535
3、衛生費	121	114
4、労働費	19	16
5、農林水産業費	532	516
6、商工費	110	108
7、土木費	944	930
8、警察費	283	281
9、教育費	1,174	1,189
10、公債費	189	186
11、その他	247	362
行政コスト合計	4,341	4,515

行政コスト計算書は一般企業の損益計算書に相当するものであるが、行政運営に必要なコストを人、物といった性質別に又は部局ごとに把握することにより、全体的、横断的なコスト改善のツールになるし、住民一人当たりのサービスコスト等を算出することでサービスの評価を行うことができ、コストを民間と比較することでアウトソーシングの根拠材料として有効に活用できる。

施設の運営等の評価を行う場合には、事業ごとのより細分化されたレベルでのコスト把握が必要であり、施設又は事業の効率性や経済性を判断する場合の重要な情報としては、施設又は事業ごとの行政コスト計算書の作成が必要である。

施設ごとの行政コスト計算書を作成することで、施設の責任者に対する経営責任者としての意識の形成や職員に対するコスト意識の向上が期待できる。また、この行政コスト計算書を施設の活動成果とともに公開することで、施設の費用対効果を明らかにすることや説明責任の遂行に役立つと考えられるのである。

2、県共通事項

(1) 給与における地域手当の異動保障制度について（意見）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に対して支給される手当である（一般職の職員の給与に関する条例第10条の2）。

この地域手当は、平成17年10月の県人事委員会勧告により地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、給料表の水準を引き下げるとともに民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与の調整を図るため、平成18年4月1日から従来の調整手当に替えて支給される手当であり、支給地域は、県内では金沢市及び内灘町、県外では東京都の特別区及び大阪市である。地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計に次の支給割合を乗じて得た額とされている。

金沢市・内灘町3%、東京都（特別区）16%、大阪市13%

勤務地が上記以外である場合には、そこに勤務する職員は、地域手当の支給対象ではないのであるが、県職員の中には勤務地が上記以外でも地域手当を支給されている職員が存在する。これは、地域手当の支給対象となる勤務地からそれ以外の勤務地に異動しても、異動後2年間は地域手当が支給されるという異動保障の制度（異動後1年目は100%、2年目は80%の支給）があるためである（一般職の職員の給与に関する条例第10条の4）。

この異動保障制度の根拠は、異動等の円滑を図るためとされ、いわゆる激変緩和措置と考えられるが、地域手当は都市部の生活費の高さを考慮して支給されるものであり、すでに対象地域を離れた人に対して、2年間支給し続ける必要性は認め難い。異動保障制度の廃止について検討するべきである。

(2) 給料表の減額改定について

平成17年10月の県人事委員会勧告により、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、給料表の水準を引き下げるとともに、民間賃金の高い地域に勤務する職員に地域手当を支給する改定が行われたことから、平成18年4月からすべての職員について給料月額を新給料表に切り替え、級号ごとの給料の減額改定が行われた。

石川県立大学で平成20年3月の給料について、大学の教職員の中から抽出した9名についてみると、うち6名が改定後の給料表よりも高い給料になっている。これは経過措置として、新たな給料表の給料月額が、切替日前に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その差額を支給することとされているためである（現給保障制度）。

(円)

職員	区分	実際支給額	改定後の給料 表の額	経過措置による 加算額
A	教育職	592,800	555,100	37,700
B	教育職	572,400	538,300	34,100
C	教育職	528,200	506,300	21,900
D	教育職	518,500	474,500	44,000
E	教育職	431,100	418,500	12,600
F	教育職	375,800	375,800	0
G	教育職	475,500	442,800	32,700
H	行政職	273,900	273,900	0
I	教育職	319,800	319,800	0

このような現給保障の考え方は認め得るものであるが、比較的年齢が高い層は昇給額が少ないために、長期間に渡って改定前の給与が維持されることになり、実質的には給料表の減額改定の効果は極めて限定的なものになってしまっているのが実情である。

(3) ソフトウェアの管理について（意見）

パソコンソフト（既製のもの）を購入した場合の管理方法等については、バージョンアップするものとししないものとに区別し、バージョンアップするものは需用費とされ、バージョンアップしないものは、財務規則取扱要綱の規定により、実質耐用2年以上で購入額が2万円以上のものは、備品購入費として台帳管理が行われ、それ以外のものは需用費とされている。また、外部委託により開発したソフトウェアはすべて委託費とされる。

ソフトウェアの支出科目等

区分		科目	台帳管理
パソコンソフト（既製のもの）	バージョンアップするもの	需用費	なし
	バージョンアップしないもの	備品購入費 需用費	あり なし
外部委託による開発		委託費	なし

ソフトウェアをバージョンアップするかしないかの区別は、ソフトウェアの製造者側の区別であって、利用者側では区別する意味がないのではないかと考えられる

ので、管理方法等の見直しが必要である。また、外部委託により開発したソフトウェアについては、高額なものになる場合があり、財産として管理することについて検討することが望ましい。

民間では、パソコンソフトの購入や外部委託によるソフトウェアの開発は、無形固定資産として処理される。

また、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」における地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデルでは、無形固定資産の項目で、ソフトウェアについて、「研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費については、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合、当該ソフトウェアの取得に要した費用を資産価額とする」としている。

(4) 備品の金額基準について（意見）

平成19年度の石川県包括外部監査報告書では、石川県財務規則第231条の物品の点検について意見が記載されている。これは、昨年度の公の施設の監査で物品の点検が全く行われていない施設が複数あったため、物品の点検時期等について意見が記載されたものである。

今年度の包括外部監査では、人材育成施設等ということで教育関係の施設について監査を行ったが、物品の点検については、一部について実施している施設はあるものの、全く行っていない施設が多数あった。

物品の点検実施状況は次の通りである。

施設名	実施状況
県立大学	全く実施していない
看護大学	重要物品について実施
総合看護専門学校	全く実施していない
保育専門学園	全く実施していない
金沢産業技術専門校	全く実施していない
金沢泉丘高校	全く実施していない
小松高校	重要物品・パソコン等について実施
七尾高校	全く実施していない
輪島高校	一部について実施

施設の人員は年々減らされており、物品の種類・数量も相当数あるので、少ない人員の中では物理的に困難というのが、実施していない理由であるが、ある施設で実施していないとその施設の職員が他の施設へ異動し、前の勤務地の施設でも実施していなかったということで、いつのまにか実施しないことが当然のようになり、

そのような慣行が県の各施設に広まる恐れがある。

そこで、物品管理の適正化の観点から、備品点数の削減のため、備品の金額基準について検討が必要と考えられる。

財務規則取扱要綱では、備品と消耗品を区分する金額基準として2万円以上と定められている。これは平成12年に1万円から2万円に改正されたもので8年が経過している。

また、他県の状況は次の通りである。

備品取扱基準金額

基準金額	都道府県数
100,000 円	6
50,000 円	6
30,000 円	15
20,000 円	18
不明	2

(平成19年7月 山口県調査)

3万円・2万円が多いが、19年度では富山県、徳島県が10万円へ、山形県、三重県、佐賀県が5万円へそれぞれ変更している。

民間企業等の固定資産計上基準(会計上資産計上する基準であり、内部的に管理する基準とは意味合いは異なる)としては、法人税法上は、10万円以上、企業会計では、20万円以上(主に大企業)、国立大学法人では、50万円以上とされている。

備品点数の削減による事務負担の軽減の観点から、金額基準の見直しを行い、備品管理の適正化を図ることにより、物品点検が実施されることが望まれる。

(5) 非常勤講師の報酬について(意見)

大学及び専修学校等の各施設においては、非常勤講師がいて授業等を行っており、この非常勤講師に対する報酬は、1時間当たりの金額として定められている。授業時間は各施設によって1コマの時間は異なるが、90分又は100分であり、その授業時間に対して2時間(120分)分の報酬を支払っている。これは、授業前の準備や授業後の質疑応答、テストの作成及び採点などの授業以外の時間を勘案して2時間分としているということであるが、根拠となる規定はない。

このような支給を行う場合は、就業規則等に根拠規定を置くか又は1コマ90分又は100分を2時間と読み替える規定が必要である。

(6) 公用車運転手の日当について（意見）

「石川県職員等の旅費に関する条例」第 19 条及び別表第一において、1 日の路程が 200km 以上の自動車を運転する県内旅行に対しては、日当定額 2,200 円が支給されると定められている。施設によっては公用車があり、公用車運転手が職員として配属されているが、その公用車運転手が運転で 1 日に 200km 以上の場合も当該日当定額が支給されている。

たしかに公用車運転手を別扱いする規定は存在しないが、公用車運転手にとって運転による移動は本来業務である。また、日当の意味合いとしての交通諸雑費が運転手個人に追加的に発生することも考えにくい。公用車運転手の旅費日当の支給について見直しを行うべきである。

第3章 大学

I 概要

1、石川県立大学の概要

(1) 所在地

石川県石川郡野々市町末松1丁目308番地

(2) 所管課

石川県総務部総務課

(3) 設置目的

広く知識を受け、生物資源環境学に関する高度な専門的知識と技術を教育研究することを通じて、豊かな教養と創造性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与することを目的に設置された。

(4) 基本理念

広い視野と豊かな創造力を備えた新しい時代を切り開く人材を養成し、学術研究の発展に寄与するとともに、開かれた大学として石川県の持続的発展に貢献することを使命として、次の基本理念を掲げる。

- ①高度化・学際化をめざす教育研究
- ②未来を切り拓く有為な人材の育成
- ③地域における社会・経済の発展や文化の創造
- ④知的資源を活用した国際社会への貢献

(5) 沿革

平成10年	5月	石川県農業短期大学将来構想懇話会を設置
平成11年	5月	石川県農業短期大学将来構想の提言
	9月	石川県農業系大学基本構想策定委員会の設置
平成12年	4月	石川県農業系大学設置準備室を設置
	8月	石川県農業系大学基本構想を策定
	9月	議会冒頭、知事が名称を「石川県立大学」とし、開学時期を「平成17年4月」とする旨を表明
平成14年	4月	石川県立大学設置準備委員会設置
平成16年	4月	文部科学省に大学設置認可申請書提出

	8月	新校舎建物の完成
	11月	文部科学省より石川県立大学設立認可書の交付
平成17年	4月	石川県立大学開学
平成19年	4月	産学官連携学術交流センター開設
平成21年	4月	大学院設置予定

(6) 施設の概要

校舎等 共通施設棟、3学科棟、講義棟、体育館、附属生物資源工学研究所他

延床面積 本校（野々市町）

共通施設棟	8,192 m ²
学科棟	11,192 m ²
講義棟	1,801 m ²
体育館	924 m ²
附属生物資源工学研究所	3,744 m ²
実験実習棟・温室など	5,324 m ²
計	31,177 m ²

附属経営農場（宝達志水町）

管理棟、講義棟など	1,667 m ²
農具舎、畜舎など	2,443 m ²
計	4,110 m ²

敷地面積 本校（野々市町） 135,129 m²

附属経営農場（宝達志水町） 189,812 m²

計 324,941 m²



石川県立大学正面

(7) 設置学部・学科

生物資源環境学部（生産科学科、環境科学科、食品科学科）

各学科では、それぞれの視点から石油などの化石資源ではなく、動物や植物といった、地球にやさしい生物資源の活用を探る。

基本的には、従来からの農学分野をベースに誕生した学部であり、農学に関する学部のように農場等を保有し、実習に利用している。国内で同系の学部を設置している大学は次の通りである。

生物資源科学部・・・島根大学、秋田県立大学、日本大学

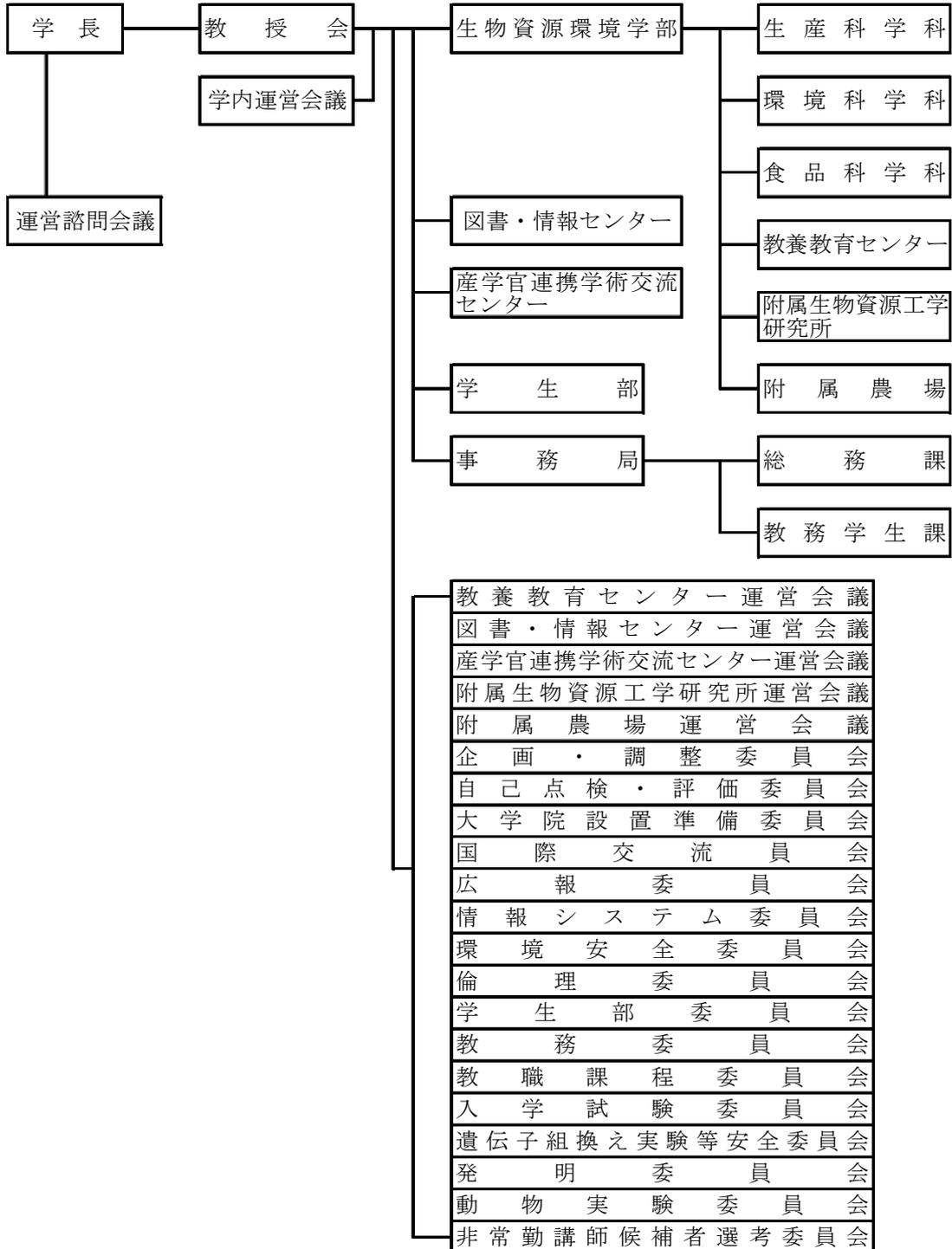
生物資源学部・・・・三重大学、福井県立大学



学科棟

(8) 組織図

大学の組織図 (石川県立大学)



(9) 教職員の状況

教職員数 (平成20年4月1日現在)

(人)

教員						事務職員等	計
学長	教授	准教授	講師	助教	計		
1	30	23	3	9	66	28	94

(10) 学生の状況

学生定員及び現員 (平成20年4月1日現在)

なお、本学は平成17年4月開学のため、20年4月に4年生までそろった段階であり、まだ卒業生はいない。

(人)

学科名	入学定員	収容定員	学生数 (現員)				
			1年次	2年次	3年次	4年次	計
生産科学科	40	160	43	44	43	37	167
環境科学科	40	160	43	47	46	41	177
食品科学科	40	160	45	42	44	44	175
計	120	480	131	133	133	122	519

出身別・性別

(人)

区分	男性	女性	計
県内出身者	118	132	250
県外出身者	142	127	269
計	260	259	519

(11) 入学状況

20年度入学状況

(人)

学科名	募集定員	出願者数	受験者数	合格者数	実質倍率 (倍)	入学者数
生産科学科	40	176	110	52	2.1	43

環境科学 科	40	151	90	54	1.7	43
食品科学 科	40	164	111	51	2.2	45
計	120	491	311	157	2.0	131

(12) 地域貢献活動

地域に開かれた大学として、「公開講座」等を実施し、教育・研究活動から生み出された成果を産業界・県民に還元普及を図り、産学官の連携協力を積極的に取り組んでいるほか、県内試験研究機関・他大学等との連携を図ることにより、新産業の創出、地域の発展、地域文化の向上に資することとしている。

①地域貢献活動

事業	事業内容	19年度実績
人材育成	県民向けに、食に関する公開講座の開催や親子農場観察会を実施	公開講座(いしかわ県民大学校) 1回開催 参加者 37名 親子農場観察会 参加者 16名
	野々市町民や小学生を対象に町民大学校やこども塾を開催	ののいち町民大学校2回開催 参加者 47名 ののいち町民大学校こども塾2回開催 参加者 50名
調査研究	地域に対して知識や技能をフィードバックするために、地域に即した課題について調査研究・提言を行う	調査研究テーマ ①能登の活性化に関する研究 ②水稻白未熟粒発生軽減のための栽培指針策定法の開発 ③能登半島地域における震災後の安全・安心な地域づくりと地域資源管理のあり方に関する研究 ④PIVを用いたトミヨの遊泳能力と魚道の研究 ⑤攪拌を伴わない均一迅

		速通電加熱を用いた県産生餡の殺菌・高品質化技術の開発 ⑥県内伝統食品、地場産農水産物の栄養成分、機能性等に関するデータベースの構築とインターネットによる発信 ⑦ハトムギの分子系統解析
産学官連携	金融機関等の主催によるイベントへの出展をすることにより、企業等との意見交換会を行い、得意分野での連携を図る	石川県内5回 富山県内2回
情報発信	本学の現状や活動の成果を大学新聞、HP等で広報	大学新聞の発行2回各2000部
	オープンキャンパスを開催し高校生にミニ講義・実験等を行う	オープンキャンパス2007 19年8月10日開催 参加者約172名 施設見学、記念講演、相談コーナー、学生との交流等

②いしかわ大学連携インキュベータ（i-BIRD）との連携

独立行政法人中小企業基盤整備機構が大学隣接地で運営する、いしかわ大学連携インキュベータ（i-BIRD）入居企業に対し、共同研究や技術指導等を行うほか、生物資源工学研究所における設備、機器等の利活用を推進している。

③上記事業のほか、いしかわシティカレッジに講師を派遣している。

（13）整備費

年次別石川県立大学整備費（大学院を除く）

（千円）

区分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
4大化 のため の整備	校舎建設費		607,042	5,562,953			
	解体工事費			113,506			

4大化 のため の整備	造成工 事費	128,722	154,359				
	外構工 事費他	97,934	204,164	321,733	33,736		
	計	226,656	965,565	5,998,192	33,736		
その他	備品購 入費	3,990	3,990	814,713	492,939	365,527	
	図書購 入費			6,000	12,000	18,000	22,232
	情報ネ ットワ ークシ ステム		8,483	2,932	99,775	58,321	58,321
	その他	107,050		49,640	100,798		
	計	111,040	12,473	873,285	705,512	441,848	80,553
合計		337,696	978,038	6,871,477	739,248	441,848	80,553

全体事業費（大学院設置や今後の整備計画を含む）は次の通り。

(千円)

項目		事業費	
4	大 化 の た め の 整 備	7,224,149	
そ	の 他	2,283,032	
大	学 院	1,362,764	
合	計	10,869,945	
財	源		
	国	庫	431,000
	県	債	7,826,000
	基	金 繰 入 金	1,420,000
	雑	入	213,000
	一	般 財 源	979,945
合	計	10,869,945	

(14) 予算規模

平成20年度予算(大学院整備費除く)

(千円)

区分	予算額	うち一般財源
大学予算額	1,648,701	1,164,323

(15) 研究費に関する外部資金の獲得状況

大学では、一般企業等からの受託研究等を行い、研究費に関して外部資金を獲得している。研究費としては、受託研究のほか、共同研究、奨学寄附がある。また、科学研究費補助金(科研費)は、大学の教員等が個人又はグループで行う研究に対する補助金であり、競争的資金の形態により、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会を通して補助金が交付される。教員個人に交付されるものであるため、大学の収入にはならないが、管理は大学事務局で行われる。

外部資金の獲得状況は次の通りである。

(千円)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (7月現在)
受託研究	件数	14	16	19	19
	金額	29,754	53,161	81,726	138,096
共同研究	件数	2	11	15	9
	金額	6,280	10,644	15,800	7,050
奨学寄附	件数	14	17	19	7
	金額	10,350	12,400	15,806	7,700
計		46,384	76,205	113,332	152,846
科研費	件数	10	13	17	18
	金額	17,150	20,550	32,271	36,459
合計		63,534	96,755	145,603	189,305

北陸3県の公立大学における外部資金獲得状況を比較すると次のようになる(平成18年度)。福井県立大学は、経済学部、生物資源学部及び看護福祉学部の3学部並びに大学院がある。富山県立大学は、工学部のほか短期大学部があり、大学院も設置されている。

(千円)

項目		石川県立大学	福井県立大学	富山県立大学
受託研究	件数	16	8	22
	金額	53,161	30,478	94,252

共同研究	件数	11	7	35
	金額	10,644	6,425	35,825
奨学寄附	件数	17	-	78
	金額	12,400	-	54,177
計		76,205	36,903	184,254
教員数		66	157	93
教員1人当たり収入		1,154	235	1,981
科研費（新規・継続採択）	件数	13	30	23
	金額	20,550	69,630	36,900

外部資金の獲得は、開学以来着実に増加しており、大学としても最も重要視している分野の一つである。科学研究費補助金の採択が少ないが、応募は、件数、金額とも北陸3県の他の公立大学と同程度行っている。



生物資源工学研究所

2、石川県立看護大学の概要

(1) 所在地

石川県かほく市中沼ツ7番1

(2) 所管課

石川県総務部総務課

(3) 設置目的

広く知識を授け、看護学に関する高度な専門的知識と技術を教授研究し、豊かな人間性と高い資質を兼ね備えた人材を育成するとともに、県内の看護教育・研究・研修の拠点として、人々の健康の増進と福祉の向上に寄与することを目的に設置された。

(4) 教育理念・教育目標

教育理念

人間の生命や生活の質を真に理解できる豊かな人間性ととも、専門的職業人としての基盤を備え、保健・医療・福祉の幅広い領域で、県民の健康と福祉の向上に貢献できる看護職及び看護指導者を育成する。

教育目標

- ①豊かな人間性を備えた人材の育成
- ②看護学に求められる社会的使命を遂行し得る人材の育成
- ③調整・管理能力を有する人材の育成
- ④国際社会でも活躍できる人材の育成
- ⑤将来の看護リーダーの役割を担う人材の育成

(5) 沿革

平成	4年	3月	看護婦等高等教育養成施設設置検討委員会報告書公表
平成	6年	3月	県立看護大学の設置に関する調査報告書公表
平成	7年	4月	看護大学設立準備室を設置
平成	8年	2月	定例県議会において、知事が平成12年4月に県立看護大学を開学する旨の方針を表明
平成11年	4月		文部省に大学設置認可申請書提出
	12月		文部省より大学設置認可書、保健婦・看護婦養成学校指定書交付
平成12年	4月		石川県立看護大学開学
平成16年	4月		大学院看護学研究科開設

平成18年 4月 大学院看護学研究科博士課程開設

(6) 施設の概要

校舎等	管理棟、図書館、講堂、教育研究棟、体育館、厚生棟	
延床面積	管理棟	1,690 m ²
	図書館	1,851 m ²
	講堂	904 m ²
	教育研究棟	8,742 m ²
	体育館	1,078 m ²
	厚生棟	1,355 m ²
	計	15,620 m ²
敷地面積	60,975 m ²	
附属施設	グラウンド (250mトラック)、テニスコート (3面)	



石川県立看護大学正面

(7) 設置学部・学科

看護学部 看護学科

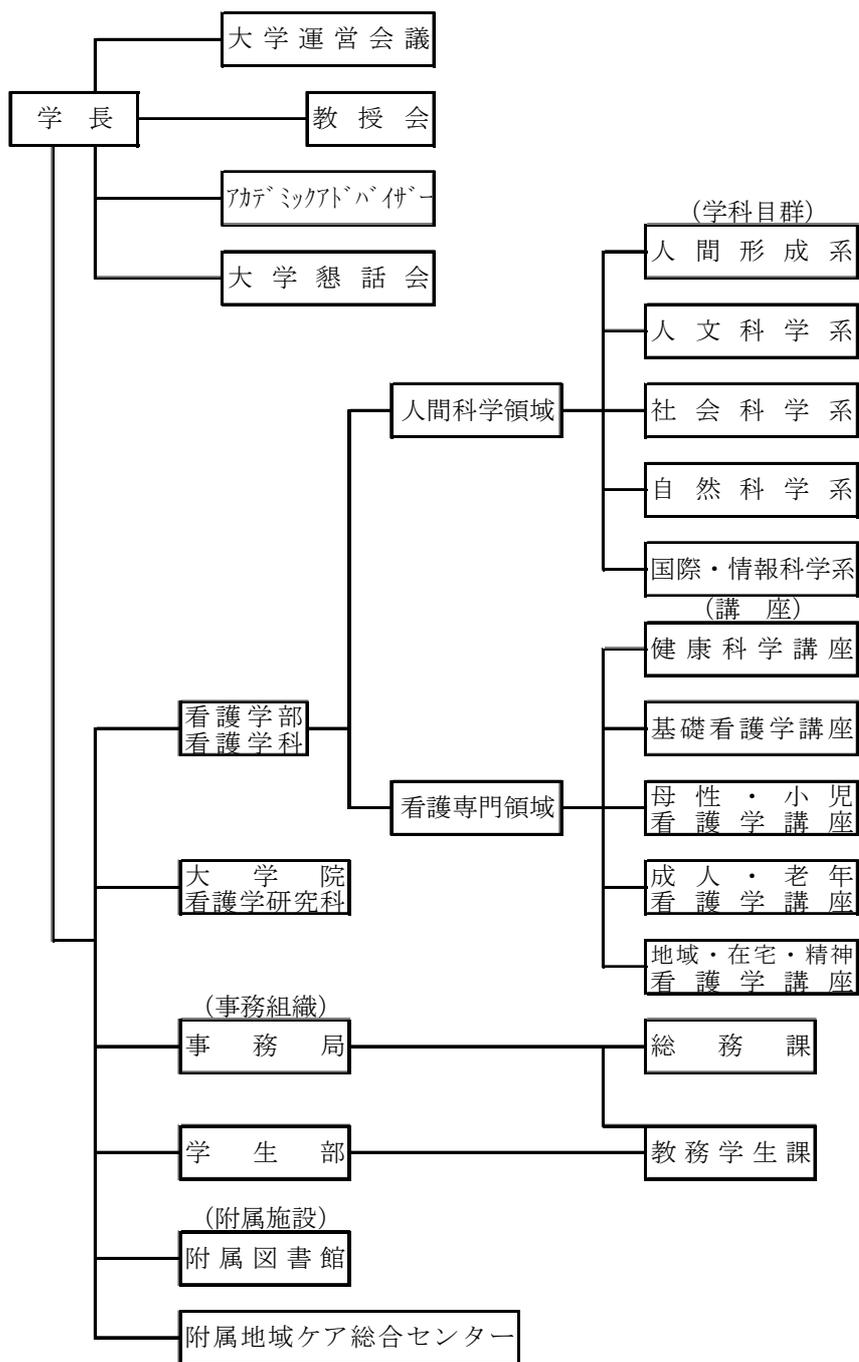
大学院看護学研究科

県内の大学における看護学部の設置状況は次の通りである。

学校名	定員（人）
石川県立看護大学	80
金沢大学医薬保健学域保健学類看護学専攻	80
金沢医科大学看護学部	60

(8) 組織図

大学の運営体制（石川県立看護大学）
大学運営図



(9) 教職員の状況

教職員数 (平成20年5月1日現在)

(人)

教員							事務職員等	計
学長	教授	准教授	講師	助教	助手	計		
1	12	11	5	6	15	50	22	72

(10) 学生の状況

学生定員及び現員 (平成20年7月現在)

(人)

区分		定員	現員	
看護学部	4年次	90	95	
	3年次	90	88	
	2年次	80	83	
	1年次	80	85	
	計	340	351	
大学院	前期	2年次	10	4
		1年次	10	10
	後期	3年次	3	5
		2年次	3	3
		1年次	3	1
計		29	23	
合計		369	374	

出身別・性別

(人)

区分	県内出身者	県外出身者	計
看護学部	288	63	351(26)
大学院	17	6	23
計	305	69	374(26)

() は、男性で内数。

(11) 入学状況

平成20年度入学状況

(人)

区分	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	実質倍率 (倍)	入学者数
看護学部	90	276	210	99	2.1	94
大学院	13	15	14	11	1.3	11

(12) 進路状況

看護学部の20年3月卒業生の進路状況は次の通り。

区分		職種等	人数(人)	構成比(%)
就職	県内	看護師	54	
		保健師	5	
		計	59	77.6
	県外	看護師	16	
		保健師	1	
		計	17	22.4
小計			76	100.0
進学	県内	大学院	2	
		大学別科	2	
		計	4	44.4
	県外	大学院	0	
		大学別科	1	
		助産課程	4	
		計	5	55.6
小計			9	100.0
その他			2	
合計			87	

(13) 地域貢献状況

地域ケア総合センターは、地域に開かれた大学にするための総合窓口として、県民及び看護・福祉・介護専門職の交流の拠点とするとともに、これらの専門職のレベルアップに貢献することにより、県民の健康・福祉の向上に資することを目的に設置されている。

活動状況は次の通り。

事業	対象	事業内容
人材育成	県民	健康・福祉・介護に関する講座開催
	県市町	事業への支援（教員派遣・紹介・会場提供等）
	専門職	高度な内容のもの、先進的・実験的な講座開催
調査研究	独自	地域の課題の調査研究
	県市町	県、市町の計画づくり、研究事業等への参加、評価、助言、共同研究
	企業	介護機器等の共同研究・開発
指導・助言	専門職	看護専門職等が業務上の課題等について大学教員に相談するための窓口、出張相談（看護研究指導等）
	県民	自主的研究会等の指導、助言、運営、場所の提供の支援
情報発信	県市町 県民	大学の研究成果等の普及
国際化推進	JICA技術研修員受入事業（パラグアイ、タジキスタン）	

（14）建設関係費用

（千円）

区分		金額
校舎建設工事	建設費	5,448,707
	その他工事	46,921
	造成工事他	792,295
	設計委託費	245,318
	事務費	4,263
	計	6,537,504
情報システム整備費	525,203	
備品整備費	609,000	
図書整備費	256,186	
保留地購入費	216,317	
教員公舎建設費	286,910	
その他	2,926	
合	計	8,434,046

(15) 予算規模

平成20年度予算

(千円)

区分	予算額	うち一般財源
大学予算額	817,707	584,827

(16) 研究費に関する外部資金の獲得状況

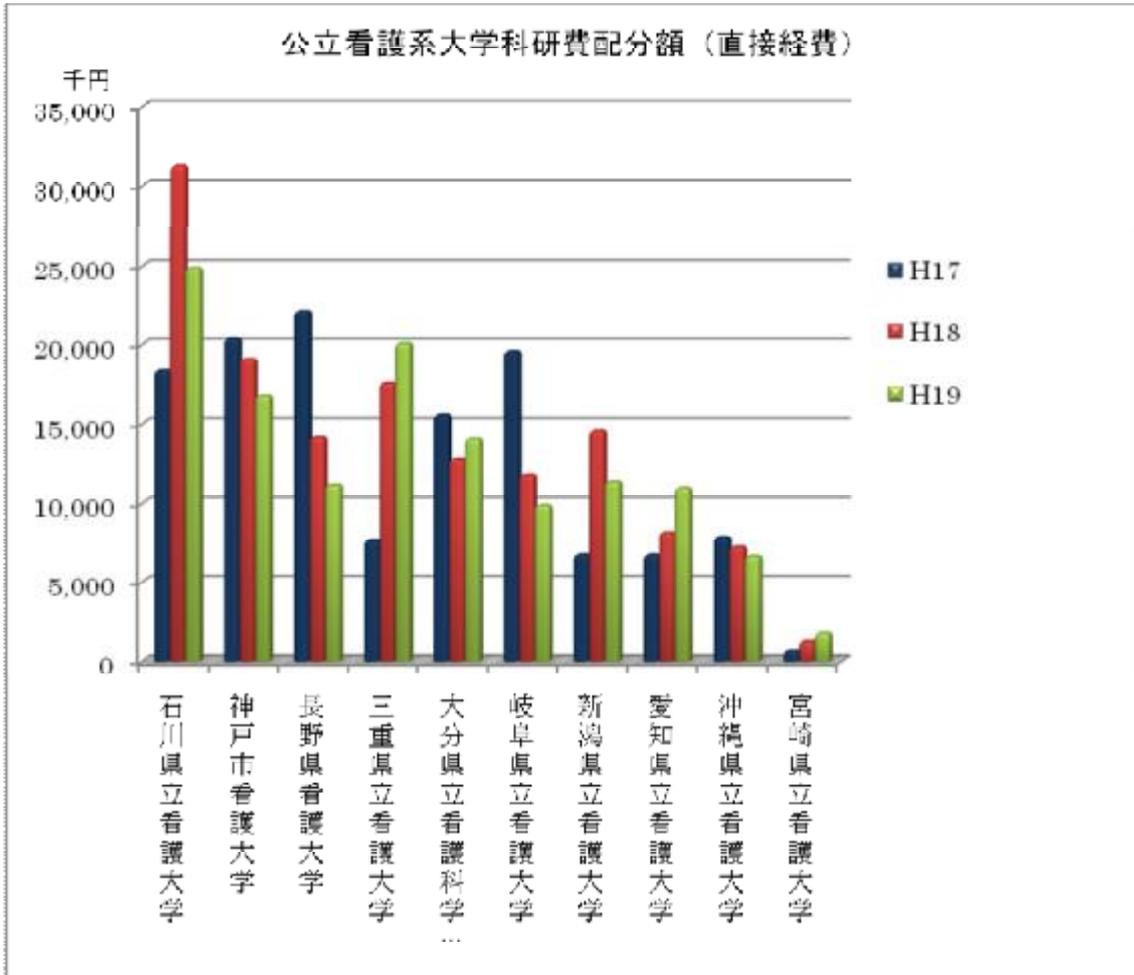
石川県立看護大学では、学部の実験研究等は行われていないが、科学研究費補助金（科研費）の申請は積極的に行われている。最近の科学研究費補助金の申請・採択状況は次の通りである。

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
申請（新規）	件数（件）	18	31	25
	金額（千円）	48,339	83,714	53,422
採択（新規及び継続）	件数（件）	14	16	17
	金額（千円）	18,400	31,300	24,900

全国の公立看護系大学における科研費の配分額を比較すると次のようになる。18年度、19年度は件数・配分額とも石川県立看護大学が第1位となっている。また、教員1人当たり配分額でも18年度は第1位である。

公立看護系大学科研費配分額（直接経費）

大学名	H17		H18		H19	
	件数	配分額 (千円)	件数	配分額 (千円)	件数	配分額 (千円)
石川県立看護大学	14	18,400	16	31,300	17	24,900
神戸市看護大学	15	20,400	13	19,100	13	16,800
長野県看護大学	11	22,134	9	14,200	9	11,200
三重県立看護大学	7	7,700	10	17,600	12	20,100
大分県立看護科学大学	8	15,600	6	12,810	11	14,100
岐阜県立看護大学	15	19,600	13	11,800	11	9,900
新潟県立看護大学	9	6,800	12	14,600	15	11,392
愛知県立看護大学	8	6,792	10	8,200	8	11,000
沖縄県立看護大学	8	7,900	7	7,300	8	6,700
宮崎県立看護大学	1	700	2	1,300	3	1,800



18年度における教員1人当たり配分額は次の通り。

大学名	配分額（千円）	教員数（講師以上）（人）	教員1人当たり配分額（千円）
石川県立看護大学	31,300	30	1,043
神戸市看護大学	19,100	31	568
長野県看護大学	14,200	34	562
三重県立看護大学	17,600	34	418
大分県立看護科学大学	12,810	31	413
岐阜県立看護大学	11,800	41	356
新潟県立看護大学	14,600	40	295
愛知県立看護大学	8,200	28	261
沖縄県立看護大学	7,300	34	241
宮崎県立看護大学	1,300	32	41

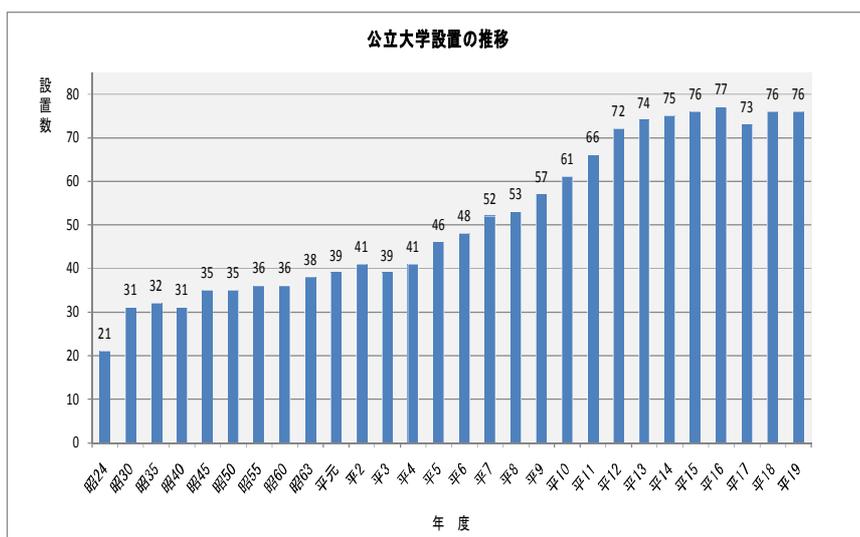
II 監査結果

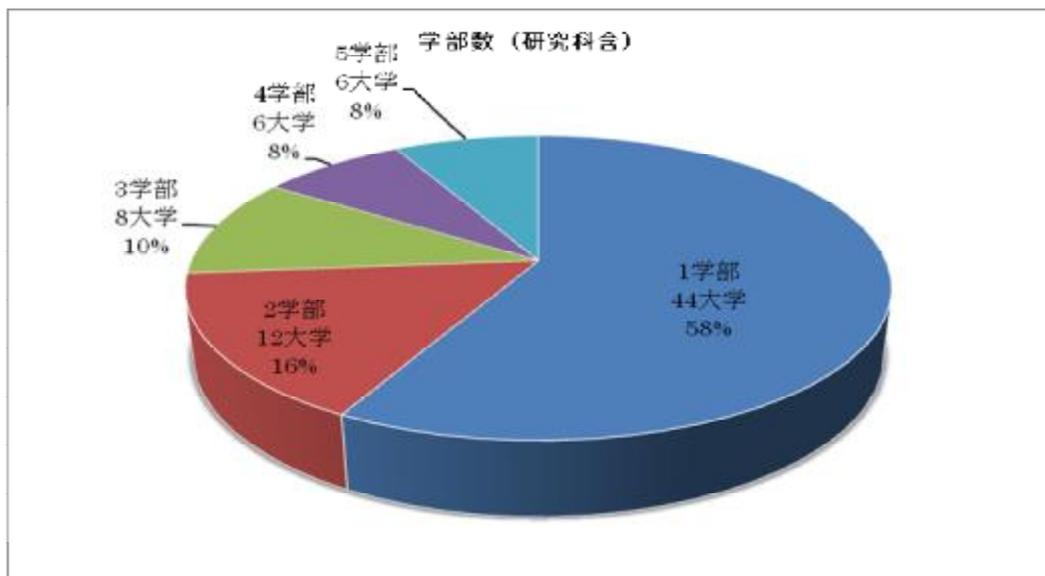
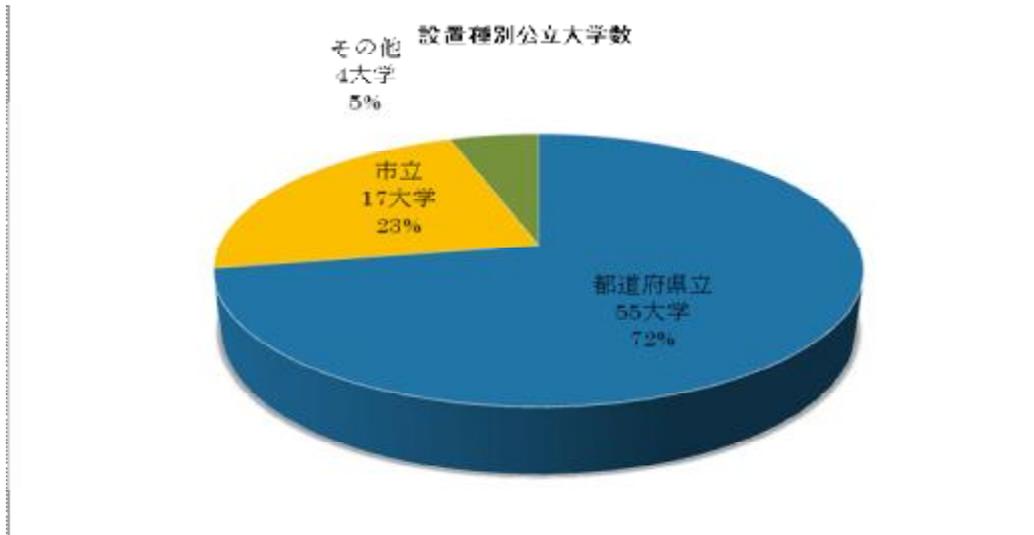
1、大学（総論）

(1) 公立大学の意義（意見）

日本において公立大学は、地方公共団体が設置する大学のことである。大学は、一般に学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としているが、公立大学は、このような目的のほか、地方公共団体が設置・管理するという性格から、地域における高等教育機会の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての中心的な役割を担っている。

国立大学と私立大学の中に隠れる形で公立大学は見えにくい存在である。公立大学協会の調査によると、公立大学は平成19年度で76校あり（公立大学法人を含む）、うち都道府県立は、55大学（72%）である。都道府県別の設置数は、1大学が20都道府県（43%）、2大学が12都道府県（25%）、3大学が5都道府県（11%）、4大学が3都道府県（6%）、5大学が1都道府県（2%）で、公立大学がない都道府県は6つである。石川県は、石川県立大学、石川県立看護大学、金沢美術工芸大学（金沢市立）の3大学である。学部数では、1学部が44大学（58%）、2学部が12大学（12%）であり、石川県の3大学とも1学部である。全体の半数以上が1学部であり、国立大学や私立大学と比較すると規模の小さな公立大学が多い。





近年の自治体の公立大学設置は、教育機会の均等化という従来の目的以上に、高等教育という新事業による地域の活性化に重点が置かれているとされる。地域に必要な人材を積極的に育成しようとする動きが、看護を中心とする保健・福祉関係の学部の増加につながり、著しく増加した。

公立大学の運営は、主として学生納付金などの自主財源と、設置者である自治体からの支出によって賄われている。国からはそれぞれの公立大学の運営費を賄うために必要な金額として算出された額が、地方交付税の中に含まれて自治体に交付され、地方交付税は自治体の一般財源に組み入れられる。

近年における大学改革は、公立大学にも影響を及ぼしている。国立大学が法人化したことで、公立大学も多くが法人化し、公立大学そのものの在り方を問う声も高まっている。今日では、国立大学法人や私立大学も地域貢献や地域連携に乗り出しており、公立大学の独自性をどのように発揮するかが課題とされている。

このような公立大学を取り巻く環境のなかで、地方自治体が設置する公立大学の存在意義は、教育・研究の水準を向上させながら、なおかつ、地域に貢献することであると考えられる。公立大学は、教育・研究を推進するという大学一般に共通する側面と地域社会に根ざした存在であるという側面がある。公立大学の運営はこの二つのバランスを考えることが重要である。教育及び研究だけではなく、設置自治体の意向、ひいては自治体の納税者の意向を重視した大学への転換が必要である。それが、地域貢献への取り組みである。公立大学における地域貢献としては、地域産業界からの委託研究の受入や共同研究などの産学連携、公的機関への委員・講師等の派遣、自治体に対する政策提言、地域に必要とされる看護師等の養成、県民の学習ニーズに応える生涯学習等の事業などがあげられる。公立大学は、自治体や県民に対して貢献することが期待されているし、そのための有利な条件も整っている。公立大学は、設置自治体の持つ行政上のデータ等の行政資源を教育・研究のために活用することが可能である。

石川県の県立2大学においても、その設置目的や基本理念として地域貢献の考え方が盛り込まれている。厳しい財政の中で、公立大学の意義を自治体や県民に理解してもらい、大学への支援を得るため、大学自らがその意義を明らかにする活動を行う必要がある。

(2) 公立大学の法人化と大学経営（意見）

石川県では、県立2大学の法人化について、平成19年12月に「石川県公立大学法人制度活用検討委員会」が設置され、平成20年4月に「早期に法人化に踏み切り、大学の判断による機動的な対応、迅速な意思決定体制、経営戦略立案機能、教員の教育研究に対するインセンティブの向上の実現を図るべきである」との提言を受けている。

「公立大学法人制度活用検討委員会報告書」によると、「県立2大学が、競争に勝ち抜く大学となるためには、学生の満足度の高い教育の提供や地域の産業界との連携の強化、地域に貢献する人材の輩出など教育・研究・地域貢献の全ての面において、高い付加価値を提供していく必要がある」とし、現状は県の一組織であるため、「機動的な組織形成・人材配置・予算配分が不可能」、「公務員のため研究等の業績が待遇に反映されない」、「経営の観点から戦略立案機能がない」、「意思決定の迅速性に欠ける」ことから、早期に法人化すべきという結論になっている。

先に述べた公立大学の意義を達成するために、公立大学の法人化は、有効な手段

である。経営的な面からみると現行の公立大学は、大きな問題を抱えている。大学が地域貢献を行っていくためには、予算等の業務や施設管理業務、教員の事務補助業務等の従来からの大学の事務局業務を見直し、大学の基本理念のもと、大学の外部との連携を構築し、理念を行動に移していくための専門的な大学事務職員が必要である。国立大学法人の場合は、事務職員の多くは大学間を異動し、私立大学の場合は、事務職員は同一大学に勤務する。公立大学の場合は、自治体の他の部課から大学事務局に異動し、数年でまた他の部課に異動するということを繰り返す。石川県の県立2大学でも同じであり、大学経営の専門家が育たないのが公立大学の実態である。県における様々な部課の業務を経験し、地方公務員として広い視野を持つ有能な人材が、大学の運営を行うことは、それなりに意義のあることではあるが、大学経営の業務にある程度精通しても、すぐに他の部課へ異動し、後任の職員が、大学経営を初歩から勉強する、というようなことでは「県立2大学が競争に勝ち抜く大学となる」のは、かなり困難であるといわざるを得ない。

大学事務職員の専門性向上は、大学の経営全般にとって必要な事項である。県の「法人化基本方針（案）」では、事務職員の人事制度として、「事務職員は、現在の管理部門の業務に加え、大学の将来を見据えた経営戦略の企画立案、教育研究における両大学の連携の推進などの業務を担う」とされ、採用については「当面は、県からの派遣職員が主体となって業務を行うこととなるが、経営戦略の企画立案などの特に専門性の高いポストについては、プロパー職員の採用も検討する」としている。

経営的な面からみた問題としては、さらに支出の統制の問題がある。県立大学では、設立後間もないということもあり、外部から高名な教員を招聘しているため、人件費は比較的高額になっている。看護大学では、全国的に看護系大学が多く設立されたために教員の需要が多く、教員の確保が課題となっている。また、研究費について、特に県立大学は、学部の特性から研究のための高額な設備機器が必要であり、設備の更新や維持費も必要になる。このような人件費、研究費等については、大学では予算管理は行われているが、経営的な視点から、必要性や効果、収益との関連等の検討といった支出そのものの統制は行われておらず、法人化により大学に経営的視点を取り入れることは望ましいことである。

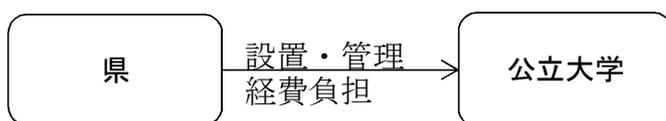
また、経営的には、財源確保の問題もある。これまでは県からの安定的な財政支援があるため、いかに収入を獲得するかといった民間経営では当然のことが大学では行われていない。一般に「経営」という場合には、民間では、事業を運営するための収入をいかに獲得するかが最大のテーマであるが、公立大学の場合は、収入は自治体からの財源が確保されており、経営的視点といっても民間での経営とは基本的に異なる。

法人化した場合は、県から運営費交付金を超える支援を求めることができなくな

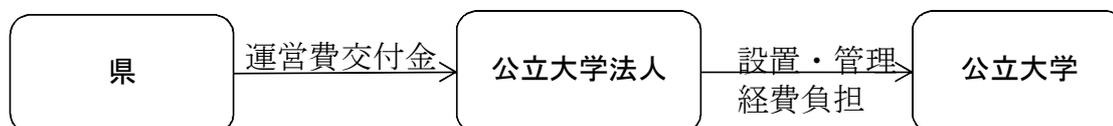
るため、運営資金の多様化を図る必要がある。特に研究費に関する外部資金の獲得はさらに積極的に行う必要がある。そのためには、大学の理念、活動の周知や決算書の作成・公開といった透明性の高い経営を行うことが求められる。法人化されても、県からは運営費交付金が交付されるので、財政支援があることに変わりはないのであるが、この意味合いは、大きく異なる。

これまでは、県が大学を直営していたため、県が大学を設置・管理し、かつ経費負担を行っていたが、法人化すると、設立された公立大学法人が、大学を設置・管理することになり、かつ経費負担を行う。県はこの公立大学法人に対して運営費交付金を交付することになる。すなわち、公立大学の経費負担の責任は一義的には公立大学法人が負うことになるのである。

直 営



法人化



「法人化の基本方針（案）」では、運営費交付金について、「県は、法人化後の教育研究に支障を及ぼすことのないよう、所要の運営費交付金を交付する。また、原則として、法人の経営状況により、中期目標期間中に当初に定めた運営費交付金の算定ルールは変更しないこととする」としている。法人化により大学に民間的な経営という意味での経営的視点を収入面においても取り入れることは望ましいと考えられる。

(3) 県民に対する説明責任（意見）

地方自治体が設置する公立大学の存在意義は、教育・研究の水準を向上させながら、なおかつ、地域に貢献することであると考えられるが、その必要性としては、地域における高等教育機会の提供と地域における必要な人材育成ということがあげられる。

石川県立大学は、昭和46年に設置された石川県農業短期大学を再編整備して、平成17年4月に開学した大学である。石川県農業短期大学では、農業経営者及び技術者を育成し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とされたが、社会情勢の変化に伴い、農業経営に従事する卒業生が激減し、就職先が多様化したことなど、教育の目的を狭い意味の農業の専門家養成に限定することは社会の要請に合わなくなってきた（石川県農業短期大学の現状と課題）。石川県は、森林及び耕地が県土の約80%を占め、白山連峰から能登半島まで豊かな自然を形成し、食材・木材等の安定供給はもとより、国土や景観の保全など、県民のくらしに重要な役割を担っている。しかし、社会経済情勢の変化、担い手の減少等により、その役割が十分果たし得なくなることが危惧されている。このため、土・水・生物等の自然の有する循環機能をベースにした新産業を創出して、農村地域の産業振興・活性化を図り、県土の均衡ある発展と持続的な社会の形成を目指すことが緊急の課題となってきた（石川県立大学自己評価書）。

そこで、生命・食料・環境等の課題解決に向けた教育・研究等のため石川県立大学が設立された。設置された学部は、生物資源環境学部である。石川県農業短期大学をベースに設置された農業系のもので、金沢大学に農学部がなかったことも設置理由の一つである。

一方、石川県立看護大学は、平成12年4月に開学した大学である。高度・専門化する看護内容や在宅ケアなど拡大する看護の機能する場への的確に対応するため、保健・医療・福祉の幅広い領域で質の高いケアを提供できる看護職が求められている。このような社会的要請に応えるため、広く知識を授け、看護学に関する高度な専門的知識と技術を教授研究し、豊かな人間性と高い資質を兼ね備えた人材を育成すること等を目的として設立された大学である（石川県立看護大学自己点検・評価報告書）。看護大学は、地域における看護師の不足及び看護師の質の向上ということが設立の背景にある。

このような理由で両大学が設立されている。県が、特定の分野（学部）について、大学教育を提供しているのは、もちろん高等教育機会の提供や地域におけるその分野の人材育成の必要性のためであると考えられるが、現在では、大学教育の機会は他にも充分あるのであり、県が、県民に対して直接大学教育を提供する（法人化しても同様である）必要性について十分考慮する必要がある。大学には多額の県費が投入されているが、その県費の何%かでも奨学金として県民に提供すれば、多くの県民の子供達が、それぞれの希望する分野の大学教育を受けるための手助けとなるのである。授業料は、国立大学と同程度に低く設定されているが、授業料が低いのは、大学のコストが低いのではなく、特定の個人のために県民が税の負担をしているからであり、負担者である県民への説明が必要である。

県が提供する大学教育の分野について、その活動成果の評価・説明及び財務情報

の作成・公開を行い、県民の合意を得る必要がある。これは、いわゆる説明責任（アカウンタビリティ）ということであるが、県民に対する説明責任は、単に大学の広報を充実させるということではなく、もっと重い責任であることを認識すべきである。

大学が本当に必要かどうかを自ら厳しく問い、生物資源環境学及び看護学の各分野について教育・研究等を行い、その分野の優れた人材を育成し、大学の卒業生達が、社会に出てグローバルに活躍し、広い意味で県勢の発展に寄与することが期待される。

（４）大学の収支及び県民負担額

平成19年度における大学の収支状況は、次の通りである。

石川県立大学

収入

(千円)

科目	金額
使用料及び手数料	261,657
国庫支出金	30,000
財産収入	17,458
寄附金	15,806
諸収入	106,489
収入計	431,412

支出

(千円)

科目	金額
報酬	77,418
給料	519,755
職員手当等	264,935
共済費	152,438
賃金	54,768
報償費	2,755
旅費	20,472
交際費	54
需用費	243,998
役務費	11,209
委託料	238,200
使用料及び賃借料	68,437

工事請負費	165,813
備品購入費	42,431
負担金補助及び交付金	17,516
公課費	175
支出計	1,880,381

(注) 石川県立大学は、大学院棟を建設中であり、19年度は建設費の一部が含まれている。

石川県立看護大学

収入 (千円)

科目	金額
使用料及び手数料	222,549
諸収入	15,645
収入計	238,194

支出 (千円)

科目	金額
報酬	12,684
給料	296,612
職員手当等	148,911
共済費	83,976
賃金	7,267
報償費	4,270
旅費	17,536
交際費	-
需用費	87,327
役務費	12,360
委託料	67,686
使用料及び賃借料	31,462
工事請負費	2,194
備品購入費	19,102
負担金補助及び交付金	2,925
公課費	97
支出計	794,417

大学の収支状況は上記の通りであり、収支差額がすべて県民負担額となる。
大学の県民負担額は、次の通りである。

項目	石川県立大学	石川県立看護大学
収入	431,412	238,194
支出	1,880,381	794,417
収支差額（県民負担額）	1,448,969	556,223
学生数	398人	367人
学生1人当たり県民負担額	3,640	1,515

石川県立大学は、平成21年4月に大学院を設置予定であり、大学院棟を建設中である。その建設費の一部が19年度の支出には、約250百万円程度含まれている。それを除いても県民負担額は、1,198,969千円、学生1人当たり県民負担額は、3,012千円になるが、石川県立大学は、平成17年4月に開学のため、19年度ではまだ3学年までしかいないので、学生数がこの段階では少ない。20年度入学生を加えた20年4月1日現在の学生数は519人であり、この学生数で算定すると、学生1人当たり県民負担額は、2,310千円になる。それでも、看護大学に比べて県民負担額は、約2倍、学生1人当たり県民負担額は、約1.5倍になる。主な要因としては、教員の人件費、研究機器等の維持費等である。

なお、大学の運営にあたっては国から地方交付税が交付される。この地方交付税は、大学について計算された額だけでなくそれ以外の項目も含めた額が、県の一般財源として受け入れられている。地方交付税は、地方公共団体が行政サービスを行う上で必要となる財源のうち、当該地方公共団体の税収入では補いきれない部分を保障するためのものであり、次の算式により算定される。

$$\text{交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

大学の基準財政需要額は、測定単位（学生数）、補正係数（学校種別）及び単位費用により算定される。県立大学及び看護大学について計算すると次のようになる。

石川県立大学

$$398人 \times 6.88 \times 256 \text{千円} = 700,989 \text{千円}$$

石川県立看護大学

$$367人 \times 6.88 \times 256 \text{千円} = 646,389 \text{千円}$$

基準財政収入額を石川県の財政力指数（必要な財源に対する自己収入の割合）で

算出すると財政力指数は19年度で0.49であり、最近3年平均では0.45であるので、3年平均を使用すると基準財政収入額は、基準財政需要額の45%となり、結局、交付税額は、基準財政需要額の55%（1-0.45）ということになる。

参考までに県民負担額から地方交付税を控除した金額等は、次の通りである。

(千円)

項目	石川県立大学	石川県立看護大学
地方交付税額	385,543	355,513
県民負担額から地方交付税を控除した金額	1,063,426	200,710

(5) 教員退職金の通算について

石川県では、国家公務員又は他の地方公務員から引き続いて本県職員になった場合で、国又は他の地方公共団体を退職時に退職手当の支給を受けていないときは、国家公務員又は他の地方公務員としての在職期間を通算し、退職手当を支給することになる（石川県職員退職手当条例第7条）。逆に、本県職員が引き続いて国家公務員又は他の地方公務員となった場合で、当該地方公共団体等において、条例等により他の地方公務員等の在職期間を通算する規定がある場合には、退職手当を支給しないことになる（石川県職員退職手当条例第13条）。

国家公務員においては、国家公務員退職手当法で同様な取り扱いが規定されている。他の地方公共団体においては、退職手当の規定について国から準則が示されており、これに基づき条例が制定されていることから、殆どの地方公共団体で同様の規定がなされていると思われる。

行政職の職員については、国と本県との間で復帰予定の人事交流が行われているため、事実上、本県が退職手当を支給することは少ないが、大学の教員については、これまでの旧農業短期大学の教員確保や平成12年度の看護大学、平成17年度の県立大学開学に際し、必要な相当数の教員を確保するため、国立大学や他の公立大学から、上記の退職手当の通算規定が適用される教員も迎えており、この場合、国家公務員又は他の地方公務員での勤続年数分を含めた退職手当のすべてが県の負担になる。

しかしながら、県では、退職手当の県負担の軽減のため、本県での教員採用時の年齢を考慮し、在職期間が短いと考えられる教員については、従前に勤務していた国立大学等と協議し、同大学を退職時に退職手当を支給することにより通算規定を適用しないように努めている。

なお、平成16年度の国立大学法人化以降は、国立大学法人職員は国家公務員でなくなったため、法人化以前から国立大学に在職していた場合を除き、基本的に国

立大学法人の要請による復帰予定の人事交流でなければ通算はできないこととなっている（石川県職員退職手当条例第7条の2第2項、附則第33項）。

(人)

項目	石川県立大学	石川県立看護大学
教員数	66	50
教員のうち通算する人数 (退職手当をもらわない で赴任してきた人数)	13	16

石川県立大学では、農業短大時代から在籍する教員が11人、県立大学になってからの教員が2人であり、将来的には退職手当の負担が相当な額になると思われる。看護大学では、16人の教員を通算規定の対象としているが、全国的な看護系の大学の増加により、教員が流動化しており勤続年数は比較的短いことから、将来的に退職手当の県負担が増す可能性は低いと考えられる。

(6) 財務諸表（石川県立大学）

①財務諸表

県立2大学は、法人化が予定されているが、現在は、決算書は作成されておらず、先に記載した収入及び支出が分かるのみである。そこで、19年度において、地方独立行政法人に移行した場合の財務諸表の作成を行った。財務諸表は、「地方独立行政法人会計基準」に準拠し、一定の仮定に基づいて作成している。また、予定では、1法人2大学とされているが、大学ごとに作成した。

財務諸表の種類は次の通りである。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・行政サービス実施コスト計算書

「地方独立行政法人会計基準」では、キャッシュフロー計算書も作成することとされているが、先に記載した収支状況と類似する点が多いので、省略した。

石川県立大学の平成19年度の財務諸表は次の通りである。

貸借対照表

平成20年3月31日

石川県立大学

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	11,848,660	固定負債	1,195,744
有形固定資産	11,763,711	資産見返負債	
土地	4,468,622	資産見返運営費交付金等	5,134
建物	6,217,664	資産見返寄附金	12,958
建物減価償却累計額	△ 144,234	資産見返物品受贈額	927,071
構築物	24,731	建設仮勘定見返施設費	250,581
構築物減価償却累計額	△ 1,101		
工具器具備品	921,126		
工具器具備品減価償却累計額	△ 184,491	流動負債	84,949
図書	208,528	未払金	84,949
美術品・收藏品	2,285		
建設仮勘定	250,581		
		負債合計	1,280,693
		【資本の部】	
無形固定資産	84,949	資本金	10,711,017
ソフトウェア	84,949	資本剰余金	
		資本剰余金	2,285
		損益外減価償却累計額	△ 145,335
		利益剰余金	—
		資本合計	10,567,967
資産合計	11,848,660	負債・資本合計	11,848,660

- (注) 1、土地の金額は、公有財産台帳上の評価額を使用している。
- 2、建物、構築物、工具器具備品については、取得価額を基礎に法人税法上の減価償却（定額法）を行い、その未償却残高を使用している。工具器具備品は、19年4月1日現在における未償却残高が50万円以上のものを資産計上した。
- 3、図書は、最近3年間の購入実績等から1冊当たりの平均単価を算出し蔵書冊数に乗じて算出した。
- 4、美術品・收藏品は台帳上の評価額を使用している。
- 5、建設仮勘定は、大学院棟の設計料等の建設費である。
- 6、ソフトウェアは、ファイナンス・リースに該当するものについて無形固定資産とするとともにリース料の未払額を負債計上した。
- 7、資本金は、土地、建物及び構築物の額を使用している。

8、資本剰余金は、美術品・収蔵品等の公有財産以外の非償却資産の額を使用している。

損益計算書

平成19年4月1日～平成20年3月31日

石川県立大学

(単位：千円)

経常費用			
業務費用			
教育研究経費	301,613		
受託研究費	97,526		
減価償却費	184,491		
教員人件費	728,898		
職員人件費	187,979		
奨学費	6,697	1,507,204	
一般管理費		294,027	
経常費用合計			1,801,231
経常収益			
運営費交付金収益		1,208,633	
授業料収益		212,016	
入学金収益		47,886	
検定料収益		8,452	
受託研究等収益		97,526	
寄附金収益		15,806	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	628		
資産見返寄附金戻入	1,703		
資産見返物品受贈額戻入	182,160	184,491	
雑益			
財産貸付料収益	12,502		
その他雑益	13,919	26,421	
経常収益合計			1,801,231
経常利益			—
当期純利益			—
当期総利益			—

(注) 1、大学では収支差額について県費が充当されているが、損益計算書上も県費相当額が、運営費交付金として交付されているものとした。

- 2、運営費交付金、寄附金等で償却資産を取得した場合、資産を固定資産として計上するとともに同額を資産見返負債として負債計上する。資産見返負債は、資産の減価償却（費用化）に応じて、資産見返負債戻入として収益計上される。

行政サービス実施コスト計算書

平成19年4月1日～平成20年3月31日

石川県立大学

(単位：千円)

I. 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費用	1,507,204	
一般管理費	294,027	1,801,231
	<u> </u>	
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△ 212,016	
入学金収益	△ 47,886	
検定料収益	△ 8,452	
受託研究等収益	△ 97,526	
寄附金収益	△ 15,806	
資産見返寄附金戻入	△ 1,703	
雑益	△ 26,421	△ 409,810
	<u> </u>	<u> </u>
業務費用合計		1,391,421
II. 損益外減価償却相当額		
		145,335
III. 引当外退職給付増加見積額		
		91,112
IV. 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	135,668	135,668
	<u> </u>	<u> </u>
V. 行政サービス実施コスト		
		<u> </u>
		<u> </u>
		1,763,536

(注) 1、損益外減価償却相当額は、出資された固定資産の償却費については、損益計算書上費用とはならないが、住民負担の観点からはコストとされるため、行政サービス実施コスト計算書に計上される。

2、引当外退職給付増加見積額は、年度末における退職金要支給額の差額を計上している。退職金については、運営費交付金により財源措置される場合

は引当金計上されず、退職給付増加見積額は、損益計算書上費用計上されないが、住民負担の観点からはコストとされるため、行政サービス実施コスト計算書に計上される。

- 3、機会費用は、県が出資している財産について他の用途に利用した場合の運用益について算定され、10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%で計算している。

②他の公立大学との比較

北陸3県の公立大学を主な指標について比較すると次のようになる。なお、福井県立大学は19年度に法人化され、財務諸表が公表されているのでその数値を利用している。また、富山県立大学は、法人化されておらず、財務諸表も公表されていないので、17年度の富山県の包括外部監査報告書に掲載されている16年度の数値を利用した。

項目	石川県立大学	福井県立大学	富山県立大学
学生数（人）	519	1,592	1,066
教職員数（人）	94	200	142
学部数	1	3	1
運営費交付金（千円）	1,208,633	2,631,916	1,599,534
学生1人当たり運営費交付金（千円）	2,328	1,653	1,500
行政コスト（千円）	1,763,536	3,084,562	2,259,041
自己収入比率（%）	18.8	24.9	28.6
学生1人当たり行政コスト（千円）	3,397	1,937	2,119
人件費率（%）	42.1	51.8	45.3
教職員1人当たり人件費（千円）	10,723	9,166	10,673
受託研究等収益（千円）	97,526	65,492	34,592
寄附金収益（千円）	15,806	12,092	44,757

福井県立大学は、経済学部、生物資源学部及び看護福祉学部の3学部並びに大学院がある。富山県立大学は、学部は工学部であるが、短期大学部があり、大学院も設置されている。石川県立大学は、生物資源環境学部であるが、福井県立大学は生

物資源学部を擁しているし、富山県立大学も工学部ということで理科系ということでは共通している。また、石川県立大学の学生数は20年4月の入学生を含めた人数である。

3大学の中では石川県立大学が、学生数、教職員数とも少なく、運営費交付金も総額では小さい。学生1人当たり運営費交付金では、他の2大学の1.5倍程度になっているが、学生数が少なく規模が小さいためである。また、行政コストも同様に総額では少ないが学生1人当たりでは他の2大学の1.6~1.7倍程度になっている。

指標の中で目立つのは自己収入比率の低さである。これは、総コストに対する自己収入の割合であるが、19年度の段階ではまだ3学年までであり、その分授業料収益が少なくなっている。

(7) 財務諸表（石川県立看護大学）

①財務諸表

石川県立看護大学の平成19年度の財務諸表は次の通りである。財務諸表の作成方法は、石川県立大学と同様である。

貸借対照表

平成20年3月31日

石川県立看護大学

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	5,050,344	固定負債	235,453
有形固定資産	5,023,716	資産見返負債	
土地	429,787	資産見返運営費交付金等	6,439
建物	4,419,119	資産見返寄附金	333
建物減価償却累計額	△ 101,577	資産見返物品受贈額	228,681
構築物	41,714		
構築物減価償却累計額	△ 1,080		
工具器具備品	30,636		
工具器具備品減価償却累計額	△ 9,103	流動負債	26,628
図書	213,920	未払金	26,628
美術品・収蔵品	300		
		負債合計	262,081
		【資本の部】	
無形固定資産	26,628	資本金	4,890,620
ソフトウェア	26,628	資本剰余金	
		資本剰余金	300
		損益外減価償却累計額	△ 102,657
		利益剰余金	—
		資本合計	4,788,263
資産合計	5,050,344	負債・資本合計	5,050,344

損益計算書

平成19年4月1日～平成20年3月31日

石川県立看護大学

(単位：千円)

経常費用			
業務費用			
教育研究経費	164,124		
減価償却費	9,103		
教員人件費	357,154		
職員人件費	108,322		
奨学費	10,983	649,686	
一般管理費		153,954	
経常費用合計			803,640
経常収益			
運営費交付金収益		545,360	
授業料収益		194,062	
入学金収益		34,338	
検定料収益		5,132	
受託事業等収益		1,755	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	594		
資産見返寄附金戻入	522		
資産見返物品受贈額戻入	7,987	9,103	
雑益			
その他雑益	13,890	13,890	
経常収益合計			803,640
経常利益			—
当期純利益			—
当期総利益			—

行政サービス実施コスト計算書

平成19年4月1日～平成20年3月31日

石川県立看護大学

(単位：千円)

I. 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費用	649,686	
一般管理費	153,954	803,640
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△ 194,062	
入学金収益	△ 34,338	
検定料収益	△ 5,132	
受託事業等収益	△ 1,755	
資産見返寄附金戻入	△ 522	
雑益	△ 13,890	△ 249,699
業務費用合計		553,941
II. 損益外減価償却相当額		102,657
III. 引当外退職給付増加見積額		△ 50,632
IV. 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	61,704	61,704
V. 行政サービス実施コスト		667,670

②他の公立大学との比較

科学研究費の配分上位校と主な指標について比較すると次のようになる。なお、大分県立看護科学大学は平成18年度に法人化され、財務諸表が公表されているのでその数値を利用している。また、長野県看護大学は、法人化されておらず、財務諸表も公表されていないので、19年度の長野県の包括外部監査報告書に掲載されている18年度の数値を利用した。

項目	石川県立看護大学	大分県立看護科学 大学	長野県看護大学
学生数(人)	367	372	385
教職員数(人)	72	64	70

学部数	1	1	1
運営費交付金（千円）	545,360	640,865	454,599
学生1人当たり運営費交付金（千円）	1,485	1,722	1,180
行政コスト（千円）	667,670	810,514	748,743
自己収入比率（%）	27.2	22.7	24.5
学生1人当たり行政コスト（千円）	1,819	2,178	1,944
人件費率（%）	50.7	50.6	52.4
教職員1人当たり人件費（千円）	5,761	8,024	7,783
受託研究等収益（千円）	-	6,710	-
寄附金収益（千円）	-	1,241	555

3大学とも看護学部のみ単科大学であり、規模も同程度である。行政コストは石川県立看護大学が最も小さく、学生1人当たり行政コストも小さい。教職員1人当たり人件費の算定には引当外退職給付増加見積額を含めており、石川県立看護大学の19年度は△50,632千円のため教職員1人当たり人件費が低く算出されている。これを除外しても6,464千円となり他の2大学に比べて低い数値である。

2、石川県立大学

(1) 学生生活への支援（通学の利便性向上）について（意見）

学生の生活支援等に関するアンケートによると、通学手段について公共交通機関等による通学手段の確保の要望が多く出されており、平成19年9月に公表された石川県立大学自己評価書においても、特に通学手段については関連機関への要請を強く求めたいとされている。公共交通機関としては、金沢からの直通バスはあるが、本数が少なく、JRの最寄り駅である野々市駅又は松任駅からは直通バスはない。野々市町が運営するバスはあるが、乗り換えが必要である。過去に行われた通学手段に関するアンケート調査結果によると、自転車66.5%、乗用車26.4%、徒歩19.0%、バス13.6%、その他7.8%となっている（複数回答）。これは、自宅以外から通学する学生の場合、通学の便のため野々市町に下宿等し、自転車を利用することが多いためと考えられる。学生生活への支援、将来的な学生確保等の観点から、通学の利便性向上に関する施策の検討・実施が望まれる。

(2) 財産の管理

① 公舎の廃止について（意見）

県立大学の公舎は22戸ありそのうち13戸は利用されているが、9戸については老朽化等の理由で利用されていない。

区分	戸数	利用戸数
学長公舎	1 戸	1 戸
本多町公舎	2	1
栗田公舎	8	7
中林公舎	5	3
押水公舎	6	1
合計	22	13

平成10年の行政監査の際に指摘を受け、その後平成18年に公舎の廃止の方向が決定されている。現在は新たな入居募集は行わず、自然退去を待っている状態であるが、結局すべての廃止がいつになるのかは不明である。

公舎の廃止の方向が決定されている以上、公舎の具体的な廃止計画を作成すべきである。

② 工作物の管理について（意見）

ビニールハウス等の工作物については、年度末の数量を報告しているが、実地に現物の確認は行われていない。本校の場合、離れた場所に農場等があるので、そこにある工作物の使用状況等の確認を行う必要がある。毎年実地に現物の確認を行い

使用状況等の点検管理を行うべきである。

(3) 備品等の管理

① 図書館での閲覧用 CD、DVD の管理（意見）

図書館での閲覧用 CD、DVD については、金額要件として2万円以上のものを備品として管理している。県の規則では図書館図書室等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書については、金額にかかわらず備品として管理することになっている。これらの CD 等は使用形態や管理面からも図書類としての性格を持つというべきであり、図書として管理すべきである。

② 備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）

県の規則では物品の点検として毎年3月31日現在において物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとされている。大学ではこの物品の点検は全く行われていない。

物品点検の目的は、帳簿上のものが実際に存在するかの確認であり、破損、紛失等の確認がとれ、また、使用状況を見ることによりそれが使用されず遊休となっていないか確認し、さらに使用はされてはいるが技術的な陳腐化などで万全といえるかどうか等をも確認できる。上記の確認などにより備品一つ一つが大事な財産であることが再認識され、また、他機関への移管や売却等財産の有効活用を図ることができる。物品の点検は有効かつ必要なものであり現実に実施する方法を模索する必要がある。

③ 備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

④ 備品シールの貼り付けについて（意見）

備品は一点ごとに細分類番号及び登録番号等を表示することになっており、これは通常、所定の事項を記載したシールを張り付けることにより行われる。備品の形状等から判断して貼付が困難なものは最初からシールを作成しなくてもよいこととなっているが（財務規則取扱要綱第237条 美術品及び備品の表示）、最初からシールを作成していないことが台帳に記載されていないため、現物確認時にシールがない場合、最初からシールを作成していないのか、後ではがれたのか不明である。形状等から貼付が困難なものでシールを最初から作成しないものは備品台帳に

貼付しない旨及びその理由を記載することが望ましい。

⑤ 建物建設時の厨房用備品について（意見）

建物建設時の厨房用備品は工事費で決裁したため、その金額は建物に含まれており、備品台帳には記載されていない。

工事費で決裁・承認をうけたとしても、それが備品である以上備品として処理すべきである。また、当該備品については建物とは別に物品目録を備えて管理しているということであるが、これらについてのみ例外的な管理をする理由はなく、通常の備品と同じように備品台帳に記載し管理すべきである。

⑥ 薬品等（劇物・毒物）の管理（指摘事項）

学内の劇物・毒物にあたる化学薬品及び農薬の管理については、農業短大時代の事務局長通知があり、保管場所・保管責任者の事務局への届け出、管理台帳の作成、事務局による管理状況の点検、保管上の注意点、廃棄の際の注意点等が定められている。保管責任者である教員は管理台帳の作成や半年ごとの棚卸は行っているが、事務局への報告は行っていない。事務局では全体の把握及び管理状況の点検等の管理は全く行われていない。劇物・毒物の適正な管理を徹底すべきである。

（４）図書管理

① 定期的な蔵書点検の未実施（指摘事項）

大学図書館の蔵書の状況は次の通りである。

平成18年度末蔵書	54,476 冊
平成19年度購入	2,657 冊 (13,179 千円)
平成19年度寄贈・製本雑誌	1,262 冊 (909 千円)
平成19年度末蔵書	58,395 冊

図書・情報センター利用規程では毎年1回の蔵書点検を行うものとしてされているが、開学以来、蔵書点検は行われていない。蔵書の保管状況や不明図書の把握等のため定期的な蔵書点検を行う必要がある。

② 図書除籍ルールの未策定（意見）

図書・情報センター利用規程では、廃棄基準については別に定めるとされているが、図書の除籍基準は未策定となっている。また、開学以来、図書の除籍は行われていない。蔵書点検が行われていないので、除籍が行われていないのは当然のことであるが、すでに不明図書が発生しており、蔵書点検の結果、廃棄を要するものが

生じている場合も考えられるので、除籍の基準を策定する必要がある。



図書・情報センター

(5) 情報機器の利用管理

①貸与パソコンの学外持出許可申請の徹底（意見）

県所有で教職員に貸与しているパソコンはそのデータとともに学外に持ち出す場合には管理者への許可申請が必要とされているが、現時点でその許可申請は教職員から1件も提出されていない。

職員はパソコンを学外に持ち出すことはないということであるが、教員は学会、講演等で持ち出すことは当然ありうると考えられる。上記許可申請が1件も提出されていないことをもって学外持出という事実がないということにはならない。昨今の個人情報漏えいによる事件に鑑みても、上記許可申請を即刻にかつ、徹底すべきである。

(6) 契約事務

①校舎管理関係の委託業務に関する指名業者の拡大等について（意見）

校舎管理関係の指名競争入札による委託業務の状況は次の通りである。

清掃業務管理

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予定価格	27,686千円	27,098千円	25,734千円
落札額	27,090千円	27,090千円	25,620千円
落札率	97.84%	99.97%	99.54%

請負者	A社	A社	A社
指名業者数	5者	5者	5者

緑地管理業務

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予定価格	10,022千円	8,022千円	8,022千円
落札額	8,022千円	6,426千円	7,213千円
落札率	80.04%	80.10%	89.92%
請負者	B社	B社	B社
指名業者数	5者	5者	5者

設備等管理業務

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予定価格	54,440千円	54,137千円	51,126千円
落札額	54,075千円	53,707千円	50,977千円
落札率	99.33%	99.21%	99.71%
請負者	C社	C社	C社
指名業者数	5者	5者	5者

常駐警備委託業務

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予定価格	14,280千円	14,116千円	13,072千円
落札額	13,965千円	13,807千円	13,051千円
落札率	97.79%	97.81%	99.84%
請負者	D社（不調随意契約）	D社	D社（不調随意契約）
指名業者数	5者	5者	5者

校舎管理関係の委託料のうち、清掃、警備、緑地管理は一般的なものであり業者が変わったとしてもそれほど差し障りがでないものである。校舎管理関係の各委託契約は、すべて3年間同一業者が受注しており、緑地管理を除いて指名業者も3年間同じである。緑地管理については受注業者だけが予定価格をかなり下回る価格を

出しているが、警備については交渉の末、予定価格に収めている状態であり、競争原理が働いているかどうかは疑問である。今後は指名業者の入れ替え及び指名業者数を大幅に増やして広く募り競争原理を働かす必要がある。

②研究機器の保守点検費用について（意見）

平成 19 年度において、研究機器の保守点検費用のうち契約金額が百万円以上のものは下表のように 9 件あった。

点検対象機器	契約金額(円)	契約方法	契約期間	点検内容
共焦点レーザー 顕微鏡 1 台	3,465,000	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	定期点検 のみ
タンパク質結晶 化システム 1 台	1,358,700	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	定期点検 のみ
ガスクロマトグラフ 質量分析装置 2 台	1,575,000	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	定期点検 のみ
透過形電子顕 微鏡 1 台	1,283,100	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	実際修理 あり
LC/MS/MS 1 台	3,866,100	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	定期点検 のみ
タンパク質結晶 化・観察・解析 システム 1 台	2,287,320	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	定期点検 のみ
セルーター 1 台	2,835,000	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	定期点検 のみ
四重極質量分 析計 1 台	1,047,900	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	実際修理 あり
質量分析装置 1 台	2,247,000	指名競争入 札 (5 者)	19.4.1～20.3.31	定期点検 のみ

上表のように、研究機器の保守点検は多くのものが年間契約となっており、百万円以上の 9 件の起案を閲覧した。9 件のうち修理が発生していたのは 2 件、他は定期点検のみであった。

研究機器の保守点検が必要なことはもちろんだが、現状は非常にコストがかかっ

ている。上表以外にも、数十万円程度の保守点検契約が相当件数存在する。今後、修理点検情報を蓄積して、費用対効果の観点から、現状どおりに年間保守契約を継続するものと、随時の修理依頼に切り替えるものを区別していくべきである。

③広報委託料の起案書類の記載事項について（意見）

大学では受験生向けに大学の広告を行っている。その広報委託料の起案書類においては、選択した広告媒体の特徴等が十分に記載されているとはいえない。

19年度の主な広報委託料の内容は次の通りである。

名称	委託内容	契約金額	契約方法
受験雑誌広告掲載	マッチングブック	1,470 千円	随意契約（1者）
受験雑誌広告掲載	全国大学内容案内	1,470 千円	随意契約（1者）
受験雑誌広告掲載	全国大学受験年鑑	1,470 千円	随意契約（1者）

契約した案件については、書籍広告だけではなくWEB広告も契約条件に入っている。現在は広告のWEB掲載が学生に大学をアピールする手法の重要なポイントとなっていると考えられるが、それについて当該契約に関する条件が仕様書や随意契約の理由書に記載されていない。また、当該契約に至る意思決定過程は何も示されていない。重要情報は起案書類に記載した上で、管理者の承認を取るべきである。

(7) 入学手数料の納入通知書による納入について（意見）

大学の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収方法は、石川県手数料条例及び石川県学校条例に定めるところによるとされている（石川県立大学学則第31条）。石川県手数料条例では、学部学生の入学手数料は、入学の一年前から引き続き県内に住所を有する者は28万2千円、それ以外の者は、42万3千円とされており、これらは、石川県証紙により納入することとされている（石川県証紙条例第2条、石川県証紙条例施行規則第2条の2）。

県証紙の最高額は1万円であるが、県内の学生は、県証紙を金融機関等で購入して、所定の用紙に貼り付け等して納付している。県外の学生は、県証紙の入手ができないため、郵便為替を大学に郵送してきており、それを大学事務局が郵便局で現金化し、金融機関で県証紙を購入して所定の用紙に貼り付けしている。入学手数料は、他の手数料に比べて高額であり、現在の事務処理方法は、煩雑かつ現金を扱うため危険性を伴う方法である。納入通知書等による納入方法を検討することが望ましい。

(8) 支出

①人件費の統制管理について（意見）

人件費のうち賃金科目で処理されるものは、臨時職員（研究員・アルバイト）に該当する人の給与である（19年度54百万円）。このうちの多くは、教員の研究補助を主たる目的として雇用される人たちであるが、この人たちに係る人件費の必要性に関する管理が不十分である。

19年度末における臨時職員の状況は次の通りである。

所属等	20年3月末人員
生産科学科	4 人
環境科学科	2
食品科学科	5
附属生物資源工学研究所	11
附属農場	9
事務局、図書・情報センター	5
研究補助員	2
研究員	8
合計	46

現状の管理方法は、ほぼ予算統制のみである。教員の要望を聞き、予算の範囲で雇うということで、必要性に関する検討がされていない。また、同一人物に対する給与が管理上の区分において、時期により一般の賃金で処理されたり研究費の賃金（研究費として集計される賃金）で処理されたり予算の都合で処理されている場合があり、基本的に人件費の統制管理をする意識が見受けられない。

臨時職員について雇用目的等の明確化を図り、学科長等が適時に雇用の継続等の可否判断をした上で事務局長が決裁する手続きにすることが望ましい。

②臨時職員の雇用承認手続について（意見）

現在、臨時職員の雇用については、教授でなくても担当教員のみ判断で行うことが可能である。制度としては、採用予定申請書を担当教員が作成し、事務局長が承認するという形になっており、形式的な管理は行われているが、内容を把握できる立場にある責任者として、学科長等の所属の責任者にも採用予定申請書を回付し承認を求めることが望ましい。

③出張の承認手続について（意見）

教員の学会参加等各自の研究に係る出張については、教員毎に配当されている研究費より支出されるため教員の自由裁量に任されている。そのため、承認手続は、出張願を本人が作成し事務局長が承認する形式をとっている（海外出張を除く）。この承認手続については内容を把握できる立場にある学科長等の所属の責任者の承認も必要とすることが望ましい。

(9) 研究費

①共同研究完了報告書の提出について（意見）

石川県立大学では、民間企業その他の機関の研究者との共同研究を行っている。共同研究費の状況は次の通りである。

(千円)

年度	件数 (件)	金額
17年度	2	6,280
18年度	11	10,644
19年度	15	15,800
20年度 (20.7 まで)	9	7,050

石川県立大学共同研究取扱規程第12条では、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書を学長に提出することになっているが、提出は行われていない。共同研究の件数、金額とも増加してきており、規定の順守が望まれる。

②奨学寄附金の受入条件の記載について（意見）

奨学寄附金制度は、大学が企業や個人から教育研究の奨励を目的とする寄附金を受け入れて、学術研究やその他教育研究の充実・発展に活用する制度である。この寄附金は、受入年度を超えて使用することができ、寄附の趣旨に沿って教育研究上必要な使途に幅広く使用が認められている。個人や法人からの公立大学に対する寄附については、所得税法及び法人税法上に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当し、税制上の優遇措置が講じられている。

奨学寄附金の状況は次の通りである。

(千円)

年度	件数 (件)	金額
17年度	14	10,350
18年度	17	12,400
19年度	19	15,806
20年度 (20.7 まで)	7	7,700

石川県立大学奨学寄附金取扱規程第3条では、奨学寄附金の受入制限に関する規定が設けられており、次の条件が付されている場合は受け入れないこととされている。

- ・寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- ・寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権及びその他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し又は使用させること。
- ・寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこと。
- ・寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全額又は一部を取り消すことができること。
- ・その他特に教育研究上支障があると認められる条件が附されていること。

大学が受け取っている奨学寄附金申込書にはこのような条件について寄附者が同意している旨の記載がないので、奨学寄附金取扱規程第3条の条件について同意している旨の記載を行うことが望ましい。

③研究費に関する事務のシステム化について（意見）

研究費については、受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費等があるが、件数・金額とも年々増加しており、各研究ごとの支出内容等の集計等の業務は、今後さらに増大し相当な事務量になることが予想される。

受託研究費は、それぞれの受託先ごとに異なる様式で報告書の作成が必要とされ、また、日々の取引について記載が求められている。奨学寄附金等は、手計算で実績集計等の事務が行われており、事務のシステム化が必要と考えられる。

④研究費の支出内容等について（意見）

学内における一般研究費の交付は、教員一人当たり95万円で一律に交付されている。支出結果の集計は行われておらず、実質的に定額で渡し切りとなっている。また、研究費に関する規定は定められていない。一般的に研究費は、消耗品や旅費等研究に必要な支出に使用されるのであるが、研究費の申請書を閲覧すると研究費である95万円のほとんどが人件費として申請されている場合がある。このような研究費の支出は他の研究のために採用した研究員等の給与に一般研究費が使用されることを可能にしている。

研究費に関する規定を定め、研究費の交付の趣旨を明確にし、支出内容がその趣旨に沿って行われるよう支出内容の適正性を確保するべきである。また、教員ごとの研究費の支出実績の集計を行う必要がある。

⑤特別研究費の支出実績報告の実施について（意見）

教員の研究費については、一律に交付される一般研究費以外に学内の競争的研究

資金制度である特別研究費制度がある。この教員特別研究費は学内各分野における教育研究機能の充実・強化にあたり、教育研究の高度化、多様化に対応できるよう期待できる優れた研究や県立大学が果たすべき役割を踏まえ、県政及び地域が抱える今日的課題の解決に資する基礎研究に対し付与されるものである。特別研究費の予算は各プロジェクト毎に予算化されているが、それぞれの支出の実績報告は行われていない。研究費には一般研究や共同研究等があるが、特別研究は支出の実績集計・報告は行っていないので、他の研究費の支出の調整として使用されている場合がある。特別研究費制度は大学にとって非常に意義のある制度であり、プロジェクト毎の支出実績の適正な管理・報告が必要である。

⑥研究費で購入した図書について（意見）

研究費（科学研究費補助金を含む）で購入した図書については、備品としての金額基準により図書として受入処理されているが、金額基準が2万円のためほとんどのは図書として受入処理は行われていない。購入した図書の内容からは図書館で閲覧に供した方が望ましいものも含まれている。文部科学省の科学研究費補助金の事務の取扱いでは、直接経費により購入した設備等（設備、備品、図書）を購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場
合にあっては、研究上の支障がなくなる時に）研究者等が補助事業を遂行する研究機関に寄付しなければならないとされている。図書館で閲覧に供した方が望ましいものについては図書として受入処理すべきである。

3、石川県立看護大学

(1) 学生生活への支援等

① 実習等の交通に対する支援（意見）

県内における看護師養成校のうち、大学は、本校、金沢大学医薬保健学域保健学類看護学専攻及び金沢医科大学看護学部看護学科の3校である。本校以外の2校とも隣接地に附属病院を有しているが、本校には附属病院はないため、他の2校に比べて実習の交通面で学生の負担は大きくなっている。

県立看護大学の平成17年度～19年度の実習の状況は次の通りである。

(延日数)

分類	施設名	H19	H18	H17
病院	県立中央病院	1,492	1,627	1,514
	県立高松病院	717	771	717
	金沢大学附属病院	333	369	351
	青和病院	16	16	16
	金沢医科大学病院	523	764	848
	公立能登総合病院	153	108	96
	国立病院機構医王病院	40	40	36
	国立病院機構金沢医療センター	22	—	—
	済生会金沢病院	540	575	561
	桜ヶ丘病院	24	24	24
	ときわ病院	24	24	—
	七尾松原病院	24	24	24
	めぐみクリニック	96	64	—
	恵寿総合病院	—	80	152
	病院計	4,004	4,486	4,339
その他施設	特養鹿寿苑	36	32	36
	特養眉丈園	40	36	40
	特養ちどり園	20	16	16
	特養ことぶき園	40	36	32
	特養あかしあ荘	40	40	40
	金沢湖南苑	40	36	36
	老健ホームいしかわ	382	364	409
	特養あがたの里	36	32	32

老健内灘温泉保養館	—	24	24
援護寮まつかぜハイツ	—	16	16
石川県こころ健康センター	8	—	6
通所授産施設ひまわり	8	—	12
クリエイションけやき	18	18	18
なごみの郷	16	14	16
ふいらーじゅ（くりから）	108	72	—
ふいらーじゅ（良俊会）	234	144	—
石川県立保育専門学園附属泉保育所	20	16	20
かほく市立高松第四保育所	20	20	20
かほく市立しらゆり保育園	24	20	16
かほく市立新化保育園	28	20	18
津幡町立実生保育園	20	20	16
津幡町立中条東保育園	24	28	24
内灘町立鶴ヶ丘保育所	20	20	20
内灘町立向栗崎保育所	24	20	20
かほく市立高松小学校	16	16	14
かほく市立外日角小学校	16	20	20
かほく市立七塚小学校	16	20	—
かほく市立字ノ気小学校	32	32	30
津幡町立条南小学校	20	24	22
津幡町立津幡小学校	—	—	18
津幡町立中条小学校	—	—	16
内灘町立鶴ヶ丘小学校	20	24	20
内灘町立向栗崎小学校	20	24	18
15市町村	348	340	372
6保健センター	348	340	372
訪問看護ステーション	256	220	248
地域包括・居宅介護支援センター	392	404	424
その他施設計	2,690	2,508	2,461
総計	6,694	6,994	6,800

実習の活動費助成としては後援会（保護者会）の実習活動費助成があり、実習に伴う交通費・宿泊費について遠隔地又は近隣地による負担格差是正を目的に助成が行われている。助成とはいっても学生によって負担額が異なる場合の後援会費から

の調整であり、学生（保護者）が負担していることに変わりはない。学生生活への支援、将来的な学生確保等の観点から実習等の交通に関する支援施策の検討・実施が望まれる。



実習室（看護大学）

② 実習施設に関する関連機関の連携の検討（意見）

本校には附属病院はないのであるが、県立看護大学であるため、病院施設では県立中央病院が最も多い実習施設となっている。県立の看護師養成校としては県立看護大学のほかに総合看護専門学校があり、病院等の実習が行われている。

総合看護専門学校の平成17年度～19年度の実習の状況は次の通りである。

(延日数)

		H19	H18	H17
病院	県立中央病院	4,871	4,848	5,416
	県立高松病院	648	954	924
	金沢大学附属病院	1,528	1,444	1,616
	北陸病院	562	729	555
	赤十字病院	648	440	1,158
	金沢市立病院	426	288	216
	金沢聖霊病院	330	344	312
	松原病院	144	168	156

	こども医療センター	48	56	52	
	星の子	96	136		
	病院等計	9,301	9,407	10,405	
その他施設	泉野福祉保健センター	120	152	152	
	石川中央保健センター	96	136	156	
	千木野ケアセンター	108	112	156	
	福久ケアセンター	156	196	204	
	みらいの里太陽	72		96	
	ホーム石川	48	88	32	
	なでしこの丘	56	104	88	
	千代野苑	64	112	88	
	寿晃園	68	64	76	
	千木園	52	88	76	
	石川県医療在宅ケア事業団	野々市訪問看護S	16	16	24
		白山松任訪問看護S	24	16	24
		津幡訪問看護S	16	16	12
		かほく高松訪問看護S	16	16	24
		白山鶴来訪問看護S	24	16	24
		能美根上訪問看護S	16	16	16
		能美中央訪問看護S	16	16	16
		かほく中央訪問看護S	16	16	24
	北陸病院訪問看護S	16	48	48	
	金沢赤十字病院訪問看護S	24	48	32	
	南ヶ丘訪問看護S	16	16	16	
	能美市立病院訪問看護室	16	42	28	
	正美保育園	36	48	40	
	北安江保育園	16	16	16	
	双葉町子供の家保育園	28	28	36	
	西念保育園	32	48	32	
	大徳保育園	44	32	60	
みなと保育園	56	92	52		
みはる幼稚園	32	56	52		
馬場保育園	28	44	56		
聖霊保育園	6	8	6		

西泉保育園	6	10	8
めぐみ保育園	6	8	6
ひまわり保育園	6	10	6
計	1,352	1,734	1,782
総合計	10,653	11,141	12,187

総合看護専門学校は昼間定時制のため実習は半日の場合が多いので、延日数は看護大学よりも多くなっている。

平成19年度の県立中央病院で実習を行っている学校の状況は次の通りである。

学校	平成19年度（延日数）
県立看護大学	1,492
県立総合看護専門学校	4,871
金沢大学	48

総合看護専門学校の日数を仮に1日実習に換算すると2,435になる。

19年度の病院での実習のうち県立中央病院で実習を行っている延日数の割合は、看護大学が37.2%、総合看護専門学校が52.3%である。また、県立中央病院での実習はほとんどが看護大学と総合看護専門学校で占められており、延日数もそれぞれ1,492日、2,435日（1日換算）となっている。実習の時期については概ね年度の前半が総合看護専門学校、後半が看護大学という割り振りになっている。このように看護大学では県立中央病院での実習割合が相対的に少なく、その分他の実習施設に依存することになっている。学生の実習面に対する支援等の観点から、県立看護大学・県立中央病院・県立総合看護専門学校の実習施設・時期等に関するより一層の連携が望まれる。

(2) 講堂の利用促進について（意見）

式典、講演会等を開催する講堂は、学内での利用のほか、公開講座、講習会等への大学施設の地域開放のため県関係団体、看護関係団体等に利用されており、収容人員は450人である。

平成19年度の講堂の稼働状況は次の通りである。

区分	日数
外部貸出	38日
大学使用	11日
合計	49日



講堂

大学での利用は入学式、卒業式、開学記念日等に限られており、外部貸出はされているが、稼働率は高いとはいえないと考えられる。講堂は、大学での利用だけではなく、大学施設の地域開放による地域振興等のために設置されたものであると考えられる以上、施設の有効利用について検討し稼働率の向上を図る必要がある。

(3) 備品等の管理

① 教材用DVDの管理について（意見）

教材用DVDは金額にかかわらず需用費として処理されており、特に管理は行われていないが、図書館等で閲覧・貸出するCD等は金額にかかわらず備品として管理されている。管理すべき点については両者に差異はないと考えられるので、備品としての基準に該当するものについては、備品として計上し管理していくことが必要である。

② 備品の現品確認の実施方法について（意見）

備品については、重要物品について現品確認を実施しているということであるが、実施された資料が作成されていないので、実施手順書、実施資料、実施結果の検討資料、実施報告書等の作成、責任者への報告及び責任者の承認が必要である。

③ 重要物品以外の備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）

物品の点検については重要物品については行われているが、それ以外のものについては全く行われていない。物品の点検は有効かつ必要なものであり現実にも実施する方法を模索する必要がある。

④ 薬品等（劇物・毒物）の管理について（指摘事項）

学内の劇物・毒物にあたる薬品の管理については、管理マニュアルが存在し、保管方法、記録簿の作成、保管責任者、不要薬品の処分等の注意点が定められている。事務局では全体の把握及び管理状況の点検等の管理は全く行われていない。また、薬品のほとんどは開学時に購入したまま使用されていないものであり、今後の使用見込等の検討が必要である。劇物・毒物の適正な管理を徹底すべきである。

（４） 図書の管理（図書除籍ルールの未策定）（意見）

大学図書館の蔵書の状況は次の通りである。

平成18年度末蔵書	49,229 冊
平成19年度購入	2,298 冊 (3,860 千円)
平成19年度寄贈	179 冊
平成19年度末蔵書	51,706 冊

看護大学附属図書館規程では、廃棄基準については別に定めるとされているが、図書の除籍基準は未策定となっている。また、開学以来図書の除籍は行われていない。毎年の蔵書点検の結果不明図書が発生しており、廃棄を要するものが生じている場合も考えられるので、除籍の基準を策定する必要がある。



看護大学附属図書館

（５） 情報機器の利用管理

① セキュリティの具体的実施基準の未策定（意見）

看護大学は、県全体の情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準からは除外されており、看護大学独自の情報セキュリティポリシーを作成・適用してい

る。本学の情報セキュリティの規定の中には具体的な実施基準を別途定めるとあるが、未策定となっている。

本学の情報機器の利用状況の現状を把握し、現在の情報セキュリティの規程と照らし合わせ、セキュリティの具体的実施基準を早急に作成し、教職員全員に周知徹底を図るべきである。

② 情報機器の管理不備（意見）

情報機器の管理については、管理担当者は情報機器の存在を定期的に確認することや学外に持ち出す場合には責任者の許可が必要であり、利用しないものは倉庫等へ保管又は撤去することが必要であるが、このような情報機器の管理は行われていない。情報機器に関する管理を徹底すべきである。

(6) 入学手数料の納入通知書による納入について（意見）

大学の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収方法は、石川県手数料条例及び石川県学校条例に定めるところによるとされている（石川県立看護大学学則第29条）。石川県手数料条例では、学部学生の入学手数料は、入学の一年前から引き続き県内に住所を有する者は28万2千円、それ以外の者は、42万3千円とされており、これらは、石川県証紙により納入することとされている（石川県証紙条例第2条、石川県証紙条例施行規則第2条の2）。

県証紙の最高額は1万円であるが、県内の学生は、県証紙を金融機関等で購入して、所定の用紙に貼り付け等して納付している。県外の学生は、県証紙の入手ができないため、郵便為替を大学に郵送してきており、それを大学事務局が郵便局で現金化し、金融機関で県証紙を購入して所定の用紙に貼り付けしている。入学手数料は、他の手数料に比べて高額であり、現在の事務処理方法は、煩雑かつ現金を扱うため危険性を伴う方法である。納入通知書等による納入方法を検討することが望ましい。

(7) 支出

① 臨時職員の雇用承認手続について（意見）

現在、教員の研究補助などの目的で臨時職員を雇用する場合は、以下のような手続が行われている。

臨時職員の雇用は教員の自由裁量に任されているが、実習室などに人が出入りすることもあるので各講座内で所管の教授に口頭で報告し了解をもらうことになっている。

教員が臨時職員として雇用する者を自分で見つけて、その者に債権者登録申出書を渡し記載してもらおうが、この書類の主たる目的は給与振込先を確定することであり、押印は本人印のみで、教員や事務局印はない。

債権者登録申出書を教員から事務局に提出し、事務局員が登録入力を行う。実際に雇用されると出役状況報告書に勤務時間を記載し、事務局に提出する。それに基づき賃金が口座振込みで支払われる。出役状況報告書には教員と臨時職員の押印がある。

臨時職員の雇用について、書類上は発起者の教員のみ判断で行うことが可能である。実際には事前に口頭で所管の教授の了解を得ているということだが、口頭承認の存在は検証することが難しい。従って、臨時職員の雇用に当たっては、専用の雇用承認のための届出書を新たに作成し、所管教授及び事務局長の書面での承認を必要とすべきである。

②出張の承認手続について（意見）

事務局員又は教員が出張に出る場合、会議や研修の参加等の際は開催通知を供覧し、出席者の決定にあたっては、「出張、兼職等従事、並びに職専免承認」により、出張伺いを事務局員分は局長まで、教員分は学長まで決裁をとっている。

一方、教員の学会参加等、各自の研究に係る出張については教員毎に配当されている研究費より支出されるため、教員の自由裁量に任せている。ただし、各講座内では授業やその他の仕事に支障がないよう口頭で承認を得て、その後、出張伺いを事務局総務課に提出し、次長兼総務課長の決裁を受けている。

研究に係る出張の必要性については事務局では判断できないため、現在は講座内で口頭承認を得ることにより実質上の管理がされている。しかしながら、口頭承認の存在は検証することが難しい。よって、所管の教授が出張伺いに承認印を押し、その押印があるものを事務局総務課の管理者が決裁することが望ましい。

(8) 研究費

①学内研究費の支出内容等について（意見）

学内における一般研究費の交付は、教員一人当たり59万円で一律に交付されている。教員ごとの支出結果の集計は行われているが、予算管理のみであり、研究費の内容の適正性の検討等を行われておらず、研究費に関する規定も定められていない。

研究費に関する規定を整備し、研究費の交付の趣旨を明確にし、支出内容がその趣旨に沿って行われるよう支出内容の適正性を確保するべきである。

②科学研究費補助金で購入した図書について（意見）

科学研究費補助金で購入した図書については、備品としての金額基準により図書として受入処理されているが、金額基準が2万円のためほとんどのものは図書として受入処理は行われていない。購入した図書の内容からは図書館で閲覧に供した方が望ましいものも含まれている。文部科学省の科学研究費補助金の事務の取扱いでは、直接経費により購入した設備等（設備、備品、図書）を購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあっては、研究上の支障がなくなる時に）研究者等が補助事業を遂行する研究機関に寄付しなければならないとされている。図書館で閲覧に供した方が望ましいものについては図書として受入処理すべきである。

第4章 専修学校等

I 石川県立総合看護専門学校

1、概要

(1) 所在地

石川県金沢市鞍月東2丁目1番地

(2) 所管課

石川県健康福祉部医療対策課

(3) 設置目的

学校教育法、保健師助産師看護師法に基づき、看護師又は准看護師として必要な知識及び技術を習得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的に設置された。

(4) 教育理念・教育目標

教育理念

生命尊重 人間愛 使命感 責任感 自立

教育目標

専門課程

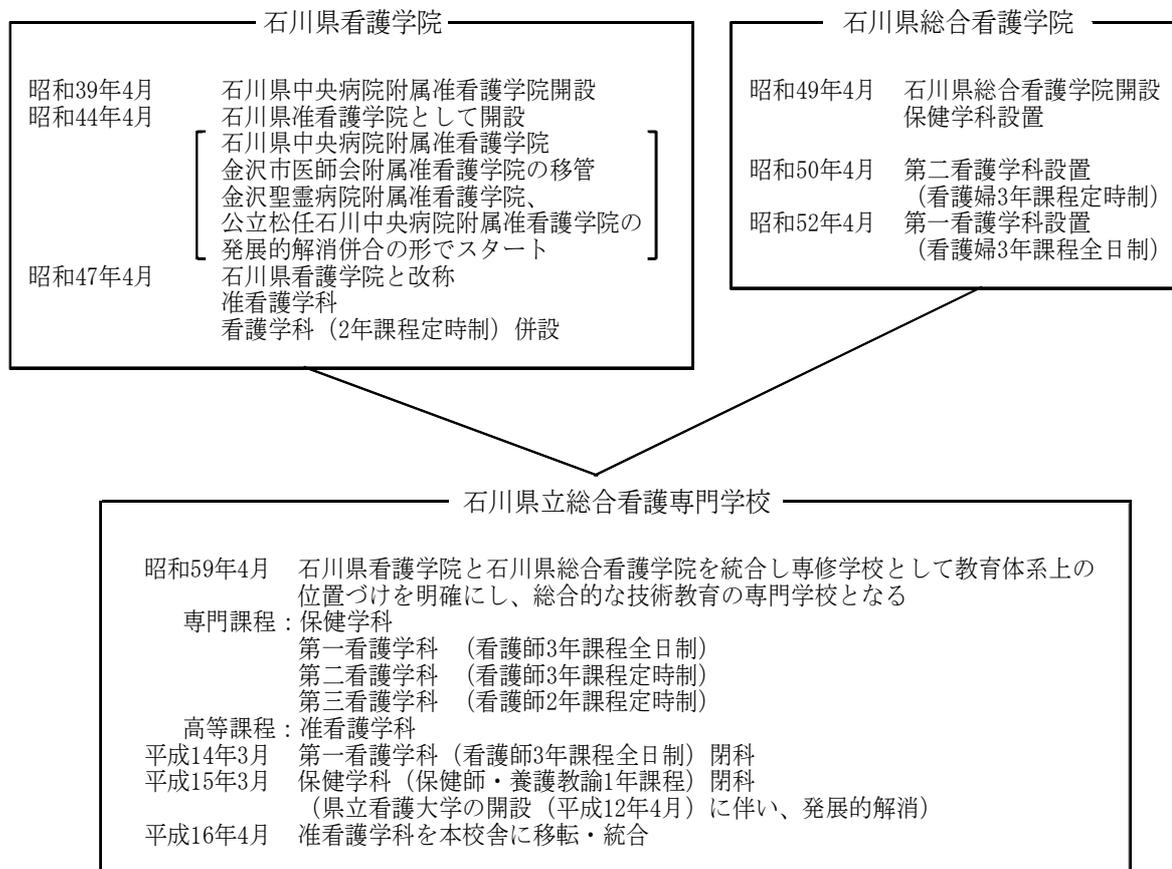
- ①人々に最適な知識・技術を提供するために生涯学習の基礎を作る
- ②看護実践の評価は、サービス利用者の満足感を基本として行うことができる
- ③人々のセルフケアに対する動機づけと行動化へのサポートができる
- ④保健・医療・福祉システムが患者・家族・人々のために有効に機能しているかを考えることができる
- ⑤所属する組織や看護チームの中で、看護職が果たす責任を認識できる
- ⑥国際社会の一員として、広い視野で文化や生活を理解することができる

高等課程

- ①医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を対象者の安楽を配慮し安全に実施する能力を養う
- ②対象を身体的、精神的、社会的な側面から統合して理解できる能力を養う
- ③対象の生き方、心情を理解できるように、豊かな感性及び情操を養う
- ④対象の人権を守り、倫理に基づいた看護実践ができる基礎的能力を養う
- ⑤准看護師の役割を認識し、他の医療従事者と協調できる態度を養う

(5) 沿革

学校の沿革



(6) 施設の概要

敷地面積 7,794 m² (石川県立中央病院借地)

建物 (昭和52年竣工)

校舎 鉄筋コンクリート地上4階地下1階 延5,623 m²

体育館 鉄骨鉄筋コンクリート 延998 m²



石川県立総合看護専門学校正面

(7) 設置課程・学科

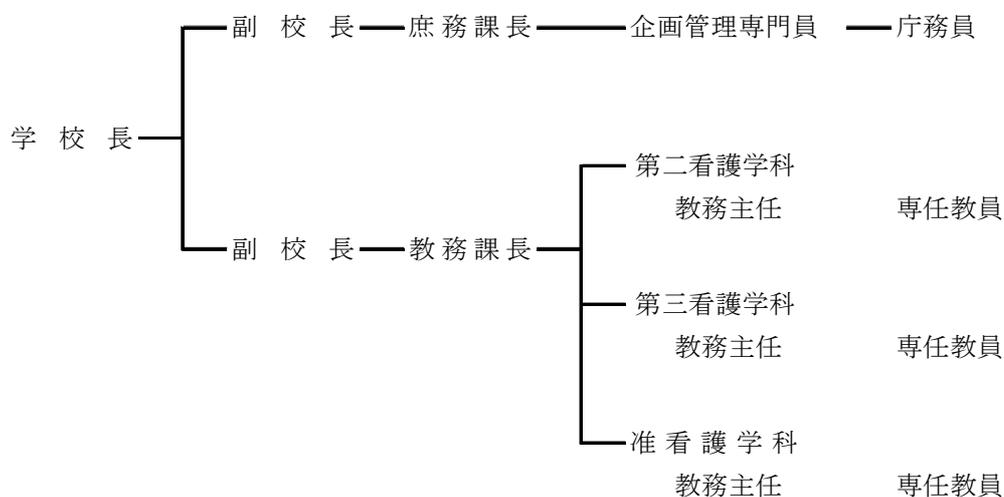
課程	学科	内容	対象	修業年限
専門課程	第二看護学科	看護師3年課程 昼間定時制	高卒程度以上	4年
	第三看護学科	看護師2年課程 昼間定時制	准看護師の資格を持つ者	3年
高等課程	准看護学科	准看護師過程 全日制	中卒程度以上	2年

県内の看護師等養成所の状況は次の通り（大学除く）。

課程	設置	全日制・定時制	修業年限(年)	定員(人)
看護師3年課程	独法	全日制	3	80
	私立	全日制	3	80
	私立	全日制	3	40
	私立	全日制	3	40
	私立	全日制	3	40
	私立	全日制	3	30
5年一貫	県立高校	全日制	5	40
准看護師課程	私立	全日制	2	40

(8) 組織図

学校の組織 (石川県立総合看護専門学校)



(9) 教職員の状況

平成20年度

(人)

学校長	副校長	第二看護 学科	第三看護 学科	准看護学 科	庶務課	計
1	2	11	7	5	5	31

(10) 学生の状況

学生定員及び現員 (20年4月現在)

(人)

学科	入学定員	学生数 (現員)				
		1年次	2年次	3年次	4年次	計
第二看護 学科	45	46	48	35	44	173(28)
第三看護 学科	40	42	40	34	-	116(32)
准看護学 科	120	20	17	-	-	37(8)
計	205	108	105	69	44	326(68)

() は、男性で内数。

(11) 入学状況

平成20年度入学状況

(人)

区分	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数	実質倍率 (倍)	入学者数
第二看護 学科	45	205	189	81	2.3	45
第三看護 学科	40	53	51	40	1.2	40
准看護学 科	120	47	42	28	1.5	19

(12) 進路状況

20年3月の進路状況は次の通り。

(人)

区分	卒業生数	進学者数	就職者数	県内就職	県外就職
第二看護学 科	28	3	25	20	5
第三看護学 科	23	0	23	17	6
准看護学科	12	2	10	10	0
計	63	5	58	47	11

(注) 1、准看護学科の就職者10人は、働きながら進学した者8人を含む。

2、就職先は、県内がすべて病院、県外は病院が10人、その他が1人。



実習室 (総合看護専門学校)

(13) 地域貢献状況

看護師の養成・輩出

その他の活動は、特に行っていない。

(14) 県内の看護職員需給見通し

石川県の看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）需給見通しは次の通り。
平成20年では420人程度の不足となっている。県内の看護職員数は、全国に比較して高い水準にあるが、医療の高度・専門化、人口の高齢化の進展などにより、その需要が増加している（石川県医療計画）。需給見通しでは、不足状況が改善に向かうとされている。

第六次看護職員需給見通し

石川県

区 分		平 18 年	平 19 年	平 20 年	平 21 年	平 22 年
需 要 数	①病 院	9,636	9,727	9,801	9,814	9,825
	②診 療 所	2,073	2,111	2,148	2,181	2,214
	③助 産 所	21	22	23	24	25
	④介護保険関係	1,894	1,946	2,002	2,003	2,003
	⑤社会福祉施設（④を除く）	245	263	281	299	317
	⑥保健所・市町村	417	414	415	415	416
	⑦教育機関	201	197	194	194	194
	⑧事業所、学校、その他	191	191	191	191	191
	⑨上記の計	14,678	14,871	15,055	15,121	15,185
供 給 数	⑩年当初就業者数	14,035	14,247	14,451	14,635	14,831
	⑪新卒就業者数	413	405	385	397	397
	⑫再就業者数	902	902	902	902	902
	⑬退職等による減少数	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	⑭年末就業者数（⑩+⑪+⑫-⑬）	14,247	14,451	14,635	14,831	15,027
⑮差引計（⑭-⑨）	△ 431	△ 420	△ 420	△ 290	△ 158	

(15) 収支状況

19年度の収支状況は次の通りである。

項目		金額 (千円)
支 出	報 酬	4,756
	給 料	141,265
	職 員 手 当 等	73,818
	共 済 費	46,035
	報 償 費	13,313
	旅 費	2,332
	需 用 費	12,957
	役 務 費	1,784
	委 託 料	7,269
	使 用 料	2,229
	備 品 購 入 費	146
	負 担 金 ・ 補 助 金	103
	計	306,007
	収 入	使 用 料 手 数 料
諸 収 入		890
計		21,407
差引	一般財源	284,600

2、監査結果

(1) 学生の学校生活等に関するアンケートの実施について（意見）

学生の学校生活の実態や学校に対する評価のアンケートについては、平成16年6月に、学生の学校生活の実態や学校に対する評価を得て、教育上の資料とする目的で、学生全員304名に対して実施されている。調査内容としては、①学校生活への適応、②勤務と学習状況、③授業意識と学習方法、④教員への授業評価、⑤学習環境への評価となっている。教育機関としては、学生の学校生活や授業に対する学生の満足度を調査し、たえず自己点検・評価が求められる。このようなアンケートは、平成16年以後は行われていないので、定期的の実施し、教育や学校運営上の資料とすることが必要である。

(2) 備品管理

①定期的な現品確認の未実施、備品台帳の不備（指摘事項）

当校では、石川県財務規則第241条に規定された備品台帳を作成しているが、備品類の定期的実地棚卸は行っていない。そこで、備品台帳からサンプルを5点抽出し、現物が存在することと備品台帳の記載内容が正確かどうかを検証した。

登録番号	規格構造等	金額（円）	結果
21-75	カラーテレビ	95,000	問題なし
14-440	ギヤッチヘッド	119,000	現物と思われるものはあるが備品シールがないため特定できない
7-31	ノートパソコン	178,500	問題なし
	絵画（ひととき）	2,000,000	問題なし
	絵画（長崎港の夕景）	830,000	問題なし

備品の視察で校内を回ったところ、備品シールが剥がれてしまっていないものや文字が消えてしまって読めないものが散見された。また、統合された石川県看護学院の備品台帳も引き続き利用しているため、2冊の台帳に二重に記載されているものもあった。

現在は、石川県財務規則に定められている備品台帳を形式的に作成しているのみであり、備品台帳から現物を特定しようとするとかかなり難しい状況である。単に形式的に備品台帳を作成するに留まらず、有効活用が望まれる。

②備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

(3) 図書除籍ルールの未策定（意見）

総合看護専門学校の蔵書の状況は次の通りである。

平成19年度末蔵書冊数	10,208冊
-------------	---------

現在の図書管理は、過去の卒業生が製作した管理ソフトを利用し、嘱託職員と学生の図書委員が運営管理する形式で行われている。定期的に蔵書点検は実施されており、不明図書も把握されているが、総合看護専門学校運営細則では、図書の除籍の基準は定められていない。過去には移転した際等に除籍した例はあるが、毎年の蔵書点検の結果不明図書が発生しており、廃棄を要するものが生じている場合も考えられるので、除籍の基準を策定する必要がある。



図書室

(4) 契約事務

① 県立中央病院との契約事務共通化について（意見）

当校では、次のような業務委託契約を毎年締結している（契約額は平成 19 年分）。

区分	委託内容	契約方法	契約額 (円)
特殊設備定期点検保守管理業務委託	各種設備の定期点検、火災報知設備、防火戸、消火器非難具等の点検及び受水槽・高架水槽清掃、ボイラー清掃・整備	随意契約（1者）	1,000,020
園地管理委託	学校敷地内における芝生、樹木等の管理	指名競争入札（5者）	997,500

毎年委託契約を結んでいる特殊設備定期点検保守管理と園地管理は、同じ敷地内の県立中央病院と同一業者が毎年受託している。特に、特殊設備定期点検保守管理はその設備の一部(火災報知器)を県立中央病院の監視室で集中管理しており、別の業者が受託することは考えられない。

当該委託契約は両方とも、同一敷地内で同一事業者が作業しているのであるから、事業規模が大きい県立中央病院で一括契約し、当校が負担すべき費用分を当校に割振る方が、契約金額の低下と事務作業の削減効果が期待できる。県立中央病院は地方公営企業会計が適用されているので単純な転配はできないということだが、一括発注し費用配分するなどの方策を検討すべきである。

② 園地管理委託の内容（意見）

園地管理委託の起案書類に綴じられた業務写真帳を見たところ、腰の高さもないような小さな樹木でも雪吊をしている。兼六園のような美観を求められる緑地なら理解できるが、当校の緑地にそこまで必要か検討が必要である。過去からやっていたとしても、近年は温暖化の影響で積雪量は少なくなっており、再考の余地がある。

(5) 実習施設謝金（図書カード）の支出及び金額基準について（意見）

生徒が、病院施設等で実習を行った場合には、所定の基準により実習委託料が実習先の病院等に支払われる（19年度総額で 2,141 千円）。この実習委託料とは別に、実習施設に対しては、実習の謝意と今後の円滑な実習の実施・受入等のため実習施設謝金として年度末に図書カードを渡している。この謝金は病院の場合には、病棟ごとに支出されるので、病院そのものに支払われるわけではない。

支出状況は次の通りである。

施設	19年度金額(円)	積算
病院	960,000	20,000円×48病棟
訪問介護ステーション	140,000	14,000円×10
その他(ケアセンター、 保育園等)	220,000	10,000円×22
合計	1,320,000	

実習委託料が支払われている中で、謝金として支出するには相対的に支出金額が多いと思われる。施設ごとにみると謝金のほうが多い施設もある。また、謝金は報償費の中に含まれるのであるが、年度末に支出されることから報償費予算に対する支出調整項目になっている。実習施設謝金の支出及び金額基準について見直しするべきである。

(6) 役割等

①准看護学科(全日制2年)について(意見)

准看護師の免許は知事免許であり、看護師の国家免許とは異なる。また、准看護師は、看護業務を医師又は看護師の指示を受けて行うとされている。准看護師が日本で設けられている背景には、戦後の看護師不足に対応するための暫定措置という性格があるとされている。看護師には、ますます高度な専門的知識や技術が要求されるようになりつつあり、日本看護協会は、准看護師制度の廃止を希望しているが、多様な労働条件の看護労働力を求める医師会の要望があり、現在は検討段階にある。

看護師の専門性と質の高さを保障するため、准看護師の養成教育は、縮小・廃止される方向にあり、全国の准看護師の学校養成所数は、平成19年度で280校となっており、10年前の570校に対して約半数にまで減少している。設置主体別では、ほとんどが医師会立であり、県立では3校のみである(高校衛生看護科を除く)。

准看護学科の近年の入学者等の状況は次の通りである。

(人)

入学年度	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成6年度	120	224	210	157	127
平成7年度	120	276	228	136	113
平成8年度	120	263	232	125	105
平成9年度	120	175	159	108	95
平成10年度	120	112	103	74	63
平成11年度	120	112	103	70	51

平成12年度	120	107	99	42	33
平成13年度	120	80	77	38	33
平成14年度	120	65	58	27	20
平成15年度	120	59	52	31	16
平成16年度	120	50	43	26	16
平成17年度	120	76	72	34	20
平成18年度	120	55	52	27	20
平成19年度	120	59	51	21	14
平成20年度	120	47	42	28	19

平成9年度以降は、受験者、合格者、入学者とも著しく減少し、長期間に渡り大幅な定員割れの状態となっている。これは、診療報酬計算上の施設基準の改正、准看護師の需要、高校における進路指導等の影響が考えられるとされている。



准看護学科教室

次に、准看護学科における入学者数、退学者数、卒業者数等の状況は次の通りである。

(人)

年度	入学者数	退学者数	卒業延期者数	前年度延期者数	卒業者数	卒業年
平成14年度	20	4	2	0	14	16年3月
平成15年度	16	9	3	2	6	17年3月
平成16年度	16	5	4	3	10	18年3月
平成17年度	20	10	1	4	13	19年3月

平成18年度	20	3	6	1	12	20年3月
平成19年度	14					
平成20年度	19					

最近5年間の入学者数に対する卒業生数の割合は59%であり、退学者が非常に多い。退学理由としては、進路変更や学業についていけない等である。受験者数の減少に伴い、入学者の質が低下し、学業についていけないということが背景にある。

上記のように准看護師の廃止の方向の中で、ほとんどの県は准看護師の養成教育から撤退している。当校の准看護学科も長期間かつ大幅な定員割れの状態が続いており、また、退学者の割合が非常に多く、県立として維持する必要性は認められない。

②第二看護学科（看護師3年課程 昼間定時制4年）について（意見）

現在、看護師となるためには最低3年間の教育が必要とされているが、医療の高度化に伴い看護に必要な知識も増大していること、医療ミスの予防、医療倫理的問題への対応能力の育成等の観点から、看護教育に関する検討が行われている。

平成20年7月に厚生労働省の「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」で、高度医療に対応するため、専門学校が中心だった看護師育成を将来的には大学に移行させることが必要であるとされた。すなわち「医療の高度化やチーム医療の推進等の医療・看護の状況の変化、高度医療における看護や生活を重視した看護を提供するために求められる看護職員の資質・能力、また社会一般の高学歴化の観点から、将来的には、看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での基礎教育に移行していく必要がある。」ということである。

医師や薬剤師に対しては、これまでに研修の義務化や教育年限の延長などの改革が行われてきたが、看護師については、高卒で3年以上の看護教育という制度のままである。これからの看護師は、医学や看護学の専門的知識や技術の習得だけでなく、様々な患者に対応できるコミュニケーション能力も求められている。

看護師になるために、かつては働きながら学ぶというケースが少なくなく、全国的に夜間制や昼間の定時制もあったが、今ではほとんど姿を消している。当校の第二看護学科も働きながら学ぶために設置された学科であるが、看護師3年課程の定時制は全国で8校しかなく、うち県立は本校のみである。

第二看護学科の近年の入学者等の状況は次の通りである。

(人)

入学年度	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成6年度	277	235	96	50
平成7年度	290	242	78	48
平成8年度	266	208	65	41
平成9年度	182	137	59	45
平成10年度	140	107	59	41
平成11年度	143	129	46	40
平成12年度	186	165	49	45
平成13年度	164	156	60	45
平成14年度	190	177	61	44
平成15年度	222	215	71	44
平成16年度	191	183	75	37
平成17年度	222	214	75	45
平成18年度	182	170	78	40
平成19年度	179	163	80	46
平成20年度	205	189	81	45

出願者数、受験者数共に平成8年以前よりは減少しているが、入学者については概ね定員を維持している。しかし、合格者の上位の者は他の全日制校へ流れるため、毎年定員を超える合格者を準備している。受験者が多くてもこれ以上合格者を増加させると入学時の成績が著しく低下する恐れがあると憂慮される。

次に、第二看護学科における入学者数、退学者数、卒業者数等の状況は次の通りである。

(人)

年度	入学者数	退学者数	卒業延期者数	前年度延期者数	卒業者数	卒業年
平成12年度	45	6	3	2	38	16年3月
平成13年度	45	3	3	3	42	17年3月
平成14年度	44	5	6	2	35	18年3月
平成15年度	44	6	5	5	38	19年3月
平成16年度	37	6	7	4	28	20年3月
平成17年度	39					
平成18年度	40					
平成19年度	46					

平成20年度	45					
--------	----	--	--	--	--	--

最近5年間の入学者に対する卒業生の割合は84%であり、退学者は多い水準にある。退学理由としては、結婚、出産、学業についていけない等である。本校は専門学校であり、看護師になるために入学してきたはずなのであるが、退学者の増加などもあり、第二看護学科の生徒については目的意識の低下が見受けられる。

また、第二看護学科の学生のうち医療機関関係へ就業中の者の割合は23%、医療機関関係以外へ就業中の者の割合は36%となっている。

第二看護学科は昼間定時制であるが、水曜日については午前中から授業を行っており、昼間定時制という方式で看護師教育を行っていくこと自体が困難になりつつある。

上記のように看護師養成の中心は、専門学校から大学へと移行しつつあり、現在はその過渡期である。総合看護専門学校は、県立校として看護師の確保について一定の役割を果たしてきたのであるが、石川県では、県立看護大学の開学にあわせて、総合看護専門学校の第一看護学科（全日制）は閉科された。第二看護学科は昼間定時制のため残されたが、県立の定時制は全国でも石川県だけである。看護師の需給状況や県民ニーズをふまえ、本科の今後の方向について検討する必要がある。

(7) 行政コスト計算書の作成及び公開（意見）

施設ごとの行政コスト計算書を作成することで、施設の責任者に対する経営責任者としての意識の形成や職員に対するコスト意識の向上が期待できる。また、この行政コスト計算書を施設の活動成果とともに公開することで、施設の費用対効果を明らかにすることや説明責任の遂行に役立つと考えられる。

平成19年度の石川県立総合看護専門学校の行政コスト計算書を作成すると次のようになる。

項目		金額
人にかかるコスト	人件費	279,187
	退職給付費用	31,827
	計	311,014
物にかかるコスト	物件費	26,820
	減価償却費	16,939
	計	43,759
その他	公債費（利子）	2,574
行政コスト		357,347

収入	21,407
一般財源等（行政コストー収入）	335,940
学生数	294 人
学生 1 人当たり一般財源等（行政コストー収入）	1,142

(注) 1、退職給付費用は、県全体の行政コスト計算書における人件費に対する退職給与引当金繰入等の比率 11.4%を使用して算出した。

2、減価償却費は、建物等の公有財産台帳上の評価額又は取得価額を使用し、耐用年数については、50 年を基準として適用した。但し、公有財産台帳上の評価額を使用した場合は、基準耐用年数から主要な施設の経過年数を控除した年数を使用している。

3、公債費（利子）は、県全体のバランスシート上の有形固定資産に対する行政コスト計算書上の公債費（利子）の比率 0.8%を各施設の土地・建物等の価額に乗じて算出した。

総合看護専門学校は、行政コストは、357 百万円、一般財源等（行政コストー収入）は、335 百万円、学生一人当たりでは、1,142 千円となる。これは施設の効率性を評価する指標の一つであるが、施設の必要性・役割との関係で許容額が定めると考えられる。

行政コスト計算書を作成し、施設の活動成果とともに県民に公開することが望まれる。

(8) 他県の看護学校（公立）との比較

上記の行政コスト等のデータについて、他県の看護学校と比較すると次のようになる。民間の看護学校はデータがないので、平成 18 年の山口県包括外部監査報告書に掲載されている平成 17 年度の山口県立の看護学校のデータを利用した。

項目	総合看護専門学校	山口県立衛生看護学院	山口県立萩看護学校
学生数（人）	294	251	192
教職員数（人）	31	28	20
教職員 1 人当たり 学生数（人）	9.4	8.9	9.6
人にかかるコスト （千円）	311,014	260,152	178,767

物にかかるコスト (千円)	43,759	74,448	129,893
その他 (千円)	2,574	3,847	2,008
行政コスト (千円)	357,347	338,447	310,668
収入 (千円)	21,407	29,891	19,964
差引 一般財源 (千円)	335,940	308,556	290,704
人件費率 (%)	87	76	57
学生1人当たり人 にかかるコスト (千円)	1,057	1,036	931
学生1人当たり行 政コスト (千円)	1,215	1,348	1,618
学生1人当たり一 般財源 (千円)	1,142	1,229	1,514

山口県立衛生看護学院は、保健学科、助産学科、看護学科（3年課程、2年課程）があり、山口県立萩看護学校は、看護学科（3年課程、2年課程昼間定時制）がある。学生数は、総合看護専門学校が多いが、教職員1人当たり学生数は同程度である。学生1人当たり行政コストは、総合看護専門学校が少ないのであるが、これは、山口県の2校は人件費率、学生1人当たり人にかかるコストとも低く、物にかかるコストが多くかかっているためであると考えられる。

Ⅱ 石川県立保育専門学園

1、概要

(1) 所在地

石川県金沢市泉1丁目3番63号

(2) 所管課

石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課

(3) 設置目的

児童福祉施設において児童の保育に従事しようとする者に対し、必要な理論及び技術を授け、かつ、その社会事業精神の育成を図ることを目的に設置された。

(4) 沿革

昭和27年		保母養成機関及び附属モデル保育所設置を決定
昭和28年	4月	保母養成施設として厚生大臣の指定を受ける
	5月	開園（金沢市広岡町）
昭和44年	2月	新校舎落成（金沢市泉）、附属泉保育所開設
昭和51年	10月	附属広岡保育所を石川県社会福祉事業団へ移管
平成13年	10月	学校教育法に基づく専修学校専門課程として認可を受ける
平成18年	4月	第1部保育学科、第2部保育学科を統合し保育学科と改める 専攻科を新設



石川県立保育専門学園

(5) 施設概要

敷地面積 4,057.63 m²

校舎 鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建 延 3,669.07 m²

(6) 設置学科

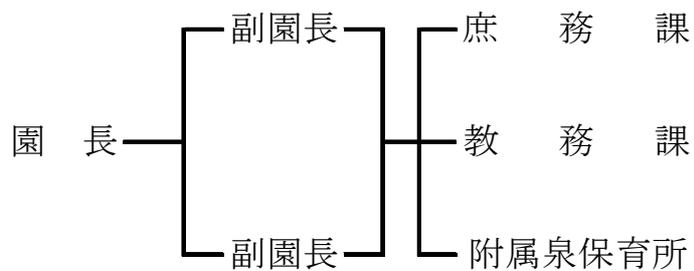
課程	学科	修業年限 (年)	定員 (人)
専門課程	保育学科	2	60
	専攻科	1	10



保育学科

(7) 組織図

石川県立保育専門学園の組織



(8) 教職員の状況

20年4月1日現在

(人)

園長	副園長	庶務課	教務課	泉保育所	計
1	2	4	6	14	27

(9) 学生の状況

入学定員及び現員(20年4月現在)

(人)

学科	入学定員	学生数(現員)		
		1年次	2年次	計
保育学科	60	60	48	108
専攻科	10	8	-	8
計	70	68	48	116

(10) 入学状況

平成20年度入学状況

(人)

区分	募集人員	受験者数	合格者数	実質倍率(倍)	入学者数
保育学科	60	82	60	1.3	60
専攻科	10	9	9	1.0	8

(11) 進路状況

20年3月の進路状況は次の通り。

(人)

学科	卒業生数	就職			進学他
		保育士		その他	
		県内			
		保育所	その他		
保育学科	57	51	-	1	5
第2部保育 学科	22	18	1	1	2
専攻科	10	10	-	-	-

(12) 地域貢献状況

①保育実践セミナーの開催

石川県下の保育所における保育の質の向上を目的として、保育実践研究を志す保育士に対して講義及びグループ指導を行う。

内容 年1回実施 講義 実践研究について

グループ面接 実践研究への助言、指導

②保育に関する委員会等への職員の派遣

③県、市町等の主催する子育て支援に関する行事への学生の派遣

④学園祭の開催

(13) 収支状況

19年度の収支状況は次の通りである。

(千円)

科目等		保育専門学 園	泉保育所	計		
支 出	総 務 費	賃 金	580	4,668	5,248	
		旅 費		21	21	
	健康福祉費	給 料	40,628	40,627	81,255	
		職員手当等	21,709	21,709	43,418	
		共 済 費	13,207	13,207	26,414	
		非常勤職員 報 酬	22,975	7,158	30,133	
		社会保険料	970	673	1,643	
		賃 金		4,287	4,287	
		報 償 費	1,549		1,549	
		旅 費	437	133	570	
		需 用 費	4,249	12,853	17,103	
		役 務 費	772	915	1,687	
		庁舎管理等 委 託 料	2,238	1,120	3,358	
		使用料及び 賃 借 料	368		368	
		備品購入費	261	158	419	
		各種負担金	389	60	449	
		計	110,338	107,591	217,930	
		収 入	使 用 料	14,866		14,866
			手 数 料	455		455
負 担 金			353	353		

収 入	受託事業収 入		56,996	56,996
	雑 入		5,655	5,655
	計	15,321	63,005	78,326
差引 一般財源		95,017	44,586	139,604

(保育専門学園と泉保育所の経費は建物面積、職員数等により按分して算出)

2、監査結果

(1) 学生の学校生活等に関するアンケートの実施について（意見）

学生の学校生活の実態や学校に対する評価のアンケートについては、これまで実施されていない。内容としては、学校生活への適応や学習状況、授業意識と学習方法、教員への授業評価、学習環境への評価などが考えられる。教育機関としては、学生の学校生活や授業に対する学生の満足度を調査し、たえず自己点検・評価が求められる。アンケートを定期的実施し、教育や学校運営上の資料とすることが必要である。

(2) 関係する外部の有識者による協議会の実施（意見）

組織上外部の有識者の意見を聴き、学園の運営や諸課題に対処する協議会の制度が設けられていない。学園の円滑な運営や諸課題に対応するためには、関係する業界の有識者等による協議会の制度を規定上設置し、定期的開催することが望ましい。

(3) 備品等の管理

①備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）

県の規則では物品の点検として毎年3月31日現在において物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとされている。学園ではこの物品の点検は全く行われていない。物品の点検は有効かつ必要なものであり現実に実施する方法を模索する必要がある。

②備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

(4) 図書管理（意見）

当校の図書館には貸出・返却に関する電子ソフトが導入されておらず、蔵書のデータベース化も行われていない。定期的な蔵書点検は行われていないので、循環的に蔵書点検を実施すべきである。現実的には人員不足であるが、図書委員会として教師、生徒を含めて人数を確保する等計画的な蔵書点検の実施について検討を行う必要がある。



図書室

(5) 収入

①授業料未納者の管理について（意見）

授業料未納者の管理については、授業料未納者が収入未済状況一覧表で判明した後、担任教師から入金督促をしているが、その後の督促状況、顛末が記録されておらず不明である。

平成19年度では、年度を越えての延滞はないが、特定の月分だけが数か月遅れて入金されたものが数件ある。収入未済一覧表で判明した未納者については、収入未済一覧表に督促、入金等の顛末を記入する等の方法により、回収までの管理を行う必要がある。

②入学意思の確認について（意見）

入学意思の確認については、入学金を徴収していないことから、合格通知とともに誓約書を郵送し、その誓約書の回収をもって入学確認に当てている。さらに、その後の入学手続きの期限までの書類の未到着をもって入学辞退とみなすというものである。ちなみに、誓約書の文面（本人の分）は以下の通りである。

「私は、石川県立保育専門学園保育学科に入学を許可された上は学則を堅く守り、専心勉学することを誓います。」

このような手続きは入学の意思の確認としては不明確さが残る方法である。入学確認書を誓約書とともに別途徴収するか、若しくは入学金の徴収を検討することも必要である。

(6) 契約事務

①暖房設備運転管理業務、清掃業務の見積書徴収業者の選定について（意見）

暖房設備運転管理業務、清掃業務の見積書徴収業者の選定については、業者が固定しており、2位、3位の業者が数年にわたり同金額であったり、常に高い価格を見積もることが予測されるような状態であり、見積りを取る本来の意味がなくなっている。

具体的な内容は次の通りである。

暖房設備運転管理業務 (円)

平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
T 社	886,410	T 社	888,300	T 社	878,430
Ty 社	926,100	M 社	973,350	M 社	953,190
I 社	935,550	I 社	945,000	I 社	934,500

清掃業務 (円)

平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
N 社	345,450	N 社	345,450	N 社	345,450
H 社	420,000	H 社	420,000	H 社	420,000
				T 社	362,250

上記のように暖房設備運転管理業務では M 社、I 社を、清掃業務では H 社のような業者ははずして、業者の入れ替えを行う必要がある。

(7) 保護者会会計について（意見）

当学園には保護者会が存在し、生徒一人当たり年間 3 万円の保護者会費が徴収されている。保護者会会計の支出内容をみると、実習指導手当、特別講義謝金等保護者会会計で負担することに疑義のある項目も含まれている。保護者会の総会は開催されておらず、決算及び予算の承認手続きも行われていない。学園の運営費不足のため、学校側の裁量で保護者会から支出が行われている。保護者会会計及び県費会計の負担区分を明確にするとともに保護者への説明が必要である。

(8) 役割等

①専攻科について（意見）

当学園では、障害児保育、乳児保育等児童の状況に応じた特別な配慮が必要な保育ニーズの増加や入所園児以外の地域の親子までを対象とした子育て支援の専門家の育成及び保育士の継続的な質の確保が求められていることから、時代のニーズ

に対応した、より質の高い保育士を養成することを目的に、学園及び附属保育所の機能、ノウハウを生かし、専門性の高い保育や社会の変化に対応したユニークなコースとして専攻科を平成18年4月に開設した。

子育て支援コースと発達支援コースがあり、子育て支援コースは、子育て支援・相談援助に対応する保育士の養成を目的としており、発達支援コースは、子供の発達支援に対応する幼児準備教育を中心に、遊戯療法など発達支援の知識・技術の習得を目的としている。

専攻科（期間1年）の入学状況等は次の通りである。

(人)

年度	募集人員	受験者数	合格者数	入学者数	うち社会人	退学者数
平成18年度	10	14	14	14	7	1
平成19年度	10	11	11	11	3	0
平成20年度	10	9	9	8	2	0

開設して3年目ではあるが受験者数が伸びておらず、定員割れしている。社会人の方が入学し、再就職するには経済的なことを含めて当初考えていたよりも困難が大きく、社会人の方の入学が減少している。専攻科の認知度を向上させることや専攻科を卒業した場合のメリット等を受験者向けにPRする必要がある。また、社会人の方が働きながら学ぶ方策についても検討が望まれる。

②保育所の民営化等の検討（意見）

当学園には附属保育所が設置されており、入所児童の定員は90名である。昭和28年の学園開設と同時に附属保育所が、モデル保育所として設置され、その後、昭和44年に学園が現在地に移転するのに伴い、新たに附属保育所も現在地に併設された（現在の泉保育所）。開設時に設置された広岡保育所は、昭和51年に石川県社会福祉事業団へ移管された。現在の附属保育所は、石川県で唯一の県立保育所である。

県立の保育士養成施設は、全国で8か所あり、そのうち附属保育所が設置されているのは、3か所（石川、富山、長野）である。それ以外の学校では保育所は設置されていない。また、県立の保育所は、保育所単独では存在しない。

附属泉保育所の入所状況は次の通りである（20年4月1日現在）。

年齢	人数（人）
5歳児	23
4歳児	22

3歳児	21
2歳児	15
1歳児	6
0歳児	3
合計	90



泉保育所保育室

附属泉保育所の収支状況は、次の通りである。

(千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収入	70,214	67,861	63,005
支出			
総務費	4,617	4,353	4,690
正規職員人件費	101,959	94,730	75,543
その他人件費等	4,233	6,706	12,251
需用費	13,921	12,810	12,853
その他	3,085	2,465	2,253
支出合計	127,817	121,066	107,591
収支差額	△57,603	△53,205	△44,586

県立で保育所を運営する意義としては、次の二つがあるとされている。一つは、モデル保育所としての機能を果たすことであり、新しい保育方法等が取り入れられる場合には、標準的なものを示すためのモデルとなる役割である。二つ目は、保育士養成施設の保育実習施設としての機能を果たすことである。

しかしながら、児童福祉法第24条第1項では、市町村の保育に関する責任を明示しており、保育所行政の主体は市町村であり、上記のような県立で保育所を運営する意義が、これまではあったとしても、現在では、県立で保育所を運営する意義が薄れてきているのではないかと考えられる。

モデル保育所の機能については、金沢市が中核市になって、保育行政はほとんどが市の所管になっており、金沢市の保育所がモデル保育所の機能を果たすことは十分に可能である。また、石川県は保育環境の整備に力を注いでおり、保育所普及率は全国平均を大きく上回っている。また、延長保育や休日保育等も全国に先駆けて普及しており、子育て先進県と評価されている(第8次石川県職業能力開発計画)。

保育士養成施設の保育実習施設としての機能については、保育専門学園では、1日9時間×5日間を1単位とし、年間4単位、1学年で180時間の実習を必須としているが、1年生では附属泉保育所での実習は行われておらず、すべて外部の金沢市保育所等で行われている。2年生は保育実習と施設実習のうち保育実習の約50%が附属泉保育所で行われている。実習は附属保育所だけで行われているのではなく外部の保育所でも行われており、外部の方が割合としてははるかに多いのである。附属保育所があれば確かに便利ではあるが、なければ実習ができないということはない。

石川県の県立保育所は泉保育所だけであり、石川県社会福祉事業団に移管された広岡保育所と2保育所が県職員で運営されているとされ、保育士にとって狭い範囲でしか人事異動が行われていない。また、県ではここ20年くらい正規職員として保育士の募集を行っておらず、保育士の高齢化の問題も存在する。

近年、自治体の財政難等を理由に、全国各地で公立保育所の民営化が進められている。民営化後は社会福祉法人等に委ねられる場合が多く、公共事業の民間移管の流れの一環といえる。民営化の理由は、公営よりも民営の方がコストダウンできるということであり、さらに、公的部門の経営については今後は市場に任せた方が利用者の獲得を巡って適切な競争が起き、細かなニーズに対応しやすく、経済の要請にも対応できるという考え方に基づくものである。

県立の附属保育所については、行政のスリム化及び基礎自治体への行政サービスの一元化の観点から、民営化等の検討を行うべきである。

③保育専門学園の役割等（意見）

保育所を運営するための保育所運営費は、国の定める児童一人当たりの保育単価

(月額)により定められている。民間保育所の場合、この保育所運営費は保護者負担を除いた額を国が二分の一、県が四分の一、市町が四分の一それぞれ負担することになっている。

民間保育所の保育所運営費の負担

保護者負担	国(保護者負担を除く 1/2)	県(保護者負担を除く 1/4)	市町(保護者負担を除く 1/4)
-------	-----------------	-----------------	------------------

保育所は、認可定員と入所児童に応じて算定される運営費を主な財源としており、自主的な財源を持っていない。市町によっては独自の補助制度があるが、入所児童の年齢構造の変化等が保育所運営に大きな影響を与えている。従って、円滑な運営を行うには人件費を抑えることになり、民間の保育士の給与は、公立保育所の保育士に比べて低くなっている。また、他の職種との比較でも保育士の給与水準は低くなっている。

石川県職種別・男女別賃金等の状況 (千円)

区分	男女別	年齢	所定内給与
看護師	女	38	285.1
准看護師	女	48	259.4
保育士	女	33	208.0

現在の保育所の収入状況では、ある年齢から上になると給与がほとんど上がらないため、保育士の勤続年数は約10年とも言われている。給与水準が低く、勤続10年で退職という状況では、保育士を目指す人が少なくなり、良い人材が集まらなくなる。そして、保育士の質の低下は給与水準の低下を招き、結局、保育士業界はこのような悪循環の状況にあるのである。

当学園が設立された当初は、保育所の整備に伴い保育士の育成が必要であり、保育士育成について当学園が果たしてきた役割は、大きいのであるが、現在では民間の保育士養成施設は多数存在するのであり、当学園の方向について検討する必要がある。

石川県における保育士養成施設(民間)は次の通りである。

石川県保育士養成施設(民間)

種別	年限	定員(人)	合計定員(人)
大学	4年	50	200

大学	4年	100	400
短大	2年	150	300
専修学校	3年	30	110
専修学校	3年	昼 40 夜 20	昼 120 夜 60

保育士の育成、質の向上は必要なことであるが、単なる育成では、先に述べた保育士業界の悪循環の解消にはならない。悪循環の解消こそ行政の役割であると考えられ、保育士の育成ということよりも保育士業界に対して県として何ができるのかが重要である。

(9) 行政コスト計算書の作成及び公開（意見）

施設ごとの行政コスト計算書を作成することで、施設の責任者に対する経営責任者としての意識の形成や職員に対するコスト意識の向上が期待できる。また、この行政コスト計算書を施設の活動成果とともに公開することで、施設の費用対効果を明らかにすることや説明責任の遂行に役立つと考えられる。

平成19年度の石川県立保育専門学園の行政コスト計算書を作成すると次のようになる。

行政コスト計算書

(千円)

項目		保育専門学園	附属保育所	合計
人にかかるコスト	人件費	101,620	92,351	193,971
	退職給付費用	11,584	10,528	22,112
	計	113,204	102,879	216,083
物にかかるコスト	物件費	8,718	15,240	23,958
	減価償却費	1,415	707	2,122
	計	10,133	15,947	26,080
その他	公債費（利子）	1,928	963	2,891
行政コスト		125,265	119,789	245,054

収入	15,321	63,005	78,326
一般財源等（行政コスト－収入）	109,944	56,784	166,728
学生数（又は児童数）	138人	90人	138人
学生（又は児童）1人当たり一般財源等（行政コスト－収入）	796	630	1,208

(注) 1、作成方法は、総合看護専門学校と同様である。

2、学生数は2部の学生22名を含む。保育学科は、18年4月に1部と2部が統合されているが、19年度まで2部の学生が在籍している。

保育専門学園の行政コストは、245百万円、一般財源等（行政コストー収入）は、166百万円、学生1人当たりでは、1,208千円となる。学園と附属保育所に分けた場合には、それぞれ行政コストは、125百万円、119百万円、一般財源等（行政コストー収入）は、109百万円、56百万円、学生（又は児童）1人当たりでは、796千円、630千円ということになる。これは施設の効率性を評価する指標の一つであるが、施設の必要性・役割との関係で許容額が定まると考えられる。

行政コスト計算書を作成し、施設の活動成果とともに県民に公開することが望まれる。

Ⅲ 石川県立産業技術専門校

1、概要

(1) 所在地

金沢産業技術専門校	石川県金沢市観音堂町チ9
小松産業技術専門校	石川県小松市青路町130
七尾産業技術専門校	石川県七尾市津向町へ34
能登産業技術専門校	石川県鳳珠郡能登町字松波3-60-3

(2) 所管課

石川県商工労働部労働企画課

(3) 設置目的

義務教育・高等学校等を卒業後、新たに技能・知識を身につけて就職しようとする者、あるいは職業を転換しようとする者に対し、「職業能力開発促進法」に基づき職業に必要な能力を開発・向上させる訓練を行い、職業の安定と技能者の地位の向上を図るとともに、地域産業界に寄与することを目的に設置された職業能力開発施設で、有為な人材の養成を目指している。

(4) 沿革

金沢校

昭和22年12月	石川県立金沢木工補導所として創立
昭和23年7月	新校舎落成
昭和33年7月	職業訓練法施行により石川県立金沢職業訓練所と改称
昭和39年5月	現訓練所竣工
平成16年10月	条例改正により石川県立金沢産業技術専門校に改称

小松校

昭和21年10月	職業安定行政の一環として、石川県小松洋裁公共職業補導所及び石川県小松木芸公共職業補導所を創設
昭和27年6月	石川県小松公共職業補導所と改称
昭和33年7月	職業訓練法施行により石川県立小松職業訓練所と改称
平成16年10月	条例改正により石川県立小松産業技術専門校に改称

七尾校

昭和37年4月	石川県立七尾職業訓練所を創設
---------	----------------

平成16年10月 条例改正により石川県立七尾産業技術専門校に改称

能登校

昭和41年 4月 条例により石川県立能登職業訓練所設置

平成16年10月 条例改正により石川県立能登産業技術専門校に改称

(5) 施設概要

校名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
金沢産業技術専門校	9,214.48	5,444.85
小松産業技術専門校	18,187.76	5,726.56
七尾産業技術専門校	12,338.00	4,038.18
能登産業技術専門校	9,239.00	2,905.92



金沢産業技術専門校正面

(6) 設置訓練科

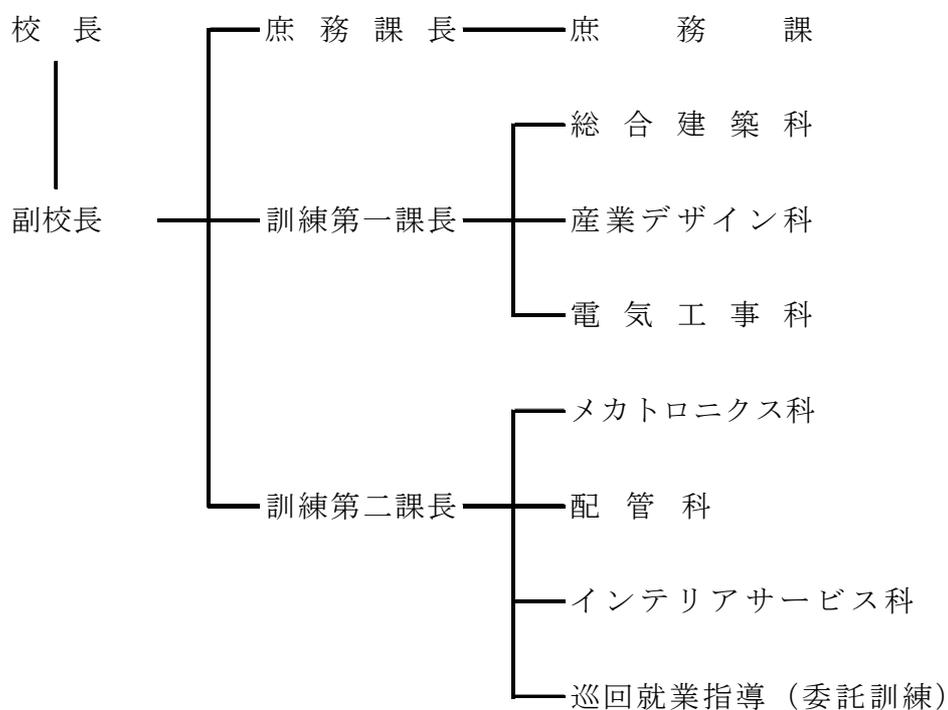
普通職業訓練

校名	訓練科目	対象	期間	定員 (人)
金沢産業技術専門校	総合建築科	若年者	2年	20
	メカトロニクス科		2年	20
	産業デザイン科(商業)		1年	10
	産業デザイン科(工芸)		1年	10
	電気工事科		1年	20

金沢産業技術専門校	配管科	離転職者	6か月	20
	インテリアサービス科		6か月	20
小松産業技術専門校	溶接科	離転職者	6か月	10
	自動車整備科		1年	20
	計測制御技術科		6か月	10
	情報ビジネス科		6か月	15
	CADオペレーション科		3か月	5
七尾産業技術専門校	自動車整備科	若年者	2年	30
	計測制御技術科		1年	10
	住宅環境科	離転職者	6か月	15
能登産業技術専門校	造園科	離転職者	6か月	20
	建築科		6か月	20
	O A科		6か月	10
	情報ビジネス科		6か月	10

(7) 組織図

組 織 (石川県立金沢産業技術専門校)



(8) 教職員の状況

平成20年度教職員の状況

(人)

校名	校長	副校長	指導員				事務職員等	計
			正規	再任用	嘱託	計		
金沢	1	0	9	2	5	16	3	20
小松	1	0	5	1	6	12	4	17
七尾	1	1	5	1	2	8	2	12
能登	1	1	1	1	2	4	3	9

(注) 副校長が指導員を兼ねている者については、指導員に含む。

(9) 入校及び就職状況

平成19年度入校・就職状況

校名	訓練科目	定員 (人)	入校者数 (人)	就職者数 (人)	就職率(%)	
金沢	総合建築科	20	15	8	100.0	
	メカトロニクス科	20	15	14	100.0	
	産業デザイン科 (商業)	10	10	8	80.0	
	産業デザイン科 (工芸)	10	4	2	66.7	
	電気工事科	20	9	9	100.0	
	配管科	4月	20	4	1	25.0
		10月	20	8	2	33.3
	インテリアサービス科	4月	20	9	4	50.0
		10月	20	7	5	71.4
計	160	81	53	76.8		
小松	溶接科	4月	10	14	14	100.0
		10月	10	10	10	100.0
	自動車整備科	20	12	12	100.0	
	計測制御技術科	4月	10	7	5	71.4
		10月	10	5	4	100.0
	情報ビジネス科	4月	15	15	10	66.7
		10月	15	15	12	80.0

小松	C A D オペレーション科	4月	5	5	5	100.0
		8月	5	5	5	100.0
		12月	5	5	5	100.0
	計		105	93	82	89.1
七尾	自動車整備科		30	30	28	92.9
	計測制御技術科		10	7	7	100.0
	住宅環境科	4月	15	8	7	87.5
		10月	15	11	9	90.0
	計		70	56	51	90.6
能登	造園科		20	21	10	50.0
			20	20	10	50.0
	建築科		20	7	5	83.3
			20	9	6	66.7
	O A 科		10	10	5	50.0
			10	10	5	50.0
	情報ビジネス科		10	9	7	87.5
			10	10	8	88.9
	計		120	96	56	60.9

(就職者数及び就職率は訓練修了6ヵ月後の数)

(10) 地域貢献状況

企業の生産技術の高度化、IT化等に対応するため、産業技術専門校の施設設備を活用し、地元の企業のニーズに応じた在職者訓練等を実施している。

①在職者訓練

平成19年度

校名	系統・科別	受講者数(人)
小松産業技術専門校	機械・金属系	1,199
	電気・電子系	36
	情報系	136
	管理・サービス系	79
七尾産業技術専門校	溶接科	34
	自動車整備科	42
能登産業技術専門校	自動車整備科	21
	旅館科	24

能登産業技術専門学校	建築科	30
合計		1,601

②開放機器（小松産業技術専門学校）

平成19年度

機器の名称	時間
三次元測定器A	142
表面粗さ・輪郭形状測定器	70
真円度測定器	65
輪郭形状測定器	14
精密万能投影機	7
計	298

(11) 収支状況

19年度の収支状況は次の通りである。

(千円)

科目		金沢校	小松校	七尾校	能登校
支出	報酬	14,211	15,730	10,973	5,209
	給料	68,932	40,537	38,753	31,665
	職員手当	42,596	24,446	22,755	15,935
	共済費	24,061	15,224	13,984	10,496
	賃金				
	報償費	11,301	10,791	3,066	1,066
	旅費	636	513	975	448
	需用費	9,526	13,521	6,250	4,448
	役務費	1,066	915	975	464
	委託料	30,969	28,510	8,711	9,519
	使用料及び賃借料	4,712	7,135	11,583	366
	工事請負費			4,929	
	原材料費		26	957	
	備品購入費		1,014		118
	負担金等	47	118	175	23
	公課費	32	17	32	76
計	208,096	158,505	124,127	79,839	

収入	国庫補助金	37,836	26,100	21,263	20,245
	国庫負担金	41,368	22,560	10,072	3,774
	その他	144	8,156	2,386	168
	計	79,350	56,816	33,723	24,188
差引	一般財源	128,746	101,689	90,404	55,651

2、監査結果

(1) 訓練生の訓練生活等に関するアンケートの実施（意見）

学生の学校生活の実態や学校に対する評価のアンケートについては、これまで実施されていない。内容としては、学校生活への適応や学習状況、授業意識と学習方法、教員への授業評価、学習環境への評価などが考えられる。教育機関としては、学生の学校生活や授業に対する学生の満足度を調査し、たえず自己点検・評価が求められる。アンケートを定期的実施し、教育や学校運営上の資料とすることが必要である。

(2) 関係する外部の有識者による協議会の実施（意見）

組織上外部の有識者の意見を聴き、専門校の運営や諸課題に対処する協議会の制度が設けられていない。専門校の円滑な運営や諸課題に対応するためには、関係する業界の有識者等による協議会の制度を規定上設置し、定期的開催することが望ましい。

(3) 企業ニーズの把握及び報告について（意見）

産業技術専門校の役割としては、訓練生に対する職業訓練を行うことはもちろんであるが、それ以外には、無料職業紹介所としての役割がある。職業訓練校なのであるから就職できなければ意味がないのである。さらに、そのために最も重要と考えられるのは、企業ニーズの把握である。企業ニーズの把握方法としては、担当教員が、当校の修了生が就職した企業又は関連する業界の企業を訪問等して、企業の担当者に面談し、企業ニーズの把握に努めている。企業ニーズは、地域によって事情が異なると考えられるため、各専門校がそれぞれの地域に応じた企業ニーズの把握に努める必要があり、また、普段からニーズの把握に努めることにより就職に結びつく職業訓練を行う必要がある。企業ニーズといっても、すぐに訓練に反映できるものから、予算措置を伴うものや科の改廃に関するものまで様々であるので、各地域の産業技術専門校は、地域の実情により、主体的に企業ニーズの取りまとめを行った上で文書化し、教育への反映を行い、また、科の改廃のための資料とする体制をとることが望ましい。

(4) ポリテクセンターとの役割分担（意見）

第8次石川県職業能力開発計画によると、産業技術専門校における離転職者向け公共職業訓練については、関連就職の状況、企業の求める技術の内容と水準、県内産業の状況等を考慮して、不断に訓練科目の見直しを検討する、とされ、その際、ポリテクセンター（職業能力開発促進センター）の訓練内容との調整を図るとともに、公共職業安定所と密接な連携を図り、修了者の円滑な再就職を実現する、とさ

れている。

ポリテクセンターは、独立行政法人 雇用・能力開発機構が運営している。この機構については廃止し、別の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構と統合するとともに、ポリテクセンターは都道府県が希望する場合に都道府県へ移管し、その他の施設は高齢・障害者雇用支援機構に引き継がれることとなっている。従来からの、国が離転職者の職業訓練を主体にし、都道府県が地域の実情に応じて実施するという役割分担にこだわることなく、県が主体となって職業訓練を行うことが望まれる。ポリテクセンターが移管される場合は財源措置が必要とされることは言うまでもない。

(5) 離転職者訓練・若年者訓練の見直し（意見）

金沢校では、平成10年に次の科の新設・廃止等が行われている。

- ・建築科（短期課程1年 定員30名）を廃止し、総合建築科（普通課程2年定員20名）に改める。
- ・メカトロニクス科を新設（普通課程2年 定員20名）。
- ・加賀友禅科を廃止し、産業デザイン科（普通課程 商業デザインコース 定員10名 工芸デザインコース 定員10名）に改める。
- ・電気工事科のうち短期課程（定員10名）を廃止し、普通課程（定員20名）とする。
- ・空調設備科（短期課程1年 定員20名）を廃止し、配管科（短期課程6か月定員20名）に改める。
- ・インテリアサービス科（短期課程1年 定員20名）を6か月訓練とする。
- ・板金塗装科（短期課程1年 定員20名）を廃止する。

平成10年に科の新設・廃止が行われてからは、その後10年間、科の新設等も行われていない。

最近における各科の入校等の状況は次の通りである。

(人)

訓練科目	対象	期間	定員	18年度入校者	19年度入校者	20年度入校者
総合建築科	若年者	2年	20	13	15	7
メカトロニクス科	若年者	2年	20	19	15	10
産業デザイン科 (商業)	若年者	1年	10	5	10	10

産業デザイン科 (工芸)	若年者	1年	10	4	4	3
電気工事科	若年者	1年	20	10	9	14
配管科	離転職者	6か月	20	4月 2 10月 2	4月 4 10月 8	4月 5 10月 6
インテリアサービス科	離転職者	6か月	20	4月 7 10月 11	4月 9 10月 7	4月 12 10月 11

科によっては定員割れの状態が続いている科があり、若年者向け及び離転職者向けとも、科の状況により訓練科目の見直し等を実施することが必要である。



配管科（離転職者向け）

(6) 備品等の管理（金沢校）

①定期的な現品確認の未実施（指摘事項）

県の規則では物品の点検として毎年3月31日現在において物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとされている。金沢専門校ではこの物品の点検は全く行われていない。物品の点検は有効かつ必要なものであり現実に実施する方法を模索する必要がある。

②備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

③工作物の管理（意見）

工作物の現物確認を行ったところ次の事項が見られた。

種目・名称	数量	摘要
通信装置・非常通報装置	1	現物廃棄済
雑工作物・塗装装置	1	塗装科があったときに使用していたもので、今は物置となっており要廃棄品（P.113の塗装装置）

工作物に関する適正な管理が望まれる。

④要廃棄備品・工作物の廃棄未処理（意見）

備品台帳に記載されている備品等のなかには、科の廃止等により使用しなくなったものや使用不能のものが含まれている。廃棄未処理備品等は次の通りである。

備品

科名	規格構造等	数量	金額(円)	取得年月日	備考
総合建築科	入母屋社寺原図集	1	45,000	S49. 9. 27	小松校より
	補強コンクリートブロック造原図集	1	36,000	S53. 8. 16	〃
	カーポリッシャー	3	93,000	S58. 10. 11	板金科より
	フリーサンダー	5	165,000	H2. 8. 24	〃
	ウォーターリフレッシャー	1	345,000	S60. 2. 28	〃
	スクロールコンプレッサー	1	1,046,480	H5. 8. 4	〃

	エアーグラインダー	2	46,000	S58. 7. 25	〃
	油圧機	1	230,000	S58. 9. 19	〃
	コンパクトオービタルサンダー	3	154,251	H8. 9. 20	〃
	コンパクトダブルアクションサンダー	2	101,456	H8. 9. 20	〃
	大同ユニプロッド溶接機	1	315,000	S63. 5. 20	〃
	カーポリッシャー	1	35,000	S55. 1. 21	〃
メカトロニクス科	無し				
産業デザイン科	無し				
電気工事科	電卓	1	55,000	S46. 10. 18	機械製 図科より
	フィルム 「電界と電位」	1	35,000	S47. 11. 25	
	フィルム 「変圧器」	1	27,000	S47. 9. 30	
	フィルム 「交流電動機の原理」	1	37,500	S47. 9. 22	
	フィルム 「蓄電池」	1	27,000	S47. 9. 30	
	フィルム 「光の正体」	1	24,000	S48. 12. 20	
	フィルム 「自動制御」	1	27,000	S48. 12. 20	
	フィルム 「第一蘇生」	1	90,000	S49. 9. 27	
	フィルム 「変圧器」	1	95,000	S51. 3. 15	
	フィルム 「電気と火事」	1	47,500	S51. 3. 15	

配管科	ビッカース硬度計	1	570,000	S45.10.23	めっき科より
	機械と安全 スライド	1	60,000	S49.9.19	
	鋼管構造 スライド	1	85,000	S49.10.9	
	プログラマブルコントローラ	1	345,840	S61.10.23	
	チェーザ研磨機	1	38,000	S40.7.26	
	自動バット融着機	1	967,000	H2.2.26	
インテリアサービス科	糸鋸盤	1	125,000	S62.9.24	木工科より
	木工輾轆	1	2,129,051	H3.2.28	〃
	角のみ盤	1	445,533	S54.7.30	〃
	木工用プレス盤	1	2,008,500	H5.9.12	〃
	リップソー（縦引丸鋸盤）	1	2,000,260	H5.11.24	〃
	オートヘッドルーター	1	1,069,655	H3.8.20	〃
合計		44	12,921,026		

工作物

種目	名称	数量	金額（円）	取得年月日	備考
雑工作物	塗料ミスト排気装置	1	3,147,680	H7.8.31	H10 廃止
雑工作物	塗装装置	1	5,950,000	S57.11.20	H10 廃止
合計		2	9,097,680		

県の財務規則上は物品の処分については規定されているが、どのような場合に物品を処分するかについてはとくに規定されていない。しかし、廃棄すべき物品を放置しておく、さらに処分コストの増加につながる場合もあるため、速やかに廃棄等の処理をすることが望ましい。

(7) 若年者向け訓練の授業料等の徴収検討（意見）

産業技術専門校においては、入学検定料、入学金、授業料はすべて無料とされて

いる。離転職者向けの職業訓練及び障害者に対する職業訓練については、法令上無料とされているが（職業能力開発促進法第23条第1項、同法施行規則第29条の4）、若年者向け訓練については、法令上無料とされているわけではない。20年5月に他の都道府県に対して入校選考料・入校料・授業料の徴収に関するアンケート調査を行っており、その結果をみると徴収している都道府県は、入校選考料で27都道府県、入校料で25都道府県、授業料で32都道府県となっている。半数以上の都道府県で徴収しており、授業料については約7割の都道府県で徴収していることになる。金額的には、公立高校と同額というところがほとんどである。第8次石川県職業能力開発計画では、この授業料等の徴収について、民間教育訓練機関との均衡等を踏まえ、金沢産業技術専門校の施設整備の時期を一つの目安として、適切な負担水準の在り方も含め、授業料の徴収について検討を進める、とされ、石川県行財政改革大綱2007における平成20年度実施計画でも23年度まで検討とされているが、速やかな実施が望まれる。



メカトロニクス科（若年者向け）

（8）訓練生の負担経費の事務管理について（意見）

訓練生が入校時等に必要となる教材や道具類等の自己負担経費については、一旦、学校事務局の銀行口座へ振り込んでもらい、その後、各科の管理用の金融機関通帳に振り替えている。通帳の保管及び入出金事務は事務局で行い、入出金の集計等は担当教員が行っている。教材や道具類等は個人ごとに購入するものが異なる場合があり、管理が煩雑になるため、訓練校における事務処理負担の軽減の観点から、入

校時に購入する必要があるものについては、業者に訓練校へ来てもらう等して、訓練生が業者から直接購入する仕組みについて検討するべきである。

(9) 民間委託訓練

①民間委託訓練生に対するアンケートの実施（意見）

離転職者に対する職業訓練としては、国からの委託により、民間の教育機関を活用した委託形式による公共職業訓練が行われており、一定の職業能力を身につけてもらった上で就職を促進しようとするものである。

この民間委託訓練生の訓練内容等に関するアンケートについては、これまで実施されていない。内容としては、訓練内容、訓練場所、訓練環境、訓練に対する評価、委託先の評価などが考えられる。教育機関としては、訓練生の訓練内容等に対する満足度を調査し、たえず自己点検・評価が求められる。委託先でアンケートを実施している場合があるが、訓練校としてアンケートを実施し、委託訓練実施上の資料とすることが必要である。

②委託先の選定基準について（意見）

民間委託訓練は、国からの委託で行うものであり、委託事業内容はいくつかに分かれている。平成19年度の実施状況（産業技術専門校全体）は次の通りである。

(人)

事業名	定員	受講者	修了者	就職者 (20.6 末 現在)	就職率 (20.6 末 現在) %
離職者等高度人材養成 推進事業費	110	108	104	66	64.2
OB人材能力活用推進 事業費	20	25	25	11	44.0
創業支援実践研修費	60	56	46	37	83.0
デュアルシステム実施 事業費	110	102	87	75	87.5
障害者職業能力開発推 進事業費	50	43	36	16	47.4
母子家庭就業支援事業	20	20	20	6	30.0
若年者就職準備講座開 催事業	220	123	102	32	34.0
合計	690	477	420	243	60.0

(注) 就職率は中退者のうち就職した者も含めて算出している。

また、最近における国庫委託金の状況は次の通りである。

(千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
金沢校	132,674	100,051	41,368
小松校	63,421	52,296	22,560
七尾校	32,569	25,326	10,072
能登校	14,615	11,590	3,774
合計	243,280	189,265	77,776

委託訓練の委託先の選定基準については、委託希望者のカリキュラム案について訓練内容評価基準に照らして審査を行い、施設・指導員等に係る評価と訓練内容に係る評価を点数化し、これらを合計して評価する方法によっている。

評価基準の内容は次の通りである。

- ・施設・機器に関する評価基準
- ・指導員等に関する評価基準
- ・就職実績等訓練効果に関する評価基準
- ・訓練基準、就職支援、その他雇用拡大等に関する取組に関する評価基準

上記の評価基準により最も評価の高い者から、各地域別に予定する委託実施本数を充てていくものとされている。上記の評価基準はさらに細かい項目について点数化され、委託希望者に点数が付される。

この選定基準は、いわゆる企画提案型でプラン重視のものであるが、評価の項目には、契約する場合の金額に関する項目は入っていない。国からの委託事業であり財源が確保されているとしても、入札を実施しないのであるから、金額に関する評価項目を設けて金額の適正性も確保されるように検討すべきである。

③インセンティブを伴う委託訓練

委託契約の中には、訓練修了3か月後の委託訓練生の就職状況が、一定の就職率を満たしている場合は、その達成状況にあわせて別途就職支援費が委託先に支払われるインセンティブ付きの契約がある。委託業者に就職できる効果のより高い訓練を実施してもらうために行われているものであり、19年度に行われた離職者等高度人材養成推進事業の場合、就職率55%以上で委託訓練生1人1月当たり10,500円、就職率75%以上で委託訓練生1人1月当たり21,000円のインセンティブが支払われる。インセンティブの支払は、就職できた訓練生の人数分ではなく、全体としての就職率が一定の率以上なら訓練生の人数分かつ訓練期間分支払われる。

④託児付きの委託訓練（意見）

委託訓練の中には、女性を対象にした訓練があり、託児付きのコースもある。19年度の離転職者等高度人材養成訓練（OAビジネス科）は、託児付きの訓練であり、訓練に伴う託児実施委託費は60万円で保育者は一定の要件を満たす者を配置するとされているが、この託児の実施については、託児の実績の報告は行われていない。託児の実施の有無、人数、保育者の設置等託児の実施に関する報告書の提出を必要とするべきである。

⑤委託料等の計算について（意見）

委託料の計算については、訓練生1人当たり5万円としてこれに人数と月数を掛けて契約金額が一律に決められている。

具体的な積算等は次の通りである。

Aのケース

総額 50,000円×10人×3ヶ月=1,500,000円

消費税込 1,575,000円

内訳 （委託事業収支決算書による）

内容	金額（円）	備考
講師謝金	1,165,000	74%
事務費	110,000	
印刷代	20,000	
施設管理費	200,000	
光熱費	48,000	
雑費	32,000	
合計	1,575,000	

Bのケース

総額 50,000円×15人×2ヶ月=1,500,000円

消費税込 1,575,000円

内訳 （委託事業収支決算書による）

内容	金額（円）	備考
講師謝金	756,000	48%
室料	623,270	
暖房費	186,540	
備品使用料	6,120	

通信費	3,070	
合計	1,575,000	

上記Aのケース及びBのケースは、同じ様なパソコン訓練講座に見られた例であるが、Bの方が、訓練期間が短い分講師謝金も当然に少なくなっており、人数も5人違うだけであり、契約金額がAより少なくなるべき場合と考えられる。

現在の計算方法は、いわゆる予算使い切り型の計算方法であり、委託料の計算の考え方を變更し、支出の内容から契約金額を決定するようにすべきである。

また、この民間委託訓練については、国からの委託事業のため、金額は単なる予算使い切り型で一律に決められ、支払要件の検証や実施内容の報告についても、先に記載したように適切でないものが見受けられることから、国に対し、改善を求めていくべきである。

(10) 行政コスト計算書の作成及び公開（意見）

施設ごとの行政コスト計算書を作成することで、施設の責任者に対する経営責任者としての意識の形成や職員に対するコスト意識の向上が期待できる。また、この行政コスト計算書を施設の活動成果とともに公開することで、施設の費用対効果を明らかにすることや説明責任の遂行に役立つと考えられる。

平成19年度の石川県立金沢産業技術専門校の行政コスト計算書を作成すると次のようになる。

行政コスト計算書		金額
項目		金額
人にかかるコスト	人件費	161,103
	退職給付費用	18,365
	計	179,468
物にかかるコスト	物件費	46,992
	減価償却費	9,694
	計	56,686
その他	公債費（利子）	6,799
行政コスト		242,953

収入	79,350
一般財源等（行政コスト－収入）	163,603
訓練生	113人
訓練生1人当たり一般財源等（行政コスト－収入）	1,447

(注) 作成方法は、総合看護専門学校と同様である。

金沢産業技術専門校の行政コストは、242,953 百万円、一般財源等（行政コスト－収入）は、163,603 百万円、訓練生一人当たりでは、1,447 千円となる。

行政コスト計算書を作成し、施設の活動成果とともに県民に公開することが望まれる。

(1 1) 他県の職業能力開発校との比較

上記の行政コスト等のデータについて、他県の職業能力開発校と比較すると次のようになる。民間の類似施設はデータがないので、平成18年の山口県包括外部監査報告書に掲載されている平成17年度の山口県の職業能力開発校のデータを利用した。

項目	金沢産業技術専門校	山口県立東部高等産業技術校	山口県立西部高等産業技術校
訓練生 (人)	113	250	181
教職員数 (人)	21	23	20
教職員1人当たり 訓練生 (人)	5.3	10.8	9.0
人にかかるコスト (千円)	179,468	261,865	232,436
物にかかるコスト (千円)	56,686	85,554	88,365
その他 (千円)	6,799	8,975	4,730
行政コスト (千円)	242,953	356,394	325,531
収入 (千円)	79,350	86,151	94,221
差引 一般財源 (千円)	163,603	270,243	231,310
人件費率	73	73	71
訓練生1人当たり 行政コスト (千円)	2,150	1,425	1,798
訓練生1人当たり 一般財源 (千円)	1,447	1,080	1,277

訓練生は、入校定員や地域の特殊性（ものづくり系に特化）などにもよるが、金

沢産業技術専門校が最も少ない。教職員 1 人当たり訓練生では、山口県の 2 校の半数程度である。人件費率は同程度であるが、訓練生 1 人当たり行政コストは、金沢産業技術専門校が最も多い。これは、訓練生の人数が少ないため、行政コストが多くなっているものと考えられる。

第5章 県立高校

I 概要

1、県立高校全体の概要

(1) 学校数

県立高校の学校数は次の通りである。

区分	学校数 (校)	備考
全日制	44	うち分校 1
定時制	7	
通信制	1	
計	52	

(2) 所管

石川県教育委員会

(3) 施設の概要

平成19年3月31日現在

(㎡)

区分	土地	建物		
		木造	非木造	計
全日制	2,582,747.07	7,803.87	590,598.29	598,402.16
定時制・通信制	70,998.28		29,595.72	29,595.72
計	2,653,745.35	7,803.87	620,194.01	627,997.88

(4) 教職員の状況

平成20年4月1日現在の教職員数は次の通りである。

(人)

区分		全日制	定時制・通信制	計
教員	校長	43	5	48
	教頭	65	11	76
	教諭	1,557	108	1,665
	養護教諭	45	5	50
	講師	131	19	150

教員	計	1,841	148	1,989
その他の職員	実習助手	107	2	109
	事務職員	163	14	177
	その他	80	3	83
	計	350	19	369
合計		2,191	167	2,358

(注)教職員数には、非常勤職員、臨時職員は含まない。

(5) 生徒の状況

19年度の生徒数は次の通りである。

(人)

区分	生徒数
全日制	22,616
定時制	776
通信制	878
計	24,270

(6) 入学等の状況

19年度の入学、退学、休学の状況は次の通りである。

(人)

区分	入学者数	退学者数	休学者数
全日制	7,701	355	87
定時制	241	121	15
通信制	263	12	0
計	8,205	488	102

(7) 授業料減免の状況

19年度の授業料減免決定者数は次の通りである。

区分		減免者数(人)	生徒数に対する割合(%)
全日制	全額減免	1,663	7.3
	半額減免	68	0.3
	計	1,731	7.6
定時制	全額減免	114	14.7
	半額減免	2	0.2
	計	116	14.9

通信制	全額減免	33	3.7
	半額減免	0	0.0
	計	33	3.7
合計	全額減免	1,810	7.4
	半額減免	70	0.2
	計	1,880	7.7

(8) 地域貢献状況

石川県民大学校において、県立学校開放講座（県立学校が有する人的・物的施設及び機能を開放して開設する教養講座等）を開設している。

(9) 収支状況

19年度の県立高校全体の収支は次の通りである。

項目		金額(千円)
支 出	報 酬	184,432
	給 料	11,232,580
	職員手当等（退職手当除く）	6,077,380
	共 済 費	3,197,716
	賃 金	321,876
	報 償 費	6,472
	旅 費	187,210
	需 用 費	1,105,525
	役 務 費	122,638
	委 託 料	150,884
	使 用 料 及 び 賃 借 料	84,267
	工 事 請 負 費	113,093
	原 材 料 費	8,654
	備 品 購 入 費	105,805
	負 担 金 等	51,087
	扶 助 費	1,348
	そ の 他	2,245
計	22,953,212	

収 入	国 庫 補 助 金	23,080
	高 等 学 校 費 負 担 金	34,920
	高 等 学 校 使 用 料	2,451,724
	高 等 学 校 手 数 料	66,709
	建 物 貸 付 収 入	250
	物 品 売 払 収 入	6,945
	生 産 物 売 払 収 入	53,860
	雑 入	33,004
	計	2,670,492
差引 一般財源		20,282,720

(注)支出は運営費のみで事業費を含まない。

2、金沢泉丘高校の概要

(1) 所在地

石川県金沢市泉野出町3丁目10番10号

(2) 沿革

- 明治26年 7月 金沢市新道に石川県尋常中学校と称し、設置される。
- 明治30年12月 金沢市下本多町に校舎を新築し、移転する。
- 昭和12年 7月 金沢市富樫町に校舎を新築し、移転する。
- 昭和23年 4月 学制改革により、男子普通課程の新制高等学校として、現在地に石川県立金沢第一高等学校が設置され、通信教育部が併設される。
- 昭和24年 4月 石川県立高等学校の組織変更に伴い、校名を石川県立金沢泉丘高等学校と改め、学区制、男女共学、総合制高等学校として発足する。
- 昭和43年 4月 理数科が設置される。
- 平成15年 4月 文部科学省よりSSH（スーパーサイエンスハイスクール）に指定される。

(3) 教育目標

心身一如の発達につとめて

真理を求め、勉学を第一義とすること 正義を愛し、自らを清くすること
情操を豊かにし、品位を高めること 自らとともに、他の人格を重んずること
誠実にして、社会から信頼されること

(4) 施設の概要

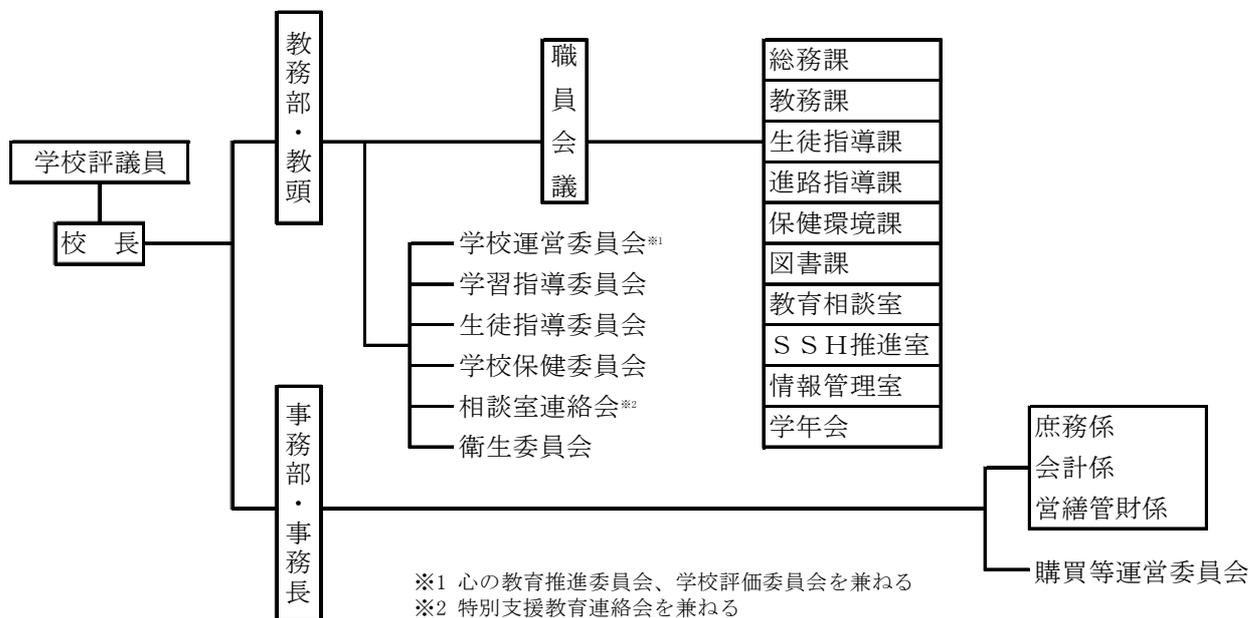
敷地面積 42,793 m²
校舎（昭和58年建築） 22,095 m²

(5) 設置学科

区分	学科
全日制	普通科
	理数科
通信制	普通科
	衛生看護科

(6) 組織図 (全日制)

校務分掌 (石川県立金沢泉丘高等学校)
機構図



(7) 教職員の状況

19年度教職員の状況

(人)

全日制					計	通信制
校長	教頭	教諭	その他			
1	2	60	17	80	20	

(8) 生徒の状況

19年度の生徒数は次の通りである。

区分	生徒数(人)
全日制	1,077
通信制	878

(9) 入学等の状況

19年度の入学、退学、休学の状況は次の通りである。

(人)

区分	入学者数	退学者数	休学者数
全日制	360	3	4
通信制	263	12	0

(10) 授業料減免の状況

19年度の授業料減免決定者数は次の通りである。

区分		減免者数(人)	生徒数に対する割合(%)
全日制	全額減免	23	2.1
	半額減免	2	0.1
	計	25	2.3
通信制	全額減免	33	3.7
	半額減免	0	0.0
	計	33	3.7

(11) 地域貢献状況

石川県民大学校において、県立学校開放講座を開設している。

講座名「絵画基礎（デッサン）講座」

(12) 収支状況

19年度の金沢泉丘高校の収支は次の通りである。

項目		金額(千円)
支 出	報 酬	6,272
	給 料	482,125
	職員手当等（退職手当除く）	271,199
	共 済 費	136,830
	賃 金	6,113
	報 償 費	248
	旅 費	6,673
	需 用 費	30,510
	役 務 費	3,868
	委 託 料	3,631
	使用料及び賃借料	1,513
	工事請負費	
	原 材 料 費	
	備 品 購 入 費	11,727
	負 担 金 等	834
	扶 助 費	710
そ の 他		

支 出	計	962,253
収 入	国 庫 補 助 金	184
	高 等 学 校 費 負 担 金	1,727
	高 等 学 校 使 用 料	126,561
	高 等 学 校 手 数 料	3,429
	建 物 貸 付 収 入	
	物 品 売 払 収 入	
	生 産 物 売 払 収 入	
	雑 入	1,511
	計	133,412
差引 一般財源		828,841

(注)支出は運営費のみで事業費を含まない。

3、小松高校の概要

(1) 所在地

石川県小松市丸内町二ノ丸15番地

(2) 沿革

明治31年 9月 旧小松町小馬出町に設置（石川県立小松中学校）
明治32年10月 現在地に本校舎新築
明治44年 4月 旧小松町小馬出町に能美郡立実科高等女学校開設（石川県立小松高等女学校）
大正14年 6月 小松実科高等女学校を併置（石川県小松市立高等女学校）
昭和23年 4月 石川県立小松高等学校設置
昭和43年 4月 理数科併置
平成18年 3月 新校舎完成
平成18年 4月 文部科学省よりSSH（スーパーサイエンスハイスクール）に指定される。

(3) 教育目標

- ① 自主自律、明朗誠実な生活態度を養う。
- ② 個性を伸ばし、正しく豊かな人間関係を培う。
- ③ 知性を高め、情操を陶冶し、文化創造の意欲と資質を培う。

(4) 施設の概要

敷地面積 48,251.69 m²

建物 記念館（明治30年度建築）他 575.41 m²

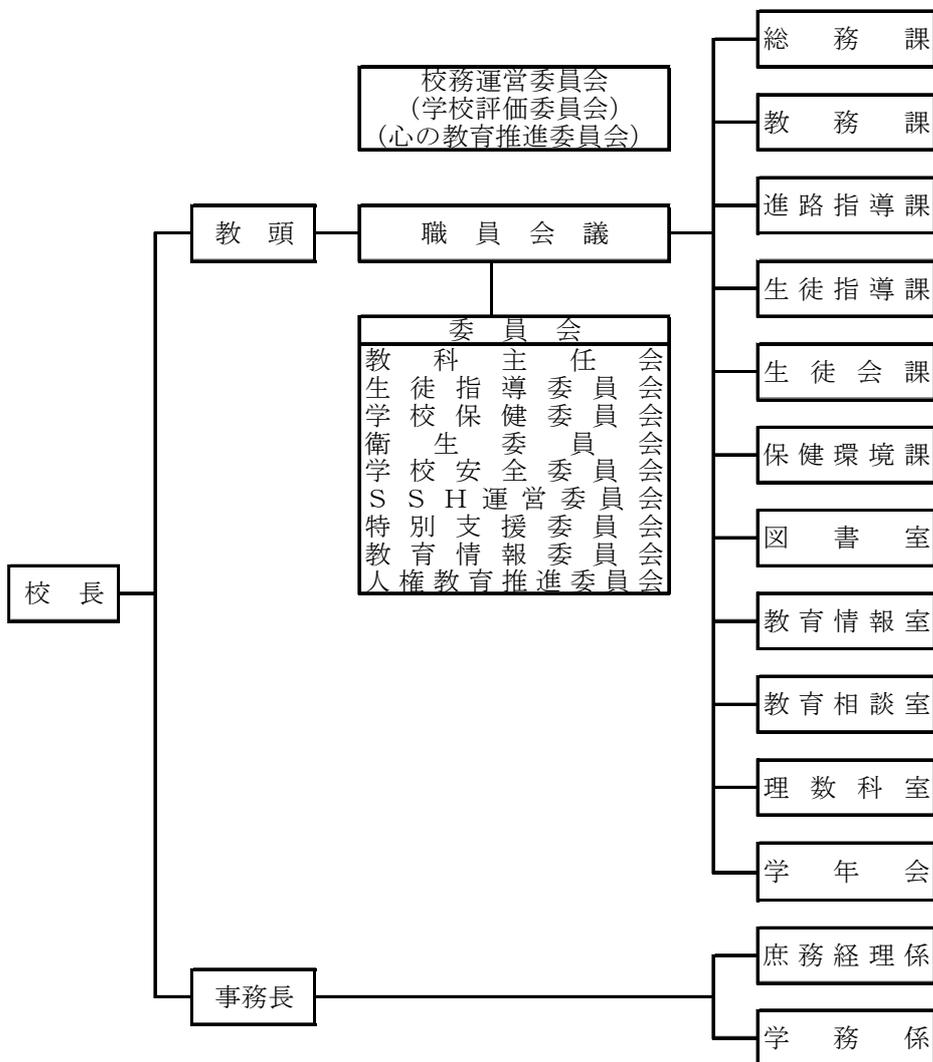
特別教室棟、講堂棟、管理教室棟、生涯学習センター（平成13～17年度建築）他 17,967.3 m²

(5) 設置学科

区分	学科
全日制	普通科
	理数科

(6) 組織図

校務分掌 (石川県立小松高等学校)



(7) 教職員の状況

19年度教職員の状況

(人)

校長	教頭	教諭	その他	計
1	2	57	13	73

(8) 生徒の状況

19年度の生徒数は次の通りである。

区分	生徒数(人)
全日制	959

(9) 入学等の状況

19年度の入学、退学、休学の状況は次の通りである。(人)

区分	入学者数	退学者数	休学者数
全日制	320	4	5

(10) 授業料減免の状況

19年度の授業料減免決定者数は次の通りである。

区分		減免者数(人)	生徒数に対する割合(%)
全日制	全額減免	28	2.9
	半額減免	0	0.0
	計	28	2.9

(11) 地域貢献状況

石川県民大学校において、県立学校開放講座を開設している。

講座名「身近な自然観察・実験」

(12) 収支状況

19年度の小松高校の収支は次の通りである。

項目		金額(千円)
支 出	報 酬	2,960
	給 料	338,642
	職員手当等(退職手当除く)	180,441
	共 済 費	95,858
	賃 金	8,315
	報 償 費	687
	旅 費	5,474
	需 用 費	27,748
	役 務 費	4,081
	委 託 料	3,068
	使用料及び賃借料	342
	工 事 請 負 費	
	原 材 料 費	
	備 品 購 入 費	1,976
	負 担 金 等	48

支 出	扶 助 費	
	そ の 他	
	計	669,640
収 入	国 庫 補 助 金	2,788
	高 等 学 校 費 負 担 金	1,448
	高 等 学 校 使 用 料	107,721
	高 等 学 校 手 数 料	2,859
	建 物 貸 付 収 入	
	物 品 売 払 収 入	19
	生 産 物 売 払 収 入	
	雑 入	273
	計	115,108
差引 一般財源		554,532

(注)支出は運営費のみで事業費を含まない。

4、七尾高校の概要

(1) 所在地

石川県七尾市西藤橋町エ1番地1

(2) 沿革

- 明治32年 4月 鹿島郡七尾町に石川県第三尋常中学校が設立される。
明治44年 4月 鹿島郡西湊村に鹿島郡立実科高等女学校が設立される。
昭和23年 4月 石川県立七尾中学校と石川県立七尾高等女学校とを統合して、石川県立七尾高等学校及び併設中学校が設立され、男女共学となる。
昭和43年 4月 理数科が設置される。
平成16年 4月 文部科学省よりSSH（スーパーサイエンスハイスクール）に指定される。
平成17年 2月 新校舎管理棟落成
平成18年 1月 新校舎教室棟落成
平成19年11月 新校舎体育館棟落成

(3) 教育目標

- ①真理と正義を愛する心を育て、個性の伸長を図る。
- ②敬愛協和の社会的資質を養い、平和愛好の心を培う。
- ③強健な身体と創造力豊かな自主的精神を育成する。

(4) 施設の概要

敷地面積 40,841 m²
建物 講堂（明治43年度建築） 446.31 m²
校舎（平成15年度～19年度建築）他 17,401.83 m²

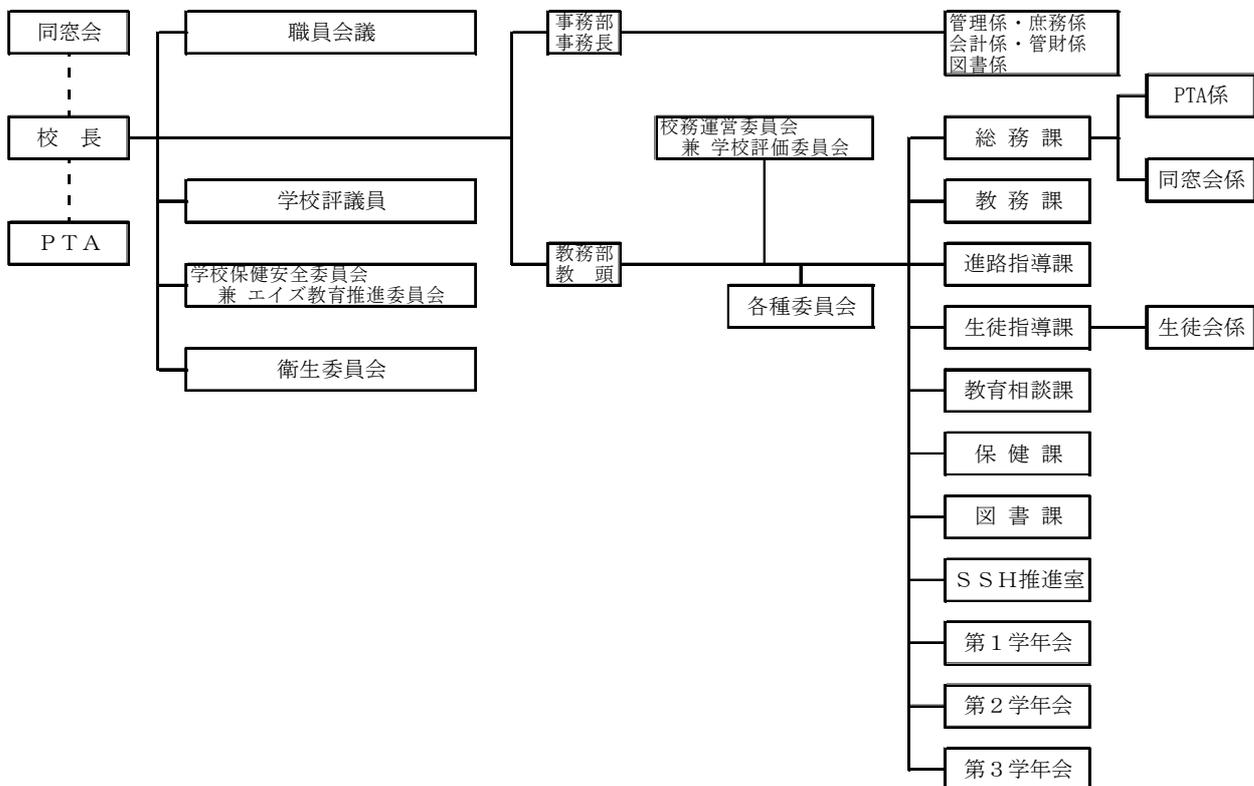
(5) 設置学科

区分	学科
全日制	普通科
	理数科

(6) 組織図

校内組織図

七尾高等学校 組織図



(7) 教職員の状況

19年度教職員の状況

(人)

校長	教頭	教諭	その他	計
1	2	42	9	54

(8) 生徒の状況

19年度の生徒数は次の通りである。

区分	生徒数(人)
全日制	716

(9) 入学等の状況

19年度の入学、退学、休学の状況は次の通りである。

(人)

区分	入学者数	退学者数	休学者数
全日制	240	0	0

(10) 授業料減免の状況

19年度の授業料減免決定者数は次の通りである。

区分		減免者数(人)	生徒数に対する割合(%)
全日制	全額減免	39	5.4
	半額減免	1	0.1
	計	40	5.5

(11) 地域貢献状況

石川県民大学校において、県立学校開放講座を開設している。

講座名「油彩基礎講座」

(12) 収支状況

19年度の七尾高校の収支は次の通りである。

項目		金額(千円)
支 出	報 酬	2,295
	給 料	258,141
	職員手当等(退職手当除く)	136,048
	共 済 費	72,960
	賃 金	6,712
	報 償 費	146
	旅 費	5,213
	需 用 費	23,954
	役 務 費	2,604
	委 託 料	2,731
	使用料及び賃借料	824
	工事請負費	492
	原 材 料 費	
	備 品 購 入 費	1,963
	負 担 金 等	77
	扶 助 費	
	そ の 他	
計	514,160	
収入	国 庫 補 助 金	576
	高 等 学 校 費 負 担 金	1,081

収 入	高 等 学 校 使 用 料	78,753
	高 等 学 校 手 数 料	2,015
	建 物 貸 付 収 入	31
	物 品 売 払 収 入	
	生 産 物 売 払 収 入	
	雑 入	1,686
	計	84,142
差引 一般財源		430,018

(注)支出は運営費のみで事業費を含まない。

5、輪島高校の概要

(1) 所在地

石川県輪島市河井町18部42の2

(2) 沿革

大正12年 4月 石川県立輪島中学校創立

大正15年 4月 輪島町立高等女学校創立

昭和23年 4月 旧制輪島中学校。旧制輪島高等女学校を統合して、石川県立輪島高等学校を設置する。

7月 定時制課程を併設する。

昭和44年 3月 新校舎第1期工事竣工

平成20年 4月 総合学科を開設する。

(3) 教育目標

個人の尊厳を自覚し、高い知性・豊かな徳性・強靱な身体を養い、自立した社会人としてふさわしい勤労観、職業観を育み広い視野に立って個性に富む文化の創造をめざす、積極・進取にして、明朗誠実な人間の形成にあたる。

(4) 施設の概要

敷地面積 30,650 m²

建物 校舎（昭和43年度建築） 8,555.51 m²

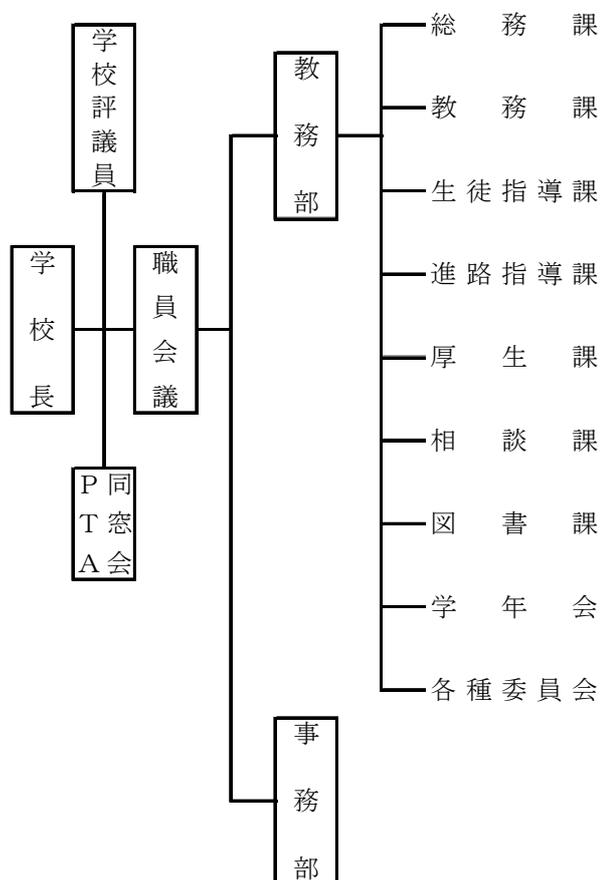
(5) 設置学科

区分	学科
全日制	普通科
	総合学科
定時制	普通科

(注)総合学科は、輪島実業高校が平成20年度募集停止したことに伴い、20年4月に開設。

(6) 組織図 (全日制)

校務分掌組織図 (石川県立輪島高等学校)



(7) 教職員の状況

19年度教職員の状況

(人)

全日制					計	定時制
校長	教頭	教諭	その他			
1	1	28	4	34	7	

(8) 生徒の状況

19年度の生徒数は次の通りである。

区分	生徒数(人)
全日制	366
定時制	14

(9) 入学等の状況

19年度の入学、退学、休学の状況は次の通りである。(人)

区分	入学者数	退学者数	休学者数
全日制	120	2	0
定時制	3	0	0

(10) 授業料減免の状況

19年度の授業料減免決定者数は次の通りである。

区分		減免者数(人)	生徒数に対する割合(%)
全日制	全額減免	32	8.7
	半額減免	1	0.2
	計	33	9.0
定時制	全額減免	0	0
	半額減免	0	0
	計	0	0

(11) 地域貢献状況

石川県民大学校において、県立学校開放講座を開設している。

講座名「英会話教室」

(12) 収支状況

19年度の輪島高校の収支は次の通りである。

項目		金額(千円)
支 出	報 酬	4,051
	給 料	177,740
	職員手当等(退職手当除く)	96,854
	共 済 費	49,193
	賃 金	6,739
	報 償 費	78
	旅 費	5,827
	需 用 費	16,887
	役 務 費	1,314
	委 託 料	933
	使用料及び賃借料	1,190

支 出	工 事 請 負 費	1,417
	原 材 料 費	
	備 品 購 入 費	1,747
	負 担 金 等	6
	扶 助 費	27
	そ の 他	9
	計	364,012
収 入	国 庫 補 助 金	386
	高 等 学 校 費 負 担 金	561
	高 等 学 校 使 用 料	38,891
	高 等 学 校 手 数 料	1,148
	建 物 貸 付 収 入	21
	物 品 売 払 収 入	
	生 産 物 売 払 収 入	
	雑 入	798
	計	41,805
差引 一般財源		322,207

(注)支出は運営費のみで事業費を含まない。

II 監査結果

1、県立高校（総論）

(1) 授業料の減免

①半額減免適用者の所得税確認（指摘事項）

経済的な事情や災害により授業料の納入が困難な生徒について、県立高校の授業料を減免する制度がある。

減免の対象になる生徒は、母子世帯、兄弟姉妹のみの世帯、父子世帯等で次のいずれかに該当する生徒等である。

- ・保護者が所得税を納付していない生徒
- ・保護者が市町民税を納付していないか又は均等割のみを納付している生徒
- ・保護者が国民年金の保険料の納付を全額免除されている生徒
- ・同じ生計に属する兄弟姉妹又は本人が児童扶養手当の支給の対象になっている生徒
- ・同じ生計に属する小中学生の弟又は妹が市町から就学援助を受けている生徒

授業料減免の対象者は、上記のように母子世帯等で授業料の納入が困難と認められる者等であるが（石川県立高等学校授業料減免規則第2条）、そのうち全額減免の要件には該当しないけれども保護者の所得金額が児童扶養手当法施行令に定める金額以下である場合等には、授業料の半額が免除されることになっている（石川県立高等学校授業料減免規則の運用について）。

全額減免の審査は各学校において行い、学校長が決定する。半額減免の場合には、必要書類は学校から県教育委員会へ送付され、県教育委員会で審査を行い、教育長が決定することになっている。

具体的には、保護者が市町民税の所得割があり市町民税の所得が一定の所得制限限度内のときに半額減免が適用されている場合があるが、保護者の所得税の確認が行われていない。

19年度半額減免のうち所得税の確認をした方がよいもの

(円)

生徒	世帯	保護者の市町民税所得割	所得税	備考
A	母子	1,900	0	源泉徴収票が添付されているが全額減免になっていない

B	母子	5,800	未確認	市町民税所得割があるが所得税未確認
C	母子	14,400	未確認	〃
D	母子	6,100	未確認	〃
E	母子	12,300	未確認	〃
F	父子	11,000	未確認	〃
G	母子	16,000	未確認	〃

市町民税の所得割があっても所得税が非課税の場合もあり、その場合は全額減免となるので、確認した方がよいと考えられる。また、このような場合には、所得税の納税証明書を確認する仕組みになっていないので、減免に関する審査の手続きについて検討すべきである。

②授業料減免要件の再確認（意見）

減免の新規又は継続の場合でも新年度から減免を行う場合、減免要件が税金の非課税等の場合には、その時点では前々年の証明書しか発行されないのものでその証明書の減免を行うのであるが、前年の所得等の確認のため、6月以後に保護者から必要書類を提出してもらい、減免要件の再確認を行っている。これについては、平成20年2月に所得要件の再確認は必要ない旨の通知が出されているが、学校の担当者が自主的に行っている。県立高校のすべてで行っているかは不明であるが、再確認の結果、減免が取り消しになる場合があるので、全県立高校が同じ基準で運用を行わないと公平を欠くことになる。

(2) 授業料の未納

①授業料振替不能の場合の徴収方法

授業料は保護者の金融機関の口座から口座振替により振替されるが、振替ができなかった場合の徴収方法は各学校によって取扱いが異なっている。

金沢泉丘高校	保護者へ納付書渡し→保護者が金融機関で納付 (通信制は入学時に前払いのため未納はない)
小松高校	学校で現金集金→学校が金融機関で納付→領収印のある納付書を保護者へ渡す
七尾高校	学校で現金集金→学校が金融機関で納付→納付書は学校保管
輪島高校	学校で現金集金→学校が金融機関で納付→納付書は学校保管 (定時制は現金集金しており未納はない)

納付書を保護者へ渡して、金融機関で納付してもらうのが本来の手続きであるが、口座振替は私費も一緒に行われているので、振替不能の場合、私費は現金で徴収することになり、保護者の手間や学校の入金管理事務を考慮して現金集金している学校が多いと考えられる。

②授業料未納に関する実態調査（意見）

平成18年に平成16年度及び平成17年度の授業料未納者数・未納額実態調査が、石川県立学校事務長会で行われている。それによると県立高校で未納額が生じているとされている（校長、事務長等による立替分も未納に計上されている）。

県では過去に未納は発生していないとされているため（期中には未納はあるが、年度末では未納はない）、これらがどのように処理されているのかは不明である。今回の外部監査において、輪島高校で県職員による未納授業料の立替が判明しているが（輪島高校の監査結果を参照）、金額的に多額なものや回収できるかわからないものを県職員が個人で立替えるということは、通常考えられないことであり、合理的な説明が求められる。県教育委員会として全県立高校に対して、授業料の未納の実態調査を行い、結果を公表すべきである。

（3）教職調整額

教職調整額は、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に着目し、教育職員の勤務については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価すべきであるという趣旨から、時間外勤務手当等の制度は適用しないものとし、これに替えて給料相当の性格を有する給与として、教育職給料表(一)・(二)の適用を受ける3級、2級及び1級の職員に対し、給料月額4%が支給される。教職調整額は、給料とみなされ期末手当、勤勉手当や退職手当等の算出の基礎になっている。

この教職調整額については、残業時間の長短や学校として必要な業務に従事したか否かにかかわらず一律に支給されるため、教員の勤務実態と乖離していることや給料とみなされるため、期末、勤勉手当や退職手当の算出基礎に含まれてしまうこと等の問題があり、現在、中央教育審議会で見直し等の検討が行われている。

（4）薬品（毒物・劇物）の管理規定（意見）

学校における毒物及び劇物の管理については、県厚生部長通知により注意事項が定められており、教育委員会では年1回各県立学校に対して保管量及び保管管理の現況調査を行っている。保管管理の点検では、点検項目が示されているが、そもそも教育委員会として管理規定が作成されていない。また、点検項目に対する対応状況を調査しているが、不備があった場合でもそれに対して改善を求めているわけで

はない。教育委員会として管理規定を作成し、規定に基づいた保管管理を指導し、毒物・劇物の適正な管理を徹底すべきである。

(5) 学校図書館における蔵書のデータベース化の状況

図書館において定期的な蔵書点検は、重要な作業の一つなのであるが、蔵書がデータベース化され、貸出・返却の管理が電子ソフトで行われていないと蔵書点検作業はかなり困難であると考えられる。

県立高校における蔵書データベース化の状況は次の通りである(平成19年5月1日現在)。

蔵書をデータベース化している学校数	26校
このうち電子管理を活用し貸出・返却を行っている学校数	17校
蔵書をデータベース化していない学校数	22校
合計	48校

蔵書をデータベース化している学校のうちデータベース化の割合が100%なのは4校で、あとはデータベース化途中である。

今回監査対象とした高校の状況は次の通りである。

金沢泉丘高校	データベース化していない
小松高校	データベース化しており、電子管理を活用し貸出・返却を行っている
七尾高校	一部データベース化している
輪島高校	データベース化していない

(6) 私費会計

①「県立学校私費会計取扱要領」への準拠状況調査(意見)

県立高校で必要とされる経費には、「県費」で賄うものと部活動費、修学旅行費などのいわゆる「私費」で賄うものがある。この私費の収入・支出に関する財務処理が私費会計であり、私費会計については、県の歳入・歳出に含まれないという点で県費とは異なる。

石川県教育委員会では、昭和56年に「県立学校私費会計取扱要領」により、私費会計における経理事務の執行に関する基本的事項を定めている。この取扱要領によると私費会計は次の二つに分類される。

団体徴収金会計・・PTA等規約を有する団体(生徒会を除く)が、その責任において徴収額を決定し会計経理を行うもの。

学校徴収金会計・・・学校が、その責任において徴収額を決定し会計経理を行うもの。

今回の外部監査では、監査対象となった4校の私費会計について監査対象としたが（PTAの一般会計を除く）、その結果、「県立学校私費会計取扱要領」に準拠していない事項が認められた（詳しくは各校の監査結果を参照）。

a 決算の報告

会計ごとの決算を作成することとされているが、作成されていない会計がある。

b 監事の監査

各会計に2人以上の監事を置き、監査するとされているが、学校徴収金会計については監事は置かれておらず、監査も行われていない。

c 会計間の貸借

各会計で資金の一時流用を行うときは校長の承認を要するとされているが、書面での承認は行われていない。

d 県費負担のものの私費からの支出

公費負担すべき経費については、私費会計に依存することのないように努めるものとされているが、県費負担とも考えられるものが私費から支出されている会計がある。

e 帳簿の備付け

現金出納簿を備え付けるものとされているが、作成されていない会計がある。

f 財産等の管理

各会計により取得した財産及び物品について、適正に管理するものとされているが、備品の管理は行われていない。

「県立学校私費会計取扱要領」は、かなり以前に定められたものであり、県教育委員会では、県立高校の私費会計について把握していないということなので、全県立高校について、取扱要領への準拠状況の調査を行い、私費会計の適正な運営を図る必要がある。

② P T A と の 委 託 契 約 等 （ 意 見 ）

私費会計の事務は、県の事務職員又は教員が、職務の一環として勤務時間内に作業を行っているのであるが、団体徴収金会計については、PTAは学校とは別の団体であり、PTA会計の事務を県が無償で行っているということになる。通常、PTAから学校の事務長にPTA会計の委嘱状が発行され、県の職務に付随してPTAの事務を行っていると言われる。しかし、PTA会計については会計の種類がいくつもあり、付随して行うというような事務の分量ではない。また、PTAでは購買及び自動販売機の運営を行っており、学校では購買室及び自動販売機の電気料金等をPTAに負担させている。金額的にはこのような光熱費よりもPTA会計の事務

に関する人件費の方がはるかに大きい。保護者負担の軽減に配慮するという観点から無償が望ましいのであるが、学校とは別の団体である以上、P T Aとの事務に関する委託契約を行うか又は職務専念義務免除の規定（職務に専念する義務の特例に関する条例）の適用を検討すべきである。

③私費会計の監査（意見）

監査対象とした4校では、団体徴収金会計については、P T Aの監事が選任され監査が行われていたが、学校徴収金会計については、監事は選任されておらず監査は行われていなかった。包括外部監査の私費会計に対する監査権限については、法的には監査権限外であるとされているが、団体徴収金会計と学校徴収金会計とではその内容は異なると考えられる。団体徴収金会計はP T Aという学校とは別の団体であるため、監査権限外であるということは首肯し得るが、学校徴収金会計は、いわゆる実費精算会計であり県の財務事務そのものではないにしてもそれに準ずるものであると考えられる。そこで、今回の外部監査では、P T Aの一般会計については監査対象としなかったが（学校によってはすべて公開して頂いた学校もある）、その他はすべて監査対象とした。私費会計については、県が金銭的に財政援助をしない団体等の会計は監査委員監査の対象にはならないという行政実例もあるため、従来から監査委員監査の対象とはされていなかったが、上記のような観点から、今後は学校徴収金会計について、国への働きかけも含め、監査委員監査の対象として監査を実施すべきである。

④県費負担とすべき経費（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、公費負担すべき経費（別途定める経費）については私費会計に依存することのないように努めるものとしてされているが、私費会計の支出のうち県費負担とも考えられるものが含まれている。取扱要領では、公費負担すべき経費を別途定める経費とされているが一般的には定められてはいない。公費負担とすべき経費についてある程度の定めがないと、同じ支出について、ある高校では県費から支出し別の高校では私費から支出している場合には、高校によって保護者負担が異なることになり公平を欠くことになる。県費負担とすべき経費についての定めを置くことが望ましい。

（7）高校ごとの行政コスト計算書の作成及び公開（意見）

平成19年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する自己評価及び学校関係者評価の実施とその結果の公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新設された。

さらに、高等学校設置基準等では、自己点検及び評価の実施とその結果の公表に

関する規定のほか、学校運営に関する情報の保護者等に対する積極的な提供の規定が置かれている。学校設置基準は、施設・設備や組織上の最低基準を明示し、さらなる向上を促すことを目的としていたが、学校運営上の義務についても盛り込まれるようになっていく。

石川県立学校管理規則においても、学校評価に関して、校長は、毎学年、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、点検及び評価し、その結果を公表するものとされ（石川県立学校管理規則第11条の5第2項）、また、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとされている（同規則第11条の6）。

このような学校設置基準等に盛り込まれた学校の自己点検、評価、公表に関する規定と学校運営情報の積極的な提供に関する規定の根拠となる考え方は、学校の説明責任（アカウンタビリティ）であり、学校は、そこに学んでいる生徒の保護者や地域住民等に対して、自らの活動内容・成果を積極的に説明していく責務を負っているというものである。

石川県立学校管理規則では、校長は、その学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、学校の教育活動その他の学校運営に関する学校経営計画を策定し、公表するものとされており（石川県立学校管理規則第11条の5）、学校評価にあたって、学校経営計画が、作成・公表されているが、学校の財務に関する情報は公表されていない。先に述べたような説明責任の考え方からは、学校経営計画とともに学校の財務に関する情報も公表することが望ましい。財務に関する情報としては各種あるが、特にコスト情報が重要であると考えられる。

学校ごとの行政コスト計算書を作成することで、校長に対する学校経営責任者としての意識の形成や教職員に対するコスト意識の向上が期待できる。また、この行政コスト計算書を学校の活動成果とともに公開することで、学校の費用対効果を明らかにすることや説明責任の遂行に役立つと考えられる。

平成19年度の金沢泉丘、小松、七尾、輪島の4校の行政コスト計算書を作成すると次のようになる。

項目		金沢泉丘	小松	七尾	輪島
人にかかる コスト	人件費	902,787	626,903	476,302	334,655
	退職給付費用	102,917	71,466	54,298	38,150
	計	1,005,704	698,369	530,600	372,805
物にかかる コスト	物件費	57,922	42,689	37,781	29,315
	減価償却費	59,854	67,576	62,187	22,218
	計	117,776	110,265	99,968	51,533

その他	公債費（利子）	43,811	47,127	37,854	18,806
	その他	1,544	48	77	42
	計	45,355	47,175	37,931	18,848
行政コスト		1,168,835	855,809	668,499	443,186

収入	133,412	115,108	84,142	41,805
一般財源等（行政コスト－収入）	1,035,423	740,701	584,357	401,381
生徒数	1,955 人 （全日制 1,077 人 通信制 878 人）	959 人	716 人	380 人 （全日制 366 人 定時制 14 人）
生徒 1 人当たり一般財源等（行政コスト－収入）	529 （全日制 769 通信制 235）	772	816	1,056 （全日制 910 定時制 4,873）

- (注) 1、行政コストは、運営費のみであり、事業費は含んでいない。また、県教育委員会の事務局費用も含んでいない。
- 2、退職給付費用は、県全体の行政コスト計算書における人件費に対する退職給与引当金繰入等の比率 11.4%を使用して算出した。
- 3、減価償却費は、建物等の公有財産台帳上の評価額又は取得価額を使用し、耐用年数については、50年を基準として適用した。但し、公有財産台帳上の評価額を使用した場合は、基準耐用年数から主要な施設の経過年数を控除した年数を使用している。
- 4、公債費（利子）は、県全体のバランスシート上の有形固定資産に対する行政コスト計算書上の公債費（利子）の比率 0.8%を各施設の土地・建物等の価額に乗じて算出した。

生徒 1 人当たり一般財源等（行政コスト－収入）では、金沢泉丘高校は、通信制の生徒数を含んでいるため合算では少ない金額となっているが、行政コストの大部

分は人にかかるコストなので、仮に行政コストを全日制と通信制について教職員数（全日制 80 名 通信制 20 名）で按分した場合の生徒 1 人当たりの一般財源等（行政コストー収入）は、全日制が 769 千円、通信制が 235 千円ということになる。

また、輪島高校は、定時制を含んでいるので同じように教職員数（全日制 34 名 定時制 7 名）で按分した場合は、全日制が 910 千円、定時制が 4,873 千円ということになる。

高等学校の生徒 1 人当たりのコストは、文部科学省における「地方教育費調査」で都道府県別に全日制、定時制、通信制等の平均が明らかにされているが、上記のような学校ごとのコスト情報により、工業高校や普通高校等の学校種別によるコストの相違や定時制高校等の学校規模によるコストの相違等が明らかになる。

（8）県内私立高校との比較

県立高校 4 校（全日制）と県内の私立高校を主な指標について比較すると次のようになる。私立高校は、県立高校 4 校の全日制とそれぞれ生徒数が近い 6 校について比較した。

県立高校 4 校

項目	金沢泉丘	小松	七尾	輪島
生徒数（人）	全日制 1,077 通信制 878	959	716	全日制 366 定時制 14
教職員数（人）	全日制 80 通信制 20	73	54	全日制 34 定時制 7
教職員 1 人当たり生徒数（人）	全日制 13.4 通信制 43.9	13.1	13.2	全日制 10.7 定時制 2
収入（千円）	133,412	115,108	84,142	41,805
行政コスト（千円）	1,168,835	855,809	668,499	443,186
うち人件費（千円）	1,005,704	698,369	530,600	372,805
人件費割合（%）	86.0	81.6	79.3	84.1
生徒 1 人当たり行政コスト（千円）	全日制 868 通信制 266	892	933	全日制 1,005 定時制 5,381

県内私立高校

項目	A校	B校	C校	D校	E校	F校
教職員1人当たり生徒数(人)	15.5	20.7	13.8	15.6	9	9.5
人件費割合(%)	75.1	60.6	66.9	75.1	70.8	72.4
生徒1人当たり収入(補助金除く)(千円)	447	464	435	386	404	546
生徒1人当たり補助金(千円)	370	375	399	421	494	542
生徒1人当たり支出(千円)	850	680	851	925	1,187	1,090

(注) 私立高校の収入・支出は、消費収支計算書より記載し、1人当たりの金額の算出では特殊なものがある場合は除外して算出している。

教職員1人当たり生徒数では、県立高校は、輪島を除いて13人台である。私立高校は、A校、B校の大規模校は15～20人、C校、D校の中規模校は13～15人となっており、金沢泉丘、小松の大規模校では、私立に比べて教職員が厚く配置されている。人件費割合では、県立高校は、80%前後、私立高校は、概ね70%程度となっており、県立高校の人件費割合が高いが、県立高校のコストは、運営費のみで事業費は含まれていない。生徒1人当たり行政コストでは、県立高校は、生徒数が少ない高校ほど金額が大きくなる。私立高校の生徒1人当たり支出は、B校が最も少ないが、他校に比べ生徒数に対して教職員数が相対的に少ないためであると考えられる。その他の高校も生徒数が少ないほど金額が大きくなる。生徒1人当たり行政コストについて、金沢泉丘、小松、七尾、輪島の各高校ともそれぞれの同規模の私立高校の生徒1人当たり支出と比較しても大きな相違は見られない。

2、金沢泉丘高校



金沢泉丘高校正面

(1) 通信制

①学校法人日本放送協会学園に対する授業の無償提供（指摘事項）

学校法人日本放送協会学園高等学校（以下日本放送協会学園という）は、通信制の高校であり、金沢泉丘高校が昭和37年度に協力校となって、日曜日に金沢泉丘高校の通信制の生徒と日本放送協会学園の生徒が、同じ授業を受けている。通信制であるため、レポートは日本放送協会学園へ送付するのであるが、日曜の授業は金沢泉丘高校で受けている。生徒数は30数名であり、県との関係では日本放送協会学園に学校施設の使用許可を与えているが、授業料は生徒からも日本放送協会学園からも徴収していない。金沢泉丘高校には、日本放送協会学園が雇用する専任指導員が1名いて、日本放送協会学園の生徒の通信事務等を行っている。日本放送協会学園の協力校は、全国で33校あり、他県では、授業の対価を協力校に対して支払っている場合もあるとされるが（生徒数等によって異なるが年間約100万円～150万円程度）、石川県では、平成15年度から金沢泉丘高校の申し出によって、日本放送協会学園直接雇用の専任指導員を配置しているため、授業の対価を支払っていない。しかし、専任指導員がいて通信事務等を行っていることと授業料が無償であることとは無関係であり、授業料無償の理由にはならない。日本放送協会学園の通信事務等は、その職員が行うか、あるいは協力校において行う場合は事務経費を日本放送協会学園が負担するのは当然のことである。民間の一学校法人に対して無償で授業を提供していることは不適切であり、金沢泉丘高校が協力校である以上、今後、委託契約等を行い授業等の適正な対価を徴収するべきである。

②通信制の衛生看護科（意見）

衛生看護科は、県立総合看護専門学校と技能連携し、総合看護専門学校の准看護学科の生徒が高校卒業資格を取得するために設置されている。

衛生看護科の最近10年間の入学等の状況は次の通りである。

(人)

年度	定員	入学志願者数	受験者数	入学許可者数
平成10年度	40	0	0	0
平成11年度	40	2	2	2
平成12年度	40	0	0	0
平成13年度	40	0	0	0
平成14年度	40	0	0	0
平成15年度	40	0	0	0
平成16年度	40	0	0	0
平成17年度	40	0	0	0
平成18年度	40	1	1	1
平成19年度	40	0	0	0

総合看護専門学校准看護学科の生徒は大幅に減少しており、さらに衛生看護科の生徒は最近10年間で3名のみである。

総合看護専門学校准看護学科の廃止に伴い衛生看護科も廃止する必要がある。

(2) 備品管理

①備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）

当校では、石川県財務規則第241条に規定された備品台帳を作成しているが、備品類の定期的実地棚卸は行っていない。そこで、備品台帳からサンプルを8点抽出し、現物が存在することと備品台帳の記載内容が正確かどうかを検証した。

登録番号	規格構造等	金額（円）	取得年月	結果
3-1	耐火キャビネット	117,000	昭和58年6月	問題なし
4-6	ギャッチハット	107,520	平成11年8月	問題なし
7-169	IBMノートパソコン	83,444	平成20年2月	備品シール貼付なし
7-4	プロジェクター	364,350	平成18年11月	問題なし
11-2	無菌箱	189,000	平成14年1月	問題なし

15-1	硬式テニス練習器	54,000	昭和 55 年 9 月	所在不明
15-1	電子ピアノ	265,740	平成 6 年 8 月	備品シール貼付なし
19-1	自転車	37,200	昭和 56 年 6 月	既に廃棄

備品の視察で校内を回ったところ、昭和 50 年代に取得した備品ですでに廃棄したものと所在不明のものがあった。本校は昭和 50 年代後半に順次建て替え工事を行っており、取得日がそれ以前の備品については、現在も残っているかどうかは疑わしいものが少なからずあると思われる。少なくとも年に一度は備品の棚卸を行って、備品台帳と現物の突合せを実施し、既に存在しないものを把握する必要がある。

さらには、備品シールが剥がされてしまっていないものも 2 点検出された。注意しても生徒が剥がしてしまう場合がある。そういう面から言うと、定期的な実地棚卸によって備品シールの再貼付を行っていく必要もあると思われる。

②備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

(3) 図書の管理について（意見）

金沢泉丘高校の蔵書の状況は次の通りである。

平成 20 年 3 月 31 日現在

区分	蔵書数（冊）
県費	42,822
私費	551
計	43,373

本校の図書室における図書の貸出管理は次のようになっている。

- ・貸出は生徒 1 人 1 回に 3 冊まで、期限は 1 週間。
- ・紙製の貸出カードをカウンターに提出し、係員は手書きの貸出簿を記入する。
- ・カウンターには係員として図書室嘱託職員か生徒図書委員が交代でサービスしている。
- ・期限経過後も返却がない本については、2 ヶ月に 1 回督促状を作成し、担任教

論を通じて生徒に渡し返却を促している。

- ・生徒が貸出図書を紛失してしまった場合は、同じ本を購入し紛失した者に実費を請求している。

このような方法で図書の貸出管理が行われており、正規に貸し出された本については、紛失してそのままになっているものは、現図書室嘱託職員が把握している範囲では存在しない。しかし、図書の棚卸を行っていないため無断で持ち出されたものについては、無断持ち出しの有無を含めまったく把握されていない。

現在の手書貸出簿による管理を続ける限り、図書を定期的に棚卸するには膨大な時間がかかり、現実的には難しい。コンピューター利用が一般的となっている時勢を鑑み、本校図書館においてもコンピューター管理が望まれる。

(4) 園地管理委託の内容（意見）

樹木管理委託料の起案書類に綴じられた業務写真帳を見たところ、腰の高さもないような小さな樹木でも雪吊をしている。兼六園のような美観を求められる緑地なら理解できるが、当校の緑地にそこまで必要かどうか検討する必要がある。過去からやっていたとしても、近年は温暖化の影響で積雪量は少なくなっており、再考の余地がある。

(5) 私費会計

①概要

金沢泉丘高校における私費会計の種類は次の通りである。

全日制

会計名称	会計事務	監査人	決算書の有無	19年度繰越金 (千円)
P T A	事務職員	P T A 監事	あり	*
購買	購買職員 (P T A 職員)	P T A 監事	あり	*
生徒会	教員・事務職員	なし	あり	4,151
進路指導費	事務職員	P T A 監事	あり	536
文化体育振興費	事務職員	P T A 監事	あり	235
修学旅行積立金	事務職員	なし	あり	39,301
特色ある学校造り費	事務職員	なし	なし	772

学年諸経費	事務職員	なし	あり	4
卒業積立金	事務職員	なし	なし	-
冷暖房設備	事務職員	P T A 監事	あり	14,138

(注) *は、他団体のため不明。

通信制

会計名称	会計事務	監査人	決算書の有無	19年度繰越金 (千円)
振興会	事務職員	振興会監事	あり	*
レポート	教員	なし	あり	-
生徒会	教員	なし	あり	1,027
定通行事	事務職員	なし	なし	2,690
雑費	教員	なし	あり	377

(注) *は、他団体のため不明。

②決算書の未作成 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、会計ごとの決算を作成することとされているが、全日制の特色ある学校造り会計、卒業積立金会計及び通信制の定通行事会計については決算書が作成されていないので、作成すべきである。

③監事の選任及び監査 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計には2人以上の監事を置くものとされ、監事は年2回以上監査するものとされているが、全日制・通信制ともP T Aの監事による監査が行われている会計以外の会計については、監事の選任が行われておらず、また、監査も実施されていないので、監事の選任及び監査を行う必要がある。

④会計間貸借の書面による承認 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計において資金の一時流用を行うときは校長の承認を得るものとされている。19年度は、文化体育振興費会計が冷暖房設備会計から資金の借入を行っているが(年度末までに返済されている)、校長の書面による承認は行われていない。書面による承認を必要とすべきである。

⑤私費会計の財産等の管理 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計により取得した財産及び物品について適正に管理するものとするとしている。私費により購入した備品等が、県へ寄

付された場合は、所定の基準により県の備品台帳等へ記載されることになるが、それ以外のものについてはそのままとなり特に管理は行われていない。備品等の県費に準じた管理について検討すべきである。

3、小松高校



小松高校正面

(1) 授業料全額減免取消者の所得税確認（意見）

前年からの継続の全額減免者で減免要件の再確認のため、6月に必要書類を提出してもらったところ、市町民税の所得割があったので減免取消となっている例があるが、市町民税の所得割があったとしても所得税は非課税の場合があるので所得税の納税証明書で所得税の確認を行う必要がある。

(2) 備品等の管理

① 備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）

備品については、重要物品及びパソコン等については現品確認を実施している。すべての備品について実施されているわけではなく、人手の少ない中、やりつつあるという現状である。物品の確認は有効かつ必要なものであり現実に実施する方法を模索する必要がある。

② 備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、一部については電子的に管理されている。電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

③薬品（毒物・劇物）の管理（意見）

薬品管理については、毒物・劇物薬品台帳を作成・管理し、年1回在庫確認を実施し、教育委員会の現況調査に報告を行っている。毒物・劇物薬品台帳をみると1999年10月20日購入（又は調査）で、その後使用のないものが多数存在し、台帳に廃棄予定と記載されているがそのまま保管されているものもある。長期間の滞留品については、今後の必要性、使用予定等を検討し適正な処理行うべきである。

（3）図書管理（意見）

小松高校の蔵書の状況は次の通りである。

平成20年3月31日現在

区分	蔵書数（冊）
県費	22,040
私費	17,645
計	39,685

当校の図書館には貸出・返却に関する電子ソフトが導入されており、蔵書のデータベース化の割合も19年5月現在で75%～100%未満とされている。定期的な蔵書点検は行われていないので、循環的に蔵書点検を実施すべきである。嘱託の職員1名だけで行うのは現実的には人員不足であるが、図書委員会として教師、生徒を含めて人数を確保する等計画的な蔵書点検の実施について検討を行う必要がある。

（4）情報機器の利用管理（意見）

県立高校では教員一人当たり1台のパソコンは支給されていないので、支給を受けていない教員は、業務上の必要から、教員個人の所有するパソコンを学校に持ち込み、業務に使用することが通常行われている。規定では、使用許可したパソコン等については、個人所有パソコン使用許可台帳と外部記憶媒体使用許可台帳に記載したうえで定期的に規定違反がないか確認することとなっているが、現状は上記の台帳は作成されていない。規定通り台帳を作成したうえで定期的に管理することが必要である。

（5）私費会計

①概要

小松高校における私費会計の種類は次の通りである。

会計名称	会計事務	監査人	決算書の有無	19年度繰越金 (千円)
P T A	事務職員	P T A監事	あり	*
購買	事務職員	P T A監事	あり	*
生徒会	教員	なし	あり	859
教育振興費	事務職員	P T A監事	あり	*
文化体育振興費	事務職員	P T A監事	あり	*
学年会費	教員	なし	なし	397
修学旅行積立金	教員	なし	あり	31,161
卒業経費積立金	教員	なし	なし	-
進路指導	教員	なし	なし	1,832
外部模試	教員	なし	なし	630

(注) *は、他団体のため非掲載。

②決算書の未作成（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、会計ごとの決算を作成することとされているが、学年会費会計、卒業経費積立金会計、進路指導会計及び外部模試会計については決算書が作成されていないので、作成すべきである。

③監事の選任及び監査（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計には2人以上の監事を置くものとされ、監事は年2回以上監査するものとされているが、P T Aの監事による監査が行われている会計以外の会計については、監事の選任が行われておらず、また、監査も実施されていないので、監事の選任及び監査を行う必要がある。

④会計間貸借の書面による承認（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計において資金の一時流用を行うときは校長の承認を得るものとされている。19年度は、学年会費会計が修学旅行積立金会計、卒業経費積立金会計及び外部模試会計から資金の借入を行っているが（年度末までに返済されている）、校長の書面による承認は行われていない。書面による承認を必要とすべきである。

⑤県費と私費の区分（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、公費負担すべき経費については、私費会計に依存することのないように努めるものとされているが、私費の支出のうち校長会研修費等公費とも言い得るものも含まれているので、統一的に公費・私費の負担区分を明確にすることが望ましい。

⑥私費会計の財産等の管理（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計により取得した財産及び物品について適正に管理するものとするとしている。私費により購入した備品等が、県へ寄付された場合は、所定の基準により県の備品台帳等へ記載されることになるが、それ以外のものについてはそのままとなり特に管理は行われていない。備品等の県費に準じた管理について検討すべきである。

⑦生徒会会計（意見）

生徒会会計は担当教員が会計事務を行っているのであるが、年度途中での見込みの決算書を作成したのみで最終の決算書が作成されていなかった。また、支払証憑のないものが多数あり、預金残の不一致や出納帳の記載不備も認められた。今回の外部監査後、最終の決算書を作成し、預金残も一致させ、支払証憑も後日入手しているが、出納帳には内訳不明のものもあるので今後は適切な処理を行うことが必要である。

4、七尾高校



七尾高校天体望遠鏡

(1) 授業料減免の際の所得税確定申告書による所得税の確認（意見）

所得税非課税で全額減免をする場合に所得税確定申告書で所得税の確認を行っている。授業料減免に関する証明書の種類として所得税の場合は納税証明書が必要とされており、申請時点で納税証明書が入手できない場合は、後日提出を求めて確認する必要がある。

(2) 備品等の管理

① 備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）

備品については、定期的な現品の確認は全く行われていない。物品の確認は有効かつ必要なものであり現実に実施する方法を模索する必要がある。

② 備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

③寄付採納品の備品台帳未記載（指摘事項）

19年度に寄付採納された卒業生及び同窓会からの記念品については、寄付採納の手続きは行われているが、備品台帳への記載が行われていない。備品台帳に記載し、適正な管理を行う必要がある。

項目	記念品	数量	金額（千円）	寄付採納日
卒業生	パイプ椅子	50脚	236	20.2.19
同窓会	パイプ椅子	250脚	1,181	20.2.19

(3) 図書の管理（意見）

七尾高校の蔵書の状況は次の通りである。

平成20年3月31日現在

区分	蔵書数（冊）
県費	7,822
私費	25,240
計	33,062

当校の図書館には貸出・返却に関する電子ソフトが導入されてはいないが、蔵書のデータベース化を順次実施している。定期的な蔵書点検は行われていないので、循環的に蔵書点検を実施すべきである。嘱託の職員1名だけで行うのは現実的には人員不足であるが、図書委員会として教師、生徒を含めて人数を確保する等計画的な蔵書点検の実施について検討を行う必要がある。

(4) 情報機器の利用管理（意見）

石川県情報セキュリティポリシー対策基準第11条但し書きにより、個人所有パソコンを校舎内で使用するときは学校長の許可が必要であるが、使用実績があるのに20年度についてはこの許可が行われていない。また、電子データを校舎外へ持ち出す場合は所定の許可が必要であるが、特に管理は行われていない。情報機器の利用に関する規定に従い適切な管理が必要である。

(5) 工作物台帳（意見）

当校のシンボルともいえるべき35cm反射赤道儀式天体望遠鏡の公有財産台帳への記載が、報告もれで金額が0円で記載されている。これは、本体の建物工事費に込みで契約されたため価格は建物に含まれ、工作物としての価格は付されていないためである。新校舎建設時の積算資料等により、適正な価格で記載すべきである。

(6) 私費会計

①概要

七尾高校における私費会計の種類は次の通りである。

会計名称	会計事務	監査人	決算書の有無	19年度繰越金 (千円)
P T A	事務職員	P T A 監事	あり	*
購買	購買職員 (P T A 職員)	P T A 監事	あり	*
生徒会	教員	なし	あり	138
教育振興	事務職員	P T A 監事	あり	*
課外活動	事務職員	P T A 監事	あり	*
学年積立	事務職員	P T A 監事	あり	21,917
進路指導	事務職員	P T A 監事	あり	0
学習環境	事務職員	P T A 監事	あり	9
冷房	事務職員	P T A 監事	あり	2,092
図書	図書館職員	なし	あり	2
保健費	保健室教員	なし	なし	125
生徒会特別	教員	なし	なし	-

(注) *は、他団体のため非掲載。

②決算書の未作成 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、会計ごとの決算を作成することとされているが、保健費会計及び生徒会特別会計については決算書が作成されていないので、作成すべきである。

③監事の選任及び監査 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計には2人以上の監事を置くものとされ、監事は年2回以上監査するものとされているが、P T Aの監事による監査が行われている会計以外の会計については、監事の選任が行われておらず、また、監査も実施されていないので、監事の選任及び監査を行う必要がある。

④県費と私費の区分 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、公費負担すべき経費については、私費会計に依存することのないように努めるものとされているが、私費会計の支出のうち教

員指導書等公費とも言い得るものも含まれている。また、私費会計から教務室補助員1名の給与が支出されており、統一的に公費・私費の負担区分を明確にすることが望ましい。

⑤私費会計の財産等の管理（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計により取得した財産及び物品について適正に管理するものとしてされている。私費により購入した備品等が、県へ寄付された場合は、所定の基準により県の備品台帳等へ記載されることになるが、それ以外のものについてはそのままとなり特に管理は行われていない。備品等の県費に準じた管理について検討すべきである。

5、輪島高校



輪島高校正面

(1) 県職員による未納授業料の立替（指摘事項）

石川県では、監査対象とした4校を含めて全県立高校で17年度、18年度及び19年度とも授業料の年度末における未納は発生していない。しかしながら、監査対象とした輪島高校で県職員による未納授業料の立替があった。毎月口座振替不能となる特定の生徒について毎月末に納付書で立替納付し、保護者には学校から請求書を発行している。18年度末で数か月分の未納があり19年度中に完納されている。表面上は納付されているため未納とはなっていないが、授業料の未納の実態を隠すものであり、不適切な財務事務である。

(2) 備品等の管理

①備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）

備品については、定期的な現品の確認は行われていない。一部について実施されているということであるが、現品確認の記録は残されていない。物品の確認は有効かつ必要なものであり現実に実施する方法を模索する必要がある。

②備品台帳等の電子化による管理（意見）

備品台帳等については、現在手書きにより作成されているが、電子化された管理台帳を使用したほうがより効率的な管理を行うことが可能である。備品台帳は分類ごとに記載することになっているが、電子化すれば場所ごと等にも分けることが可

能であり、より高度な管理方法について検討すべきである。

③薬品（毒物・劇物）の管理（意見）

薬品管理については、薬品使用カードを作成・管理し、年1回在庫確認を実施し、教育委員会の現況調査に報告を行っている。保管状況調査をみると使用のないものが多数存在するので、長期間の滞留品については、今後の必要性、使用予定等を検討し適正な処理を行うべきである。

(3) 図書管理（意見）

輪島高校の蔵書の状況は次の通りである。

平成20年3月31日現在

区分	蔵書数（冊）
県費	13,873
私費	15,896
計	29,769

当校の図書館には貸出・返却に関する電子ソフトが導入されておらず、蔵書のデータベース化も特に行っていない。定期的な蔵書点検は行われていないので、循環的に蔵書点検を実施すべきである。嘱託の職員1名だけで行うのは現実的には人員不足であるが、図書委員会として教師、生徒を含めて人数を確保する等計画的な蔵書点検の実施について検討を行う必要がある。

(4) 情報機器の利用管理（意見）

石川県情報セキュリティポリシー対策基準第11条但し書きにより、個人所有パソコンを校舎内で使用するときは学校長の許可が必要であるが、20年度についてはこの許可が行われていない。また、県から支給された新品パソコン9台が、平成20年7月30日に学校へ納入されているが、往査日現在（平成20年11月18日）倉庫に保管されたままで利用されていない。県からの支給パソコンが教員すべてに行き渡らないために個人所有パソコンを使用しているのに、一方で支給パソコンが未使用のままになっている。情報機器の利用に関する規定に従い適切な管理及び情報機器の適切な利用が必要である。

(5) 私費会計

①概要

輪島高校における私費会計の種類は次の通りである。

全日制

会計名称	会計事務	監査人	決算書の有無	19年度繰越金 (千円)
P T A	事務職員	P T A 監事	あり	*
購買会計	購買職員 (P T A 職員)	P T A 監事	あり	*
生徒会	教員	なし	あり	1,576
教育環境整備 費	事務職員	P T A 監事	あり	*
教室エアコン	事務職員	P T A 監事	あり	*
課外活動助成 費	事務職員	P T A 監事	あり	*
積立	事務職員	なし	なし	10,470
模試土曜活用 運営費	教員	なし	なし	0

(注) *は、他団体のため非掲載。

定時制

会計名称	会計事務	監査人	決算書の有無	19年度繰越金 (千円)
振興会	教員	振興会監査委 員	あり	*
給食	教員	なし	あり	112
生徒会	教員	なし	あり	47
課外助成	教員	なし	あり	47
同窓会	教員	なし	なし	73
総合的学習費	教員	なし	あり	34

(注) *は、他団体のため非掲載。

②決算書の未作成 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、会計ごとの決算を作成することとされているが、積金会計及び模試土曜活用運営費会計等については決算書が作成されていないので、作成すべきである。

③監事の選任及び監査 (意見)

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計には2人以上の監事を置くものとさ

れ、監事は年2回以上監査するものとされているが、PTAの監事による監査が行われている会計以外の会計については、監事の選任が行われておらず、また、監査も実施されていないので、監事の選任及び監査を行う必要がある。

④帳簿の備付け（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、現金出納簿を備え付けるものとされているが、生徒会会計及び積立会計では作成されていないので、作成する必要がある。

⑤私費会計の財産等の管理（意見）

「県立学校私費会計取扱要領」では、各会計により取得した財産及び物品について適正に管理するものとしてされている。私費により購入した備品等が、県へ寄付された場合は、所定の基準により県の備品台帳等へ記載されることになるが、それ以外のものについてはそのままとなり特に管理は行われていない。備品等の県費に準じた管理について検討すべきである。

参考 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見について、一覧できるよう表形式で掲載する。

区 分	項 目
第2章 監査の視点及び県共通事項 2、県共通事項	(1) 給与における地域手当の異動保障制度について (意見)
	(3) ソフトウェアの管理について (意見)
	(4) 備品の金額基準について (意見)
	(5) 非常勤講師の報酬について (意見)
	(6) 公用車運転手の日当について (意見)
第3章 大学 II 監査結果 1、大学 (総論)	(1) 公立大学の意義 (意見)
	(2) 公立大学の法人化と大学経営 (意見)
	(3) 県民に対する説明責任 (意見)
2、石川県立大学	(1) 学生生活への支援 (通学の利便性向上) について (意見)
	(2) 財産の管理 ① 公舎の廃止について (意見) ② 工作物の管理について (意見)

	<p>(3) 備品等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①図書館での閲覧用 CD、DVD の管理 (意見) ②備品の定期的な確認の未実施 (指摘事項) ③備品台帳等の電子化による管理 (意見) ④備品シールの貼り付けについて (意見) ⑤建物建設時の厨房用備品について (意見) ⑥薬品等 (劇物・毒物) の管理 (指摘事項)
	<p>(4) 図書の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期的な蔵書点検の未実施 (指摘事項) ②図書除籍ルールの未策定 (意見)
	<p>(5) 情報機器の利用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸与パソコンの学外持出許可申請の徹底 (意見)
	<p>(6) 契約事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①校舎管理関係の委託業務に関する指名業者の拡大等について (意見) ②研究機器の保守点検費用について (意見) ③広報委託料の起案書類の記載事項について (意見)
	<p>(7) 入学手数料の納入通知書による納入について (意見)</p>
	<p>(8) 支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人件費の統制管理について (意見) ②臨時職員の雇用承認手続について (意見) ③出張の承認手続について (意見)
	<p>(9) 研究費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①共同研究完了報告書の提出について (意見) ②奨学寄附金の受入条件の記載について (意見) ③研究費に関する事務のシステム化について (意見) ④研究費の支出内容等について (意見) ⑤特別研究費の支出実績報告の実施について (意見) ⑥研究費で購入した図書について (意見)

<p>3、石川県立看護大学</p>	<p>(1) 学生生活への支援等 ①実習等の交通に対する支援（意見） ②実習施設に関する関連機関の連携の検討（意見）</p> <p>(2) 講堂の利用促進について（意見）</p> <p>(3) 備品等の管理 ①教材用DVDの管理について（意見） ②備品の現品確認の実施方法について（意見） ③重要物品以外の備品の定期的な確認の未実施（指摘事項） ④薬品等（劇物・毒物）の管理について（指摘事項）</p> <p>(4) 図書の管理（図書除籍ルールの未策定）（意見）</p> <p>(5) 情報機器の利用管理 ①セキュリティーの具体的実施基準の未策定（意見） ②情報機器の管理不備（意見）</p> <p>(6) 入学手数料の納入通知書による納入について（意見）</p> <p>(7) 支出 ①臨時職員の雇用承認手続について（意見） ②出張の承認手続について（意見）</p> <p>(8) 研究費 ①学内研究費の支出内容等について（意見） ②科学研究費補助金で購入した図書について（意見）</p>
<p>第4章 専修学校等 I 石川県立総合看護専門学校 2、監査結果</p>	<p>(1) 学生の学校生活等に関するアンケートの実施について（意見）</p>

	<p>(2) 備品管理</p> <p>①定期的な現品確認の未実施、備品台帳の不備（指摘事項）</p> <p>②備品台帳等の電子化による管理（意見）</p>
	<p>(3) 図書除籍ルールの未策定（意見）</p>
	<p>(4) 契約事務</p> <p>①県立中央病院との契約事務共通化について（意見）</p> <p>②園地管理委託の内容（意見）</p>
	<p>(5) 実習施設謝金（図書カード）の支出及び金額基準について（意見）</p>
	<p>(6) 役割等</p> <p>①准看護学科（全日制2年）について（意見）</p> <p>②第二看護学科（看護師3年課程 昼間定時制4年）について（意見）</p>
	<p>(7) 行政コスト計算書の作成及び公開（意見）</p>
<p>II 石川県立保育専門学園</p> <p>2、監査結果</p>	<p>(1) 学生の学校生活等に関するアンケートの実施について（意見）</p>
	<p>(2) 関係する外部の有識者による協議会の実施（意見）</p>
	<p>(3) 備品等の管理</p> <p>①備品の定期的な確認の未実施（指摘事項）</p> <p>②備品台帳等の電子化による管理（意見）</p>
	<p>(4) 図書の管理（意見）</p>
	<p>(5) 収入</p> <p>①授業料未納者の管理について（意見）</p>

	②入学意思の確認について（意見）
	（6）契約事務 ①暖房設備運転管理業務、清掃業務の見積書徴収業者の選定について（意見）
	（7）保護者会会計について（意見）
	（8）役割等 ①専攻科について（意見） ②保育所の民営化等の検討（意見） ③保育専門学園の役割等（意見）
	（9）行政コスト計算書の作成及び公開（意見）
Ⅲ石川県立産業技術専門校 2、監査結果	（1）訓練生の訓練生活等に関するアンケートの実施（意見）
	（2）関係する外部の有識者による協議会の実施（意見）
	（3）企業ニーズの把握及び報告について（意見）
	（4）ポリテクセンターとの役割分担（意見）
	（5）離転職者訓練・若年者訓練の見直し（意見）
	（6）備品等の管理（金沢校） ①定期的な現品確認の未実施（指摘事項） ②備品台帳等の電子化による管理（意見） ③工作物の管理（意見） ④要廃棄備品・工作物の廃棄未処理（意見）
	（7）若年者向け訓練の授業料等の徴収検討（意見）

	(8) 訓練生の負担経費の事務管理について (意見)
	(9) 民間委託訓練 ①民間委託訓練生に対するアンケートの実施 (意見) ②委託先の選定基準について (意見) ④託児付きの委託訓練 (意見) ⑤委託料等の計算について (意見)
	(10) 行政コスト計算書の作成及び公開 (意見)
第5章 県立高校 II 監査結果 1、県立高校(総論)	(1) 授業料の減免 ①半額減免適用者の所得税確認 (指摘事項) ②授業料減免要件の再確認 (意見)
	(2) 授業料の未納 ②授業料未納に関する実態調査 (意見)
	(4) 薬品 (毒物・劇物) の管理規定 (意見)
	(6) 私費会計 ①「県立学校私費会計取扱要領」への準拠状況調査 (意見) ②PTAとの委託契約等 (意見) ③私費会計の監査 (意見) ④県費負担とすべき経費 (意見)
	(7) 高校ごとの行政コスト計算書の作成及び公開 (意見)
2、金沢泉丘高校	(1) 通信制 ①学校法人日本放送協会学園に対する授業の無償提供 (指摘事項) ②通信制の衛生看護科 (意見)

	<p>(2) 備品管理</p> <p>①備品の定期的な確認の未実施 (指摘事項)</p> <p>②備品台帳等の電子化による管理 (意見)</p>
	<p>(3) 図書の管理について (意見)</p>
	<p>(4) 園地管理委託の内容 (意見)</p>
	<p>(5) 私費会計</p> <p>②決算書の未作成 (意見)</p> <p>③監事の選任及び監査 (意見)</p> <p>④会計間貸借の書面による承認 (意見)</p> <p>⑤私費会計の財産等の管理 (意見)</p>
3、小松高校	<p>(1) 授業料全額減免取消者の所得税確認 (意見)</p>
	<p>(2) 備品等の管理</p> <p>①備品の定期的な確認の未実施 (指摘事項)</p> <p>②備品台帳等の電子化による管理 (意見)</p> <p>③薬品 (毒物・劇物) の管理 (意見)</p>
	<p>(3) 図書の管理 (意見)</p>
	<p>(4) 情報機器の利用管理 (意見)</p>
	<p>(5) 私費会計</p> <p>②決算書の未作成 (意見)</p> <p>③監事の選任及び監査 (意見)</p> <p>④会計間貸借の書面による承認 (意見)</p> <p>⑤県費と私費の区分 (意見)</p> <p>⑥私費会計の財産等の管理 (意見)</p> <p>⑦生徒会会計 (意見)</p>
4、七尾高校	<p>(1) 授業料減免の際の所得税確定申告書による所得税の確認 (意見)</p>

	<p>(2) 備品等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①備品の定期的な確認の未実施 (指摘事項) ②備品台帳等の電子化による管理 (意見) ③寄付採納品の備品台帳未記載 (指摘事項)
	<p>(3) 図書管理 (意見)</p>
	<p>(4) 情報機器の利用管理 (意見)</p>
	<p>(5) 工作物台帳 (意見)</p>
	<p>(6) 私費会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ②決算書の未作成 (意見) ③監事の選任及び監査 (意見) ④県費と私費の区分 (意見) ⑤私費会計の財産等の管理 (意見)
<p>5、輪島高校</p>	<p>(1) 県職員による未納授業料の立替 (指摘事項)</p>
	<p>(2) 備品等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①備品の定期的な確認の未実施 (指摘事項) ②備品台帳等の電子化による管理 (意見) ③薬品 (毒物・劇物) の管理 (意見)
	<p>(3) 図書管理 (意見)</p>
	<p>(4) 情報機器の利用管理 (意見)</p>
	<p>(5) 私費会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ②決算書の未作成 (意見) ③監事の選任及び監査 (意見) ④帳簿の備付け (意見) ⑤私費会計の財産等の管理 (意見)